

ISSN0549-365X

日本経済政策学会編

政策危機の構図

—新しい政策原理を求めて—

日本経済政策学会年報XLVIII

2000



日本経済政策学会編

勁草書房発売

日本経済政策学会編

政策危機の構図

—新しい政策原理を求めて—

日本経済政策学会年報XLVIII

2000



日本経済政策学会編

勁草書房発売

第五十六回大会共通論題

『政策危機の構図——新しい政策原理を求めて——』

日本経済政策学会の第五十六回全国大会は平成十一年五月二十九日(土)、三十日(日)の二日間にわたって、東海大学(湘南キャンパス)において開催された。

今大会の共通論題は、「プログラム委員会と関東常務理事・幹事会の協議に基づき、学会本部および各地域部会の理事・幹事会の下承を得て、「政策危機の構図」となった。経済政策が危機を迎えているという認識は、各国において政策選択における自由度が大きな制約を受けたり、従来型の経済政策が有効性を失う事態が相次いでいることによる。またここ数年來、全国大会の共通論題討論において、わが国の経済政策とその背後にある政策思想に対する疑義が次第に高まってきたことも符合している。

経済政策の危機は、経済政策学の危機でもある。政策選択における自由度の低下と従来型政策の有効性の欠如という事態は、電気通信産業革命を契機とした情報化、経済活動のグローバル化の急速な進展や、先進各国に共通する少子・高齢化、成熟化などと密接な関係があり、今世紀後半に形成されてきた従来型の政策理論では想定されていない状況において生じたものといわざるを得ない。また、新しい政策環境の変化に直面したとき、いかなる政治的意思決定プロセスを通じて政策理念の設定や政策手段の選択がなされるべきかについて、適切な経済政策理論が構築されてこなかったことにも政策危機の重大な原因がある。

サブ・タイトルには「新しい政策原理を求めて」が選択された。なによりも共通論題の討論を通じて、経済政策学が新しい事態に対応した経済政策の枠組みを提示し、経済政策の実効性を回復することを目指したからに他ならない。

共通論題において従来と異なった新しい手法が試みられた。その一つはサブ・テーマの選択法である。従来は政策分野や問題の側面に応じて三本の柱を用意して、その範囲で各人が報告を分担してきたのに対し、今回は共通論題報告者自らが、こうした問題意識にそってテーマを選択し、現下の政策危機の構図を明らかにするとともに、新しい経済政策の枠組みを提示することが求められた。各報告者によって選択されたテーマは以下の通りであった。

(1) 良い社会とはなにか——市場経済、民主主義、福祉社会の統合可能性—— 東條隆進(早稲田大学)

(2) 秩序への思惟・新自由主義経済政策構想再考 丸谷冷史(神戸大学)

(3) 二一世紀日本の再生と政策運営 横山彰(中央大学)

もう一つの試みは、共通論題討論において報告者に対する予定討論という形ではなく、パネル・ディスカッションとしたことである。個々の報告分野にとらわれず、七名が一堂に会して行われるパネル・ディスカッションは、本テーマへの総合的かつ実践的な取り組みを意図したものである。パネリストは、右記の報告者に加えて、西野万里(明治大学)、野尻武敏(大阪学院大学)、眞継隆(名古屋大学)、宮城辰男(沖縄国際大学)の各氏であった。

共通論題の報告とパネル・ディスカッションは、昼食・理事会・総会をはさんで丸一日に及んだ。討論はプログラム委員会が密かに期待していたとおり白熱し、フロアの会員を巻き込んだ議論が盛り上がった。座長をお引き受けくださった加藤寛(千葉商科大学)、植草益(東洋大学)の両歴代会長には、長時間の共通論題プログラムを手際よく、かつ成功裏に運営されたことを感謝したい。

自由論題には、当初五十二の報告希望が集まり、昨年度報告された会員以外を優先してプログラムの編成を行った。従来方式どおり、期日までに報告趣旨の提出がない会員や報告辞退を除いて調整した結果、十四セッション四十報告が第二日(五月三十日)のプログラムとなった。

限られたスタッフにも関わらず、二日間の大会を大過なく終えることができたのは、横井弘美会長をはじめ、座長、報告者、討論者の先生方、常務理事・幹事会の先生方、ならびに本部スタッフの方々、そしてもちろん湘南キャンパスまで足を運んでくださった会員の皆様のためものである。深く感謝の意を表したい。

一九九九年九月

第五十六回全国大会プログラム委員会

目次

第五十六回大会共通論題『政策危機の構図——新しい政策原理を求めて——』
 第五十六回全国大会プログラム委員会 1

〈共通論題〉

良い社会とはなにか 東條隆進 9
 ——市場経済、民主主義、福祉社会の統合可能性——

秩序への思惟・新自由主義経済政策構想再考 丸谷冷史 18
 二一世紀日本の再生と政策運営 横山彰 29
 コメント 眞継隆 39
 ——「政策危機の構図」から体系的政策論へ——

コメント 野尻武敏 42

コメント 宮城辰男 45
 ——中央集権的官僚システムと地方分権——

コメント 西野万里 49
 ——政策の有効性と新たな政策原理——

総括 植草益 52

〈自由論題〉

シエアエコノミーと経済政策の有効性	藪田雅弘	57
秩序自由主義（オルドー・リベラリスムス）の政策原理	鉢野正樹	61
平成不況は日本の政治経済システムの何を変えたのか	植松忠博	65
貨幣的成長理論の再検討	飯田隆雄	69
——個人の予算制約式に反映される政府行動を中心として——	小谷崇	73
不況打開のための国債棒引きの提案	丸尾直美	77
——財政支出と金融の大胆な拡大を——	矢口和宏	77
不況対策としての資産政策の有効性	丸尾直美	77
——公的資金投入の意義——	丸尾直美	77
民間乗数・情報としての失業率・広告投資と消費需要	浜田文雅	81
長期フィリップス曲線と総需要拡大策の有効性	永井四郎	85
総需要拡大政策の有効性についての計量モデル分析	勝木太一	89
——シミュレーションによるフィリップス・カーブの再計測——	勝木太一	89
投票行動とイデオロギー……多党制下での Downs モデル	西川雅史	93
日本の行政システムの公共選択論的分析	飯島大邦	103
——官僚行動論の観点から——	飯島大邦	103
市場開放政策と集会的意思決定	伊藤稜	107

メインバンク制と不動産担保金融	勝又壽良	111
日本企業の非効率性とコーポレート・ガバナンス	中山徳良	115
医薬品産業における社会的規制の実効性確保に関する考察	小林俊哉	119
——医薬品の審査能力について——	小柳津英知	119
医薬品産業における研究開発投資の収益率の計測	森脇祥太	123
産地型集積における環境変化と集積の利益	山口純哉	127
航空産業におけるハブ・スポークネットワークと企業提携	佐藤浩之	131
公営企業と競争	小川敏明	139
——わが国のと畜事業を例として——	小川敏明	139
日本における規制緩和と内部補助	中島朋義	143
技術標準の世代間移行と互換性戦略	田中悟	147
テクノグローバリゼーションとアメリカ産業政策	宮田由紀夫	151
日本の女子労働力分析……有配偶女子のフルタイム雇用者率とパートタイム雇用者率の比較	山本奈実	155
——特に女子賃金、女子教育が女子労働力に及ぼす効果について——	山本奈実	155
景気変動と雇用調整の実施	駿河輝和	159
経済発展と生産要素移動コストの関係	寺西國明	163
紛争後平和再建（PCPB）期における経済政策	首藤信彦	167

貿易契約・決済通貨としての円の国際化	鐘田 亨	171
タイの金融危機と政策波及経路	岸 真清	175
ドイツにおける集中規制政策の効果の実証分析	小嶋 智明	179
中国の観光政策の新展開について	慎 麗華	183
わが国の産業空洞化と対内投資促進政策	安田信之助	187
地方自治体の歳出構造分析	原田 博夫	191
参加の経済学	川崎 一泰	191
韓国のグリーンベルト	津田 直則	200
—— 転用規制と環境保全の試み ——	深川 博史	204
公立保育所の民営化…その背景と実態	前田 正子	208
経済成長と政府の高等教育支出	武田 仁美	215
環境政策における政府と企業の交渉モデル	牛房 義明	219
WTPとWTAの環境政策への適用可能性	塚原 康博	223
—— 乖離要因の検討とスコープテスト ——	竹内 憲司	223

〈書 評〉

西野万里著 『法人税の経済分析…租税回避と転嫁・帰着』	竹内 信仁	227
-----------------------------	-------	-------	-----

長峯純一著 『公共選択と地方分権』	奥野 信宏	229
石川祐三著 『地方財政論 地域間競争と財政調整』	林 正壽	231
福岡克也著 『エコロジ—経済学—生態系の管理と再生戦略』	落合由紀子	233
学会記事		235
The Formation of Effective Policies and the Best Condition to Create Beneficial Industrial Technologies	Hideki Hirota	xvi
—— The four Fundamental Elements to form the Best Environment for Creative Technologies ——		
Summary		xii
Competition and Universal Access : The Government's Roles in the Digital Economy	Yoji Taniguchi	v
学会紹介 (英文)		1

〈共通論題〉

良い社会とはなにか

——市場経済、民主主義、福祉社会の統合可能性——

東 條 隆 進

〈早稲田大学〉

一 政策危機とは何か

本学会の今年度の共通論題は「政策危機の構図——新しい政策原理を求めて」となっている。報告者に求められているのは現代日本の経済政策が危機に直面している構図を説明するとともに、二一世紀に向かつての新しい経済政策原理の枠組みを提示することである。

もともと「危機」(crisis, Krise)とは「分かれ目」という意味からきており、語源的に「決定する」という意味ももっている。危機とは道が分かれることであり、そのいずれかを選択し決断しなければならぬ状況におかれているということである。そして「批判」(critics)という語も crisis に由来している。批判は危機意識から生じ、軌道の分かれ目に対する鋭い洞察、状況に対する研ぎ澄まされた感覚と、新たな現実に出す勇氣から生じる。本来の批判は過去の経験の蓄積を現在の状況に照らしてとらえ直し、未来の光のもとに古い生活形態を新しい実存的な共同生活へと深める希望の原理から生ずる。

現代日本の経済政策の課題は現代日本が直面している「危機」を根源的な次元のもとに認識し、われわれが進むべき道を提示することであろう。

二 経済政策理論と価値判断の問題

経済政策の課題と対象、方法と手段を確定するために政策理論が必要であるが、政策理論は経済理論・歴史・統計的研究(J・シュンペーター)に基礎をおくことは断るまでもない。近代の経済理論は厳密な科学的論証が保証される理論領域で組み立てられた。しかし、今日、科学的方法として「複雑系」の中の「限定合理性」と「経路依存性」が注目されている。理論モデルのユートピア性、イデアル・タイプの性格を避けることができなくなっている。

一九〇九年社会政策学会ウィーン大会で、M・ウェーバーによって政策領域から「価値判断」(Werturteil)が追放されて以来、政策学は科学的市民権を得ることさえ困難であった。われわれの経済政策学会もこの問題を避けて通ることはできない。

報告者は経済政策の目標を「良い社会」を建てることに求め、「良い社会の条件」を「市場経済と民主主義および福祉社会の統合可能性」に求めることにする。

三 市場経済と民主主義の条件

(1) 生活世界と歴史のモデルとしての「市民社会」

アダム・スミスは文明化された社会としての「市民社会」と「国民国家」の存続可能性を「諸国民の富」という命題に収斂させ、分業と市場の調和的發展可能性に問題解決をみた。交換の自由と交換の正義を原理とする「商業社会」を「自然的自由の体系」として構築しようとした。ニュートン力学に基礎をおくスミスの体系は自覚的にニュートン主義に立脚したL・ワルラスによって市場経済の「一般均衡」体系として拡張されていった。

しかしニュートン主義的科学技術イノベーションから生じた産業革命は機械生産と労働生産の分裂を引き起こした。資本家階級と労働者階級の分裂がK・マルクスをして資本主義的生産様式の矛盾の体系として近代的分業・市場経済システム全体をとらえ直させた。この問題は一九世紀後半から一九九一年の旧ソ連邦の解体期まで「経済秩序・体制」問題として経済政策学の主要なテーマになり、ようやく収束しつつある。理論的には生産手段を全くもたない労働者階級、自分の労働力を商品として売って賃労働者として生活する以外ないとしたマルクスの「労働者階級」概念を「人的資本」概念に置き換えることによって資本と労働の融和なき矛盾を克服しようとしている。分業社会の「資本」次元から生ずる階級の分裂を「労働

学が形成された。

しかしこの新厚生経済学もアローによって批判された。アローは厚生主義と序数主義を前提にした場合、合理的・民主的・情報節約的社会的選択は不可能であることを証明した。厚生経済学の基本定理にとって資源配分のパレート効率という基準は重要であった。しかしパレート最適原理に立とうとするかぎり独裁主義にならざるを得ない。パレート最適原理と民主主義は両立しないことが明らかになった。アローの「不可能性定理」である。

この問題提起をうけてアマーティヤ・セン (Sen, A.) は「パレート派リベラルの不可能性」でパレート原理と自由主義の価値観が対立せざるを得ないことを証明した。国民国家と市民社会における市場原理と民主主義原理の関係が改めて問題になってきた。

経済学におけるパレート最適原理は市場の一般均衡理論を確立したワルラスの市場理論を基礎にしている。市民社会を市場の一般均衡理論で根拠づけようとしたワルラス原理と民主主義原理が改めて再検討されることになった。市場経済と議会制民主主義を成り立たせる制度と行動様式の共通性、選択と投票行動の共通性から市場経済と議会制民主主義の共通性を現代の「公共選択理論」が解明しようとしている。そして市場経済と議会制民主主義を成り立たせる市民社会は「高次の秩序」エートスを必要とするということが明らかになってきた。「利己心と利他心」の調整である。市場経済と民主主義の関係が「効率と権利」の関係に収斂したとするなら市場経済と民主主義は功利主義とは違う理念、ロールズ (Rawls, J.) の「正義論」での「格差原理」(the difference principle) やセンの

の資本化」によって克服する方向である。

ニュートン力学から電磁気学、熱力学の発展、量子力学や生命科学の発展は新素材、バイオテクノロジー、エレクトロニクスの技術革新を生み、情報化、新技術化が資本所有より科学技術力所有の方を重要にさせる。この科学発展の過程が「労働」概念を「企業」概念に変えた。労働者も企業家として商品生産の担い手として市民社会の構成員になり、分業体系としての社会が「企業」体系としての社会になる。subject & object は project として entrepreneur 化する。

(2) 市民社会と民主主義の問題

スミスの問題提起はマルクスとワルラスの媒介を経てマーシャルによって新たな根拠づけがなされた。マーシャルは市民社会を生産手段の所有・非所有で区分しなかった。分業としての社会をダーウインの進化論で根拠づけ、企業・市場社会の有機的・調和的成長が可能であると考えた。マーシャルの弟子ビグーは一九二〇年「富と厚生」で国民国家と市民社会の構成員の生活の在り方を問うた。市民社会は福祉厚生社会と位置づけられた。「商業社会」から「福祉社会」への転換である。社会の経済的厚生は第一に一人当たりの平均所得が大きいかどうかである。第二には所得の分配が平等なほど大きくなる。第三に年々の所得が安定しているほど大きくなる。第三に年々の所得が安定しているほど大きくなる。この命題で国民経済と市民社会の税制や社会保障制度の理論化が進められた。

しかしビグーの厚生理論は批判を受け(L・ロビンズ)、ヒックスやサミュエルソンによる序数主義と厚生主義にもとづく新厚生経済

「ケイパビリティ」(capability) のような概念による新たな基礎づけが必要である。

(3) 産業社会と恐慌・失業・独占

スミスによって解明されたように近代社会は分業社会である。近代社会は社会構成員が「職業」を通して経済活動に参加しそこから「所得」を得て生活する生活世界である。分業としての生産による価値体系は市場での価格機能によって交換の正義として実現される。

しかし近代的分業体系としての市民社会は工業社会・産業社会でもあり、経済発展と経済成長を基本原理とする。発展と成長は「最適」理念を必要とするがパレート最適原理には発展と成長の「最適」を決定する基準がない。成長目標を決定する方法もない。つぎに新厚生経済学では所得分配は所与と仮定されている。しかし現実には望ましい所得分配、「分配の正義」は経済学にとって決定的に重要である。さらに産業社会の発展は国家の公共財政で充足される集会的ニーズの重要性を増大させる傾向を持つ。司法、警察、国防、保険、交通、社会的安定等である。パレート最適は個人的欲求にか関与しない。外部経済の問題もパレート最適においては考慮されていない。

市民社会は産業革命を通して経済社会的分業を機械制大工業による工場生産を基本とする企業体制に変えた。企業は大企業体制を生み出し、社会や国家が投資した教育費用を負担することなしに最良の人材を雇用して企業利益を獲得し、市場をも企業に有利になるように利用して、企業の自由競争が交換の正義を歪める危険性を生み出す。独占・寡占問題として論じられた問題である。企業生産は生

産過程に巨大資本設備を必要とさせ景気変動過程を引き起こし恐慌の危険性を引き起こした。分業生産過程が急激に変化し、生活世界が深刻な危機に陥る。とくに不況過程で生じる失業は所得生活者にとって生活上深刻な事態を引き起こし、市民社会全体を危機的状況に追い込む。不況を克服するためには企業家の利潤獲得可能性に対する期待を高める必要があり、資本の効率を高める必要が生じた。そのため不足する需要を拡大することが必要である。

この不足する需要を国家の公共投資政策によって創出させようとしたのがマーシャルの弟子、ケインズであった。国家機能を市場経済活動にまで拡張しようとしたケインズの理論はスミス以降の市民社会の伝統に重大な修正を加えるものであった。マーシャルの二人の弟子、ピグーとケインズの市民社会理論は分裂していった。

(4) 市民社会と福祉国家の問題

一九四二年ベヴァリッジ報告が現れて以来、ナショナル・ミニマム原則にもとづく一定の生活水準を国民の権利として保障する社会サービス国家 (social service state) としたの「福祉国家」 (welfare state) が市民国家の理念となった。ナチスの「戦争国家」 (warfare state)、「権力国家」 (power state) に対抗して「ロシヤ・社会主義国家」に対抗する理念ともなった。

第二次世界大戦後の「経済成長理論」が明らかにしようとしたのは経済変動・景気変動そのものを経済成長によってなくして完全雇用を実現することであった。福祉・厚生も成長によって達成できるとした。スミスを中心とする古典派経済学が自由な競争によって見えざる手に導かれて実現できると考えた経済成長を戦後の経済成長

理論は国家の公共投資政策と企業の自由な市場活動の総合によって作り出そうとする思想で構築された。ケインズの理論を継承したサミュエルソンやロバート・M・ソローといったアメリカ経済学者たちとハロッドやジョン・ロビンソンを中心とするイギリス経済学の立場は違った。市場経済的・経済成長に対してサミュエルソンやソローは楽観的であった。サミュエルソンの「新古典派総合」というスローガンはこの信念の表現であった。

しかし経済成長主義は市場経済体制にも国家規模の拡大、福祉国家主義と相俟って権力主義的国家システムの危険性を生み、市民社会の自由と交換の正義を危機に陥れることになった。そして経済成長政策による国民経済の拡大は国家間関係をも危険なものにしていった。工業化による経済拡張主義は他の国民経済への資源と販路依存度を拡張させていく。一国の貿易黒字と相手国の貿易赤字は近代主権主義的国家システム原理を危険の状態に陥れる。さらに工業国家と非工業国家の關係に緊張を引き起こす。南北問題である。さらに工業化が資源問題、自然環境問題を引き起こしていった。

四 現代経済政策と秩序・制度の問題

(1) ヨーロッパ近代世界システムと国民国家・市民社会

経済政策の目標を考へようとするとき、その目標を支えた社会秩序は「市民社会」と呼ばれたものである。しかし市民社会は近代になって「国民国家」に包摂されて形成された。国民国家と市民社会の統合体として近代世界システムが形成された。近代世界システムはさしあたって諸国民体系として成立した。「国民」という範疇を

された西欧文明の極西に位置することになった。七世紀隋帝国の模倣から始まった聖徳太子による一七条憲法にもとづく精神文化は決定的な転換を求められることになった。

岩倉使節団による日本の国家モデル探しは二つの選択の前に立たされた。一つがイギリス型モデル、もう一つがプロシヤ的ドイツ型モデルであった。大久保利通や伊藤博文はプロシヤ的ドイツ型モデルを採用し、ビスマルク的富国強兵主義を国家政策とした。第二次世界大戦までは強兵政策が中心を占め、ドイツと同じナチスの軍国主義の道を選び破綻していった。ドイツは戦後「社会的市場経済」の道を選んだ。アダム・スミス以来の自由市場経済システムを基本にし、市場経済活動に必要な社会的基盤や秩序形成を積極的に進めていった。そしてヨーロッパ連合に積極的に参加している。

しかし日本は戦後も大久保の「政官誘導」主義によって、経済成長という名の「富国」主義を遂行し、明治国家の「富国強兵」政策と同じ理念で突き進んだ。律令体制以降日本歴史を通過していた「民族国家」主義が明治以降の世界システムの中で絶対君主主義的国家主義体制としてより強固なものになった。日本にはヨーロッパ連合のような主権国家を包摂し得る秩序理念は存在しない。しかし工業国家として進む以外道がない日本は資源問題と生産物の販路問題だけをとって自国中心主義で進むことは不可能である。

(3) アジア的システム

二一世紀はアメリカ合衆国を中心とする北アメリカ大陸とヨーロッパ連合を成し遂げたヨーロッパとアジア地域が三極を成すであろうといわれている。しかし二一世紀前半のアジア諸国では強力な国

核にした「国家」が「主権」をもつシステムである。ヨーロッパでは「平和と法の保護」という任務を掲げて君主が主権をもつ君主主義国家が成立した。しかし君主主権は圧制を生み出し、君主を啓蒙しようとする試みが出てくる。市民階級は租税負担力を武器に立憲国家の建設を議会を中心に進めていった。商人層、製造業者からなる市民階級は租税負担力を武器にして権力を君主の宮廷から議会に移しながら君主と国家を切り離し、君主を単なる象徴にし統治機構から排除しつつ国家機構を市民階級の利益に沿うように変えていった。国家は立憲国家化され、市民国家化され広義の市民社会にされていく。立憲化の過程で国家は法治国家化され、公開された議会での合理的討議の対象とされる。国家は合法性を原理とする官僚システムによって運営される。市民階級から徴収された租税が国家機構を運営し国家機能を遂行するための費用となる。

国際法の確立と国家間の恒常的外交関係の樹立、関税制度の制定等を通して国家間関係が合理化していく。多様な種族から成り立った国家の構成員は「国民」として合理化されていく。軍事力の担い手として、経済力の担い手として合理的、合法的国民化が遂行されていった。しかし二〇世紀前半二度の世界大戦を経験したヨーロッパは自らが構築した主権的国家主義をヨーロッパ連合体の主権の下に従属させる道を選んでいる。

(2) 日本と世界システム

一九世紀後半、それまで二世紀半以上鎖国主義を続けていた日本は世界システムの中に巻き込まれていった。それまで中華文明の極東に位置していた日本はヨーロッパからアメリカ大陸を媒介して形成

民国家建設が進むであろう。富国強兵主義、工業主義、科学技術主義がすべての国家の基本理念になるであろう。前近代的身分体制から近代的国民国家体制に転換する過程で独裁体制とアナーキーな状況が交替して起るであろう。アジアニーズから全アジアへと拡大した経済発展が開発独裁体制を生みそれが今崩壊しているが、このような状態が繰り返して起るであろう。

このような過程の中から商業・産業的市民階層を中心とする市民社会が成長してくるかどうか問題の焦点になってくる。ヨーロッパ近代世界形成の過程においても国民国家はどこでも形成されたが市民社会の形成は困難であった。イギリスやオランダでは市民社会が形成され近代社会秩序が建設されたが、フランスにおいてはフランス革命以後市民社会の歩みが本格化しすぎない。

日本も第二次世界大戦後やつと本格的な市民社会の歩みを進めている。そして、ようやく今、アジアニーズ諸国に市民社会が本格的に建設され始めている。そして日本は市民社会の建設が進んでいく国々と協力関係を推し進めることになろう。よって、アジアにヨーロッパ連合のような統一的な連合は不可能であろう。しかし市民社会原理で進む地域との部分協力は進むであろう。

したがって決定的に重要になるのが市民社会の動きである。政治的には立憲的・議会議主義的民主主義の確立であり、経済的には市場経済制度の確立である。市民社会の歴史の意味は人間解放の理念にある。歴史の中で低い身分におとしめられていた第三階級がその経済力、生産力によって自分たちの社会を建設した。この体制は「欲求の体系」であり、生産力を持たない第四階級から批判された。し

政治的表現としての立憲主義的議会議民主主義も国民国家の構成員全体に拡張される過程で危機に陥ってきた。

日本では明治期の世界システムへの参加が大久保の「政官誘導」政策によって進められ、十五年戦争と第二次世界大戦が総力戦的性格を持ったことから国家の権力が極限まで拡大し、戦後の高度経済成長という名の「富国」政策も封建的思想をそのまま残して官僚主導型の国家政策として遂行された。一見成功したように見えた日本の「経済政策」は「官尊民卑」の思想と強力な国家主義機構によるものであった。

本来の「経済政策」は市民社会原理にもとづくものである。「経済政策」がどういふものか考察する必要がある。

もともと経済学は「政治経済学」として出発した。近代国家が形成される過程でできた「重商主義」政策としてである。「国家」も「君主」国家の性格を強く持っていた。日本の「経済政策」の基本にあるのは「君主国家」の「重商主義」政策であった。しかし市民社会の動きの中で「国家」は「国民」「市民」のものであるという主権在民という思想から重商主義が批判され、経済学も「政治」をとって「純粋経済学」になった。市場の価格機構にもとづくものである。ところが市場競争が恐慌・景気変動、独占・寡占の危険性・慢性的失業状態を生むということから「経済政策」という学問が重視されてきた。当初の市場経済の機能を補正するという「特殊」領域政策から、景気変動、寡占、失業全体の問題、資源と販路の問題まで経済政策が担当するようになった。Allgemeine Theorie der Wirtschaftspolitikの出現である。戦後ドイツで展開されたこの政

かし「市民」には Bourgeois と citoyen という概念がある。ブルジョワは「私民」であるのに対し、シトワイアンは「公民」である。市民社会が単なる欲求の体系であることを超えて人類史的意味を持つ社会秩序を形成することが出来たのには人間の尊厳にもとづく人権思想があったからであり、思想信条の自由、交換の正義を中心にした正義思想があったからである。

国民国家と市民社会の統合体として成立した近代的世界システムを支える理念の基礎にあるのが「自由」であり、その自由の理念と「交換の正義」および「分配の正義」をどのように組み合わせるかということが問題である。日本およびアジア地域もさしあたって国民国家と市民社会の統合を確立するのが目標であり、「自由」の原理と「交換の正義」および「分配の正義」をどのように組み合わせるかが問題である。「市場経済」と「民主主義」および「福祉社会」を統合する原理も「自由」と「交換の正義」および「分配の正義」との組み合わせにもとづくものである。

五 経済政策学上の思想的基礎

戦後経済政策で問題となったことがある。大恐慌の経験から長期不況を除去する「経済政策」としてケインズ政策が中心を占めた。

「社会政策」でなく「経済政策」が重視された。ケインズ流の経済政策「ハーヴェイ・ロード」の前提により官僚による政策が官僚機構の拡大と、議会議民主主義を支える政党競争が多元的利益団体間の利益獲得競争とあいまって国家機構を肥大化させていった。「ハーヴェイ・ロード」の前提は市民社会原理に合わない。市民社会の策は社会政策的次元を含むが、「社会政策」と異なるのは戦後ドイツに根付き始めた市民社会原理を土台としているということに特徴をもっている。

もともと「政策」には「良きポリツァイ」というドイツ官房学発想が無意識的などころにある。社会の幸福（福祉）こそが国家の目的であるという「社会国家」の思想は国家理性論にもとづく官房学に負っている。国家全体の富を生産・分配し、福祉を増進させる内政上のすべての処置を「ポリツァイ」として規定し、国家の敵と戦う「ポリティーク」と区別した。十九世紀に「良きポリツァイ」の思想が社会的法治国家観と結びついて発展した。この思想に初期社会主義・共産主義思想が結びついてその後のドイツの社会政策思想が形成され、ビスマルクの社会政策実践に結びついていった。このような政策思想の発展に大きな役割を果たしたシュタインの憲法論や行政学が、明治期の日本にも大きな影響を与えたのである。

当然日本における「社会政策」も「富国強兵」理念を遂行するための方法として「政官誘導」主義のもとに進められた。戦後社会政策は「経済政策」に主導権を譲る。ドイツ官房学的立場は放棄された。しかしケインズ主義の成長政策が「ハーヴェイ・ロード」の前提と結びついてドイツ官房学的性格と大久保の「政官誘導」主義を強化させさせた。しかし今潮流が変わりつつある。ヴェイクセルに始まりシュンペーターによって展開された市民社会原理にもとづく政策理念が強くなっている。この政策理念は、議会議主義的選挙方法を政策目標を発見する方法として考え、政策実践の指導者・リーダーの選抜方法として位置づけた。シュンペーターは、市場における

選択機能と議会における投票の共通性に注目した。政治家が投票数に求める価値観と企業家が利潤追求に求める価値観を同一のものと考えた。

しかしここから問題が生じてくる。政策主体と政策対象の区別がつかなくなるといふことである。今までは、政策主体として「国家」の企画と活動を「政策」と考えてきた。また、立法や執行の機能を行使する諸制度、議会、政府、行政官庁を「国家」と解してきた。その場合は国家が拘束的な規範をしつ権力をもって政策行為を遂行する。政策を機能的・迅速的なものにするためには拘束的な公権力を必要とするからである。しかし多元的な利益集団による政党競争の中で多数決原理で形成される公権力は政策主体として機能するためには様々な限界に直面せざるを得なくなる。民主主義のガヴァナビリティーの問題が政策主体の問題としても重要になる。リーダシップ・アズ・サーバントフット（公僕）といった社会理念がどこまで現実的に可能になるかということにかかっている。ブルジョワと区別されるシトワイアンという概念にある程度リーダーシップ・アズ・サーバントフットという理想が込められているかもしれない。

このシトワイアンとしての市民社会が政策理念と政策方法間の諸問題を解決できるかが課題である。いままでも政策目標間の調整問題、政策目標と政策手段間の調整可能性は注目されてきた。そして戦後ケインズ政策の実践結果は政策目標と政策結果を必然的に乖離させることに注目させた（M・フリードマン）。完全雇用政策の実行が完全雇用をかえって損なう結果を引き起こすという問題である。そこ

二一世紀ますます深刻になる事態の中で追求される。その中には自然環境（エコロジー）問題があり、遺伝子工学の引き起こす問題があり、高齢化・少子化問題がある。近代は「進歩」の時代であった。前近代的な閉じられた宇宙観から近代の無限に解放された自然という考え方がすべての思想・科学・技術の中心にあった。自然は無限に広がった自由ではあるが死せる客体の世界であって、自由人間の進歩のために自然や世界を変えていってよいという思想が中心にあった。生産力の拡張はこの自然観と進歩の思想を支えられて進められた。しかし生産力はいまや破壊力になってしまった。核エネルギーの生産力が同時に破壊力にもなっている。今進歩と生産力主義が終焉を迎えている。大宇宙の中の小さな閉じられた生きている生命体としての地球という哲学が中心となる。「良い社会」の基礎になる理念である。「この基礎理念のもとで『良い社会』の実現をめざす」とが、二一世紀における経済政策学の使命であるように思われる。

参考文献

- Arrow, K. J. (1951, 1963), *Social Choice and Individual Values*, Yale University Press. (長谷寛明訳 (一九七〇) 『社会的選択と個人の評価』日本経済新聞社)。
Bonney, R. (1999), *The Rise of the Fiscal State in Europe c. 1200-1815*, Oxford University Press.
Galbraith, J. K. (1996), *The Good Society*, Houghton Mifflin Company, Boston, New York.
Hansusch, H. (1988), *Evolutionary Economics*, Cambridge University Press.

から政策はルール作りに限定されるべきではないかという議論になった。経過政策への介入を最小限に食い止めて、秩序・構造領域、基盤領域に経済社会政策を振り向けるべきであるというW・オイケンのドイツ「社会的市場経済」の基礎理念は、政策目標と政策結果の乖離だけでなく、国家の介入政策が「自由」な経済活動を損なうと考えたものである。

戦後の市場経済への信頼はまだ市場経済と社会秩序を調整させる論理の解明に成功していない。

六 「良い社会」としての

「市場経済・民主主義・福祉社会」

われわれにできることは変え得ないものは冷静に受け入れつつ、変え得るものは積極的に変えていくことである。そして変え得ないことと変え得ることを判別することである。政策判断の最も重要なことは何が変え得ること、何が変え得ないことであるかを判別することである。

報告者は「良い社会」の経済政策的次元での条件を「市場経済・民主主義・福祉社会」の統合可能性にもとめた。しかし市場経済や民主主義それ自体の中に自己否定の論理があり、福祉社会にはそれ以上の自己否定の論理がある。

しかし「市場経済・民主主義・福祉社会」は世界歴史の歩みが教えた人間社会の基本的生活モデルである。この基本的生活モデルとしての経済社会制度を成長させていくことが必要である。市場経済・民主主義・福祉社会の統合としての良い社会モデルは

- Luhman, N. (1988), *Die Wirtschaft der Gesellschaft*, Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main. (春日淳一訳 (一九九二) 『社会の経済』文真堂)。
Putz, T. (1971), *Grundlagen der Theoretischen Wirtschaftspolitik*, 4E, Gustav Fischer Verlag. (野尻武敏・丸谷治史訳 (一九七二) 『現代経済政策論の基礎』新評論)。
Rawls, J. (1971), *A Theory of Justice*, Harvard Univ. Press. (天島鈞次訳 (一九七九) 『正義論』紀伊國屋書店)。
Sen, A. (1982), *Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell Publisher. (大庭健他訳 (一九八九) 『合理的な愚か者』朝草書房)。
Sen, A. (1992), *Inequality Reexamined*, Oxford University Press. (池本幸生他訳 (一九九九) 『不平等の再検討』岩波書店)。
Swedberg, R. (1998), *Max Weber and the Idea of Economic Sociology*, Princeton University Press.
Williamson, O. E. (1990), *Industrial Organization*, Edward Elgar Publishing Limited.
田中浩編 (一九九七) 『現代世界と福祉国家』御茶の水書房。
東條隆進 (一九七八) 『産業社会と経済政策』北樹出版。
東條隆進 (一九八五) 『一般経済政策論の形成と理念』北樹出版。
東條隆進 (一九九三) 『経済社会学の形成』成文堂。
東條隆進 (一九九八) 『現代経済社会の政策思想』文真堂。

秩序への思惟…新自由主義経済政策構想再考

丸谷 冷史

〈神戸大学〉

一 はじめに

環境や資源問題の激化、高齢化社会の到来に対して、経済・社会が進むべき進路が明示されていないために、人々は不安感を募らせている。このことが「政策危機」の背後にあることは疑いえない。しかしそれら経済基盤の変動に起因する不安感にもまして、長引く不況に対して有効な手段が講じられないことへの不満と不信が、政策危機のより直接的な原因であるとわれわれは考えている。昨今の危機的状況の原因は多元社会化の進展および一層直接的には、急速に展開する自由化とグローバル化の中で、バブルの発生を阻止できなかったことにある。すでに知られている政策手段は有効性を減じているとはいえず、適用の仕方によってはなお有効であり、その適切な運用がなかったところに政策論にとって重要な問題が潜んでいる。影響力が比較的大きい最近の議論として次の三つの流れを取り上げてみよう。第一はケインズ政策を再評価し、総需要管理政策の有効性を主張する議論である。第二は、ケインズ政策の有効性は過去のものであり、むしろ干渉主義的政策の拡大が、財政赤字と国民負担率の上昇をもたらし、経済の活力を奪っているという議論である。この議論に与する論者の多くは、競争の促進と規制緩和に根本的解

決の方向を見出している。そして第三は、政策形成過程を詳細に分析し、経済政策が必ずしも社会的厚生を極大化を目指すものではなく、往々にして特殊利益に誘導されるものであることを、したがってそのような特殊利害の影響力を削減するような制度改革が政策論の重要な課題であるとする議論である。これら三つのグループの議論は少なくともそれぞれの考察の範囲内では首尾一貫しており、高い説得力を有しているように思われる。が、それぞれの範囲を越えてこれを鳥瞰すれば互いに対立し牽制しあうものであることは明白である。そしてそれぞれが影響力があるだけに、政策形成の場において混乱と逡巡をもたらす結果になっている。加えて不都合であるのはそれらの議論が必ずしも政策体系全体にわたる観点からなされておらず、それぞれが重要と考える価値や目的に関する部分的な議論にとどまる傾向が強いことである。国民は「あれか、これか」ではなく、経済の活力も、生活の安定・安全も求めているのであり、政策論はそのことを無視すべきではない。換言すれば一つ一つは優れた理論であっても、それら断片を寄せ集めただけでは政策論の体系はできあがらない。それらの洗練と深化だけでは「政策原理」は構築されえない。

もとより「政策危機の構図」がこれで描き終わつたと主張するわ

けではないが、政策危機の重要な原因がそこにあるとすれば、社会的市場経済をめぐる半世紀にわたる議論、わけても新自由主義系の議論は、政策の総合化と全体的な体系の構築を課題としてきた故にこの危機を考える上で示唆するところが大であろう。ドイツも成長率の低下、失業問題、高い国民負担率といった我が国と共通の問題を抱えており、そこに即効力ある解決策を期待するのは誤りである。しかし長年にわたる議論の積み重ねの中から新しい政策原理を構築するための重要な手がかりがえられるとわれわれは考えている。

二 新自由主義の秩序政策論

国際的にも高い評価が与えられているドイツ経済発展の基礎を固めたのは新自由主義の秩序政策論であった。ここで新自由主義と述べたが、これには多くの系譜があつてその主張する内容や議論の立て方にはかなりの違いがある。これをドイツ語圏の新自由主義に限ってもHayekなどオーストリア学派の流れを引くもの、Euckenに代表されるフライブルク学派、RöpkeやRüstowら社会学的新自由主義、さらにはMüller-Armack、Erhardとつた社会的市場経済の実現に直接かかわつた社会的市場経済派などがある。

このうちTuchtefeldt (1994) は、オーストリア学派を米国の新自由主義諸派とともに個人主義的系譜に分類し、社会的志向を特徴とする他のドイツ新自由主義のグループと異なった扱いをしている。Hayekは干渉主義のおよび計画経済的方向を排除し市場経済の再建を積極的に論じた点で社会的市場経済の父と呼ばれる人々と協力関係にあつたが、市場経済観およびそこから流出する国家ないし政

府の役割の評価については彼らと相容れず、志向すべき体制は「社会的」市場経済ではありえなかった。

秩序への思惟 フライブルク学派の政策思想の特徴は第一に、経済問題を経済秩序の観点からとらえる点にある。彼らは、経済問題の根幹は経済過程の制御にあり、全体過程の制御にとって決定的に重要であるのは経済秩序であると考えた。資源配分や所得分配は、実現されている秩序形態に左右され、経済成果は経済秩序の如何によつて全く異なつたものになる。経済秩序が異なれば、策定される経済政策の意義や効果もまた異なってくる。それゆゑ秩序の設計ないし選択が経済政策の第一の課題となる。フライブルク学派は経済政策上有用な秩序として競争秩序を選択する。

フライブルク学派に限らずドイツ新自由主義では諸秩序は相互に依存することが強調される。背反する原理に従う二つの部分秩序はネガティブに作用すると考えられるので、混合経済は非効率な秩序として排除される(もつとも後述のように論者によつては「混合」の意味はかなり曖昧である)。諸秩序の相互依存から、経済秩序の構築を考える際には、経済の秩序だけでなく国家や社会の秩序が同時に考察の対象となる。経済政策の主体としての国家および政策形成過程の考察は、新自由主義の経済政策論においては常にインテグラルな構成要素であつたし、問題を個別領域の中で処理するのではなく全体秩序の中で、全体との関連において検討するのが、ドイツ新自由主義の伝統的考察態度である。たとえば社会問題についてフライブルク学派は、これを狭義の社会政策的措置で解決する方向はとらず、経済制御の問題として考察し、社会学的新自由主義の人々

は総合社会政策 (Gesellschaftspolitik) の次元でとらえようとした。そして政策の策定・遂行に際しては「体制整合性」の原則が重視された。たとえ直面する経済問題、社会問題の解決には有効であってもこの原則に適合しない施策は、長期的には、経済の制御機能に重大な影響を及ぼし、いつそ深刻な事態を招くがゆえに拒否された。

人格的自由 新自由主義者が最も尊重する価値は自由である。

Engelke はあるべき経済秩序は「人と事物の本性」に合致した秩序であるとされた。ここに「人の本性」は人格的自由の、「事物の本性」は経済効率の観点からとらえられる。しかしこう述べたからといって、フライング学派において自由と効率以外の社会的価値が軽視されたわけではない。しかし社会問題を孤立した問題として処理するのは誤りであり、社会問題の核心にあるのは自由であることが強調された。自由と安定、ないし自由と正義とは対立するものではなく、安定や正義は自由(と経済的効率)を条件として実現される関係に立つ。彼らは「自由」と「経済効率」を規準として選択される「競争秩序」が、とりもなおさずその他の基本的価値の実現をも保証するという論理を展開した。

競争秩序の性質 新自由主義は「競争秩序」を選択する。ここで選択という表現を用いたが、フライング学派は競争秩序を純粹に設定的な秩序(すなわち人が設計し、それにしたがって実現しうる秩序)と考えたわけではない。求めるべき秩序の諸要素は具体的現実の中から見出され、その形成は歴史的発展に沿って行われる。しかし現実の中に見出される諸要素の求めるべき組み合わせが、必ず

はない。それゆえ Rawson は補完的連帯性の原則に立った施策が必要であるとした。たとえ再分配政策による平等化は、市場経済の厳格な原則には背反するが、所得・財産の再分配は拒否しえない措置であった。Röpke は人間を単なる手段としてみるような社会を拒否し、そのような傾向に荷担する個人主義的自由主義を、自らの立場と相容れぬものとして退けた。市場経済は、競争の自由を一般的原理とするが、不干渉の原則が非実際的と判断される場面においては、政策的介入が要請される。

Röpke は経済政策にもまして総合社会政策を重視する。彼は現代社会の危機の根本原因を群衆化とプロレタリア化にみており、この二つの原因を切除するために中間階層の育成をはじめとして、共同体の回復を目的とする施策の必要性を説いた。他方で彼はいわゆる福祉国家型の施策には否定的であった。それは一方で自己責任の観念を次第に鈍らせ、とりわけ中間層の肩に重くかかる租税および社会保険料負担を拡大する。そして一度この方向に踏み出すと扶助と保障に対する人々の要求は次々に高められ、社会負担は加速的に増大する。プロレタリア化を阻止するためには彼らを中産階層に引き上げる方策が必要であるが、福祉国家は自己責任の倫理観を希薄にしてプロレタリアが自らの境遇を変えていく力を奪い、そこに導くべき中産階層の存立基盤を弱くする点で目的不整合な手段だといふのである。

ときに社会的市場派と分類した Müller-Armack は「市場経済が人間性に完全に合致したものとみるのは誤りであることをいっそうはつきりと指摘して、景気政策をも含む、広範な経済政策をおよ

しも他の傾向に妨げられることなく「自然に」形成されるわけではない。それが正しく形成され、発展するためには、周到な政策的配慮が必要である。Engelke はそれを競争秩序の確立のための構成的原理と、競争秩序を機能的に保つための規制的原理として定式化した。ここでこれら諸原理の内容に立ち入る余裕はないが、近年のマクロ経済学の議論との関連で興味深いのは、構成的原理のうちでも、裁量的施策によって個別経済主体の経済計画に攪乱的影響を及ぼしてはならないことを求める「通貨政策の優位」と「経済政策の恒常性」の二原則である。通貨供給が一定のルールに従うならば物価安定が実現され、政策の恒常性によって、政策内容があらかじめ個別経済主体の行動計画の中に織り込まれ、政策介入の予期せぬ攪乱要因が作用しなければ、価格機構は資源配分に関する強力な調整能力を発揮する。そのような場合不完全雇用均衡は競争秩序の常態ではありえない。有効需要不足による景気後退は、最低賃金制の導入、カルテルの放置、輸入制限など、むしろ市場不整合な政策に起因する、といった説明は、経済理論的展開は不完全であつたといえ、市場機能の核心をついたものであつた。

補完的政策 競争市場の能力や機能については、ドイツ新自由主義の論者の間でも見解に差がみられる。フライング学派よりもいっそう人間の本質や社会倫理的価値に踏み込んだ議論を展開した社会学的新自由主義の論者にあつては、市場経済をそれ自身ままとまて、自動的に運行すると考えるのは、根本的なまちがいとされる。市場機能は需給の調整に限っても完全ではないが、社会倫理的諸価値の観点からは、市場成果はそのままでは決して満足できるもので

び社会政策の必要性を強調した。彼は自らの体系に大きな影響を与えたフライングの先行者と、価値に関しては異なった体系を有していた。彼にあつては、自由と正義あるいは効率と公正は、原理的には対立する価値であつた (Pies 1988)。そのため自由市場経済と中央管理経済いずれにおいても、二つの価値からでてくる要請をももに実現することは一般に不可能であり、彼によれば、融和的性格を備えた社会的市場経済においてのみそれは可能となる。彼は体制選択の議論を価値の次元の論争としてではなく、具体的政策目的の実現可能性における優越性を明らかにする形で展開した。Piesによれば Müller-Armack は立憲(体制選択)段階での議論においては速やかな復興、豊かな供給、社会的平和、人間的自由といった諸目的を同時に達成しうる体制を探索する方法をとり、価値をめぐる論争におちいることなく議論を進め、結果的に新自由主義の政策構想に柔軟性を与え、実現可能性を高めることに貢献した。

三 社会的市場経済の現実と秩序政策論

構想から実践へ 社会的市場経済は、ドイツ新自由主義の秩序政策論にもとづいて構成された実践的性格の強い政策構想であると同時に、それは戦後ドイツの現実経済をさす言葉でもある。後者の意味での社会的市場経済の形成は一九四八年六月の通貨改革およびそれに続く一連の経済改革によって着手された。新自由主義においては国家の役割について多くの優れた議論が展開され、政策形成過程に関しても後年の公共選択論や「新しい政治経済学」の先駆といえるものを残した。しかし自分たちの構想を政治過程を通して実現し

ていくプロセスについての理論的分析は十分ではなかった。実際、社会的市場経済の構想を実現に移す際にはいくつかの幸運な特殊事情が働いたとすべきである。Ambrosius (1977) によれば四五—四七年当時、CDU/CSUでは、キリスト教社会主義、保守的自由主義および新自由主義の三つの議論が競合していた。それが急速に新自由主義の方向に収斂していく背景として優れた政策構想と統率力のある指導者の存在が大きかった。かなり硬直的で、また当時急速に変貌しつつあった近代経済学と比較して、古めかしさを感じさせた新自由主義の秩序理論が、Müller-Armackらの手を経て、柔軟な形でまとめられたことの結果がまずこの段階であらわれた。社会的市場経済の構想は、キリスト教社会運動とも、保守的自由主義とも共通点を見出し融和することができたのである。

通貨改革に際して Erhard が米軍当局から引き出した後押しは、改革の断行にとって不可欠のものであった。Erhard は改革が議会制民主主義の下で果たして実行できたであろうかと述べている。彼は通貨改革関連の法律によって「直接または間接に、そして一挙に数百にのぼる経済統制および価格に関する規定を層籠に放り込む権限」を与えられ自由経済秩序の基礎を固めることに成功する (Erhard 1957)。しかし Erhard は「市場経済の冷水に飛び込む」ような一回限りの自由化を行ったのではなく、Wohlfahrt für alle (全ての国民に豊かさ) の標語に背馳せぬように諸施策を慎重に配していた。「価格引上げ抑止法」やボートルネックの様相を見せ始めた領域での輸入管理、資本形成促進のための優遇税制、投資促進法などはその一例である。彼はこれらの措置を市場整合性を欠くとは考えなかつた。

意図的な政策態度の変化によるものを区別しうる (Thayr 1998)。五〇年代後半にはじまる社会的市場経済の変質は多分に前者の性格が強く、本来の新自由主義的政策構想からの無意識的な乖離ということができる。そのような変質が生じた原因としてまず指摘しうるのは、自由と社会的正義の二価値にかえんとする構想そのものの基本的性格である。繰り返すがフライブルク学派においては、これらは相対立する価値とは解されておらず、自由な競争秩序の実現を通して同時に社会的正義も達成されるという論理が前面に出されていた。しかし Müller-Armack の社会的市場経済の構想にあっては自由と社会的正義は並列され、しかも実践において、重点は次第に社会的正義に移された。こうなると施策投入を効果的に制御することが困難となることは容易に予想されるのであるが、体制整合性と補完性の原則によって、そのような危険は回避しうると考えられていた。しかしこの二原則は特定の政府支出水準を規定しうるといった運用基準ではなく、ある施策がこれらの原則に抵触するかどうかについては玉虫色の解釈を許すものであった。

Erhard は在来の社会政策のかなりの部分は個人の自己責任による配慮に委ねるべき事項であると考えていた。しかし与党が必要な給付計画を立案して国民の支持を得ることに反対はしなかった。そのような社会的プログラムは自己増殖的膨張を引き起こさぬ限り、市場経済と両立可能である。彼はそのようなプログラムが膨張の危険を伴うとは考えなかった。給付の拡大は所得への負担を伴う、したがって分別ある市民は給付と負担を比較考量してプログラムの是非を検討するはずである。負担者が意見を反映しうる民主的な政策

であった。彼にとつて、市場整合性として重要なことは諸手段を「市場が経済的および社会的機能を果たしうるように」利用することであった。

通貨体制と競争秩序の形成 Eucken の構成的原理にしたがえば、競争秩序形成の根幹をなす秩序政策的課題は安定した貨幣供給を保證する通貨制度の構築と業績競争が行われる市場の形成であった。前者は政府および議会からの独立性が高く、かつ通貨安定を最優先課題とする連邦銀行の設立によって、後者は厳格な独占禁止法(競争制限禁止法)の制定によって行われた。ドイツ連邦銀行制度の特色とそれがドイツ経済の安定と発展に果たした役割については近年多くの研究がなされている。Alesina/Summers (1993)、藤木 (1996)、羽森 (1998) などを参照されたい。

競争制限禁止法の成立は五七年であり、最初の法案が審議にかけられてから九年の歳月を要した。この法律は政策運営の基本方針を戦前の濫用阻止原則から一般禁止原則へと転換させたが、成立過程で多くの骨抜きを許さざるをえなかった。そのため連邦カルテル庁は「法律の枠内で運用範囲を広げる試みを不断に続け、それがたちゆかなくなると法律自体を改正、強化する戦略を採用」した (小嶋 1999)。現在まで六度に及ぶ改正を通じて独禁政策は漸次強化されてきた。その効果についてはおおむね肯定的な議論が多いが、同法が競争促進効果をどの程度実際に有するのかについては実証的に確認されていくわけではない。小嶋 (1999) を参照されたい。

社会的市場経済の変質 ドイツ経済に限らず、経済の仕組みや体質は、漸次的な日々の動きの積み重ねで変化する場合と、積極的、

形成過程では、財政を逼迫させるような事態は生じないであろうと、彼は考えていた (Wünsche 1990)。しかし Erhard 自身「生活が豊かになるにつれて、社会的支出への要求が膨らむ」事態を嘆息するはめになった。

構想の転換 「法治国家から社会国家へ」と表現されるような社会的市場経済の構想自体の意図的な書き換えがなされるのは、六〇年代後半のことである。それは社会政策の領域と景気政策の分野で行われた。景気政策についてはドイツでは「総体制御」と呼ばれる総需要管理政策の導入が (新社会主義の流れの) K. Schiller によって行われた。Schiller は量的目標の設定と経過政策的手段の投入が社会的市場経済の発展にとって不可欠であるという見解の持ち主であった。総体制御は後になってみれば当時それに直接関与した Schlicht によっても、行きすぎであったといわれるが、規制的原理の適用の範囲を越えて社会的市場経済の明らかな変質を意味するものであった。ただし総需要管理政策に伴う問題は、すでに導入の当初から理解されていた。とりわけ総需要管理政策はしばしば賃金率、諸価格の騰貴を招き、個別経済主体の安易な行動態度につながる。政策発動のタイミングが難しいことなどは新自由主義者がいつも指摘する問題であった。それだけに政策論議が沸騰した。まず既存の組織の中でこの問題の解決に直接あたりうるものとして期待されたのは、ドイツ連邦銀行と「経済発展のための専門家委員会」である。

経済発展のための専門家委員会は「豊かな経済学的知識を有し、かつそれを実践に役立てうる力量のある」五人の専門家によって構

成される組織であり、六三年に設立された。その任務について委員
会設置法は「ドイツ経済の総体的発展に関する所見の定期的発表と
経済政策に責任を有する諸機関並びに公共の判断を容易ならしめる
こと」と定めている。委員会は毎年一月一日までに、連邦政府
に所見（年次報告書）を提出する。この所見に対して政府は八週間
以内に立法府に対応を示すことが義務づけられた。諮問委員会や審
議会は多数存在するが、専門家委員会は特別の位置を占めている。

これら既存の制度に加えて六七年の「経済安定成長促進法」によ
って制度化されたのが「協調行動」の制度である。この制度は
Buckenによって集団無政府制と批判された唯権利主義的（野尻）
社会風潮に歯止めをかけること、すなわち有力利益団体がその特殊
利益を一般利益のごとくに装って経済政策的、社会政策的に実現さ
せている多元社会の状況を変革する可能性をもつものとして大きな
期待が寄せられた。他方これは自由な意思形成にもとづく競争秩序
と相容れぬものとする批判も強かった。確かにこの制度は社会的市
場経済の本質的部分の変更を意味するが、法律の規定は曖昧で、
「連邦政府は第一条の目的達成のために、地域団体、労働組合およ
び経営者団体が同時に、相互に調整された行動（協調行動）をと
るよう指針資料を示すことができる。この資料にはとくにその
時々の状況を顧慮したマクロ経済的諸関係を明らかにする資料が用
意されなければならない」と、その輪郭が示されているだけである。
実際の会議には地域団体は参加せず具体的な行動指針を決定する
というより「社会的対話のフォーラム」として機能した。会議後出さ
れるコミュニケに最初のうちは共同見解が記されたが、第三〇回会

でも同じ道を繰り返す可能性が高いのだが、八〇年代にはそれに類
する社会的市場経済の再転換がなされた。ただし再転換は英米の市
場主義への追従といった色彩が強く、これをドイツ新自由主義の原
像復帰とは考えない論者も少なくない（Cassal/Rahmt 1988）。そ
の点はおくとして、八〇年代にはまず順調といえる経済発展がなさ
れインフレの終息と財政赤字の削減にも成功した。しかし高い失業
率と分配構造の悪化は、この型の政策運営では、社会的市場経済の
基本目的を達成できないことを端的に示している。

失業問題と財政政策 ドイツ連邦銀行は石油危機の時期を除いて
物価安定の目的をよく達成した。連邦銀行はもちろん物価安定だけ
でなく雇用や成長を目的とした政策運営を行っているが、金融政策
だけではこれらの目的を達成することは困難であった。そこで財政
政策の有効性について再検討が求められるのであるが、ドイツでも
総需要管理政策の有効性を疑問視する研究者が多い。筆者の計算で
も政府支出の雇用創出効果は、六〇年代に比べ大きく低下しており、
ケインズ型のモデルを認めるとしても、多くを期待できない結果で
あった。これは財政政策の利用に不利な結果であるが、なお次のこ
とに注意すべきである。

① 総体制御が失敗した七〇年代の不況の原因は総需要の不足と
いうより原油価格の高騰に代表される総供給曲線の上昇によるもの
である。したがってそのような時期に財政政策が有効でないのは当
然であり、それをもって財政政策の効果が一般に期待できないとい
う結論を導けるわけではない。

② 八〇年代以降、政策問題は高失業の克服に比重を移している

議以後は共同見解は記されなくなった。というより一般的なコンセ
ンサスが成立しなくなった。協調行動は六〇年代には景気安定の面
でも一定の成果をあげたが七〇年代には有効に機能しなくなった。
会議ではその間、機能、効力を拡大するために連邦経済・社会評議
会への発展や、所得分配の方向を決定しうるような決定機関への発
展が模索されたが、実現しなかった。そして七七年夏に共同決定法
制定の動きとの関連でDGB（労働組合総同盟）が会議をポイコッ
トし、その短い歴史にピリオドが打たれた。ただドイツにおいては
協調行動方式はその後保健制度の中で形を変えて存続している。
七七年に発足した「保健制度協調行動」は疾病保険費用の増加抑制
を主たる目的として組織され、毎年三月三十一日までにとくに医師の
総報酬と医薬品の最高限度額について定めた勧告を連邦労働大臣に
提出することが規定されている。

四 社会的市場経済の再転換と現代的課題

再転換 以上概説した社会的市場経済の変質に、われわれは新自
由主義的政策構想の限界をみる。新自由主義は何よりも市場機構に
過大な期待をよせ、人々は新自由主義者と同様に人間の本性を自由
においてとらえる、と確信していた。彼らの構想は「人と事物の本
性」に合致した秩序をめざすものであるから、人々が合理的に行動
するならばこの構想は広く受容されるはずであった。だがこの確信
と期待はあちこちで齟齬を来たし、法治国家よりも社会国家（ドイ
ツ福祉国家）を求める人々の要求に屈服する形となった。したが
ってこの点を検討し対策を考えることなく再び原像への復帰を行っ

が、ドイツの場合労働市場の制度面にその原因があるというのが共
通の理解になっている。そうであるとすれば、財政政策による雇用
創出よりも、労働市場の制度面の改革を、政策の主眼とすべきであ
るという議論は誤りではない。

③ 他方において、労働/産出比率の低下が財政政策による雇用
創出効果の低下の重要な原因となっており、しかもそれは部門間で
かなりの凹凸がみられる。また産業構造の変化が顕著であることを
考慮すれば、財政手段の投入先を、雇用効果がより高まるように設
計することが可能である。

協調行動の評価 社会政策や積極的財政政策を行うには、抽象的
に体制整合性や補完性の原則を掲げるだけでは不十分で、協調行動
のような仕組みが必要である。しかしこの制度については秩序政策
論および公共選択論からの重要な批判がある。主要な批判点を要約
すれば次のようである（Hoppmann 1971他）。

① 情報の質 協調行動では政府の予測に整合的な個別経済主
体の行動に必要な情報が適時に提供されることが前提となる。
が、政府の提供する情報は一般にはこの要件を満たさない。政
府の情報が政策的意図を含んだものである場合、その情報の信
頼度は低くなる。また別のルートで、会議で提供されるよりも
質の情報が入手された場合、個別経済主体の決定にはそちらが
優先される。

② 道徳的説得の限界 協調行動は参加者の自由意志によるコ
ンセンサスの形成を目的としたものである。それによって囚人
のディレンマの克服を図ろうとするが処罰規定を欠くので、も

し参加者が経済合理的に行動するならば、一般にその目的は達成されない。協調行動の範囲内で参加者の行動を誘導しようとするためには、交渉事項を増加し、互いに譲歩を引き出す必要がある。しかしこの方式で社会的厚生を改善しうる決定に至るかどうかは明らかでない。

③ 個別経済主体への伝達過程 マクロ変数であってもその変化は個別経済主体の行動の変化の結果である。したがって協調行動の参加諸団体が合意に到達してもそれが実効あるためには傘下諸単位がその合意に沿った行動をとらねばならない。ダイナミックな環境変化の下では、ガイドラインに従っても結果がそれに沿ったものとなるかどうかは不明であり、そのことを知っている経済主体がなお決定に従うかは疑問である。また代表者を協調行動に参加させていない集団の行動をどのように誘導するのかといったエリート・カルテルの弱点がある。

このうち適切な情報の問題については、協調行動によらなくても入手可能なものがあることは事実であるが、多くの情報の中でどれが信頼するにたる情報であるかを知るには相応のコストが必要であること、協調行動によってえられる良質の情報も多数ある（と推測しうる）ことを指摘しうる。

批判は確かに協調行動の弱点についている。参加者が個別的利害に従って行動する限り、道徳的説得が参加者を共同善の意味での最適行動計画に誘導することを論証することは困難である。しかし多元社会化の進展の中でこのような制度によらない場合に、より優れた状態に到達しうることの論証もまた困難であることを忘れてはな

五 結びにかえて

最後に新自由主義の政策構想について今後さらに検討すべき問題のいくつかを述べて稿を閉じたい。一つは人間本性の理解に関する問題である。新自由主義ではキリスト教文化の伝統の中で、それを人格的自由に求め、自由を最も重要な価値とした。しかしほかならぬキリスト教社会論においては、同時に人間の一人では生きられない存在としての本質を強調する。これは人間が生物学的に完全度が低く、社会においてはじめて生存しうることをいうだけではなく、人格の形成・陶冶が社会的関係においてはじめて可能であることをいうものである。また人格が神の似像である以上その最も重要な基質は愛とされることに注意すべきである。人格的平等や連帯をして（隣人）愛が、同時にあるいは自由を越える価値として理解されなければならぬ。ただしこのことは絵画的な施策投入に陥らないよ

うな工夫を同時に必要とするであろう。

第二は再び価値の多元性に関するものであり、とりわけ個人主義的自由主義者がいうように、全ての人がなによりも自由と効率が重要であり、競争秩序が形成されれば、国家の義務は全うされたと考えるわけではないし、そのような社会を最良とも考えない。実際そのような考えに不満をいだく人々は、無視しえない数に達し、行きすぎた競争市場の形成を手段と目的の転倒ととらえる人も少なくない。自由と効率の経済に飽きたらぬ人々がかかるの比重をしめる場合に競争秩序とそこでの諸問題を解決すれば事足りるといふことでは安定した秩序は実現しえないであろう。

らない。協調行動批判論が多元社会批判論と多くの点で共通の論拠に立っていることは興味深い。この手詰まりの局面を脱出するには、とりわけ政策形成過程に関する研究の面期的な進展が必要である。

経済発展のための専門家委員会の役割 今日専門家委員会の役割は一段と重要性を増している。しかしその活動は次第に専門的になり、大部の報告書の理解には相当の経済学的知識が要求される。またその所見を効果的にアッピールする場がないために、政策形成への影響力は低下している。政策形成過程に影響をもつ諸団体は専門家委員会が勧告するような一般的な利益ではなく、特殊利益の獲得を目指して行動し、政党は諸団体の利害により関心をもつ。このような傾向を阻止するには、一般選挙民への働きかけや、協調行動のような制度を積極的に活用せねばならない。専門家委員会もその点に働きかけることによって影響力を高めうる。経済発展のための専門家委員会のような、特殊な法的地位にあって一般利益について影響力のある所見を提出しうる制度と、それが社会各層の成員にその見解を効果的に訴えられるような場（協調行動のような制度）が社会的市場経済の政策運営には不可欠である。このような制度が整備活用されるならば、いわゆる審議会制度とは異なった可能性が開かれるであろう。制度創出の可能性については政策形成過程の研究にまたねばならないが、このような制度の創出は必ずしも諸団体の利害に直接かかわるものではない。それは立憲段階での設定に近い性質のものと考えれば、検討の余地はあろう。

第三は上の問題の一分野でもあるが、ドイツでは労働者の経営参加や所有参加が秩序政策論の重要なテーマとして論じられてきた。前述のように *Rothe* は非プロレタリア化ないし中間階級の育成という観点からこの問題を論じ、最近では *Kritzelberg* (1983: 98) が中小規模経営の役割や育成の観点からこれを分析している。

これらは政策形成の場における利害対立を緩和し協調行動のような制度が円滑に運営され所期の成果をあげる前提をなすものであるが、政策危機を克服するためには、こういった総合社会政策の分野の研究がいっそう進められなければならない。

本稿の目的はドイツ新自由主義の政策論の検討を通じて現下の政策危機の一重要側面に光をあてることであつた。アドホックな施策の積み重ねによる政策の迷走を排し、安定した政策運営を実現するためには、ドイツ新自由主義のそのようなしつかりした政策構想が不可欠である。また多元主義的社会において有効な政策を立案し実施していくためには協調行動や専門家委員会のような特殊な制度の導入が必要である。本稿でとりあげた諸制度ももとより批判の余地なきものではないが、更なる研究の対象とするに値する方法であると筆者は考えている。

参考文献

- Ambrosius, G. (1977), *Die Durchsetzung der Sozialen Marktwirtschaft in Westdeutschland 1945-1949*, Stuttgart.
Cassel, D./Rauhut, S. (1998), *Soziale Marktwirtschaft: Eine Wirtschaftspolitische Konzeption auf dem Prüfstand*, in D. Cassel

(Hrsg.), 50 Jahre Soziale Marktwirtschaft, Stuttgart.

Hopmann, E. (1971), "Konzertierte Aktion und der "Rahmen der

marktwirtschaftlichen Ordnung" in: E. Hopmann (Hrsg.)

Konzertierte Aktion Kritische Beiträge zu einem Experiment,

Limburg/Lahn.

Krusselberg, H.-G. (1998), "Marktwirtschaft ohne Mittelstand? Zur

Rolle der öffentlichen unternehmerischen Selbständigkeit in

der Sozialen Marktwirtschaft, in: Cassel (Hrsg.) 50 Jahre

Soziale Marktwirtschaft, Stuttgart.

Schlecht, O. (1997), "Das Bundesministerium für Wirtschaft und die

deutsche Ordnungspolitik der Nachkriegszeit, in: ORDO Bd.

48.

Thuy, P. (1998), "50 Jahre Soziale Marktwirtschaft: Anspruch und

Wirklichkeit, in: ORDO Bd. 49.

Tuchfeldt, E. (1994), "Varianten des Liberalismus-Hilfe oder Hem-

mnis für Transformationsprozesse? (Vortrag) Oct. 1994.

Wansche, H. F. (1990), "Verlorene Maßstäbe in der Ordnungsp-

olitik, in: Hamburger Jahrbuch, 35. Jahr.

小嶋智明 (一九九九)「ドイツの集中規制政策の実証分析」近刊。

羽森直子 (一九九八)「ドイツ連邦銀行」三木谷/石垣 (編)「中央銀

行の独立性」東洋経済。

野尻武敏 (一九九五)「社会的市場経済: その理念と現実」『大阪学院

大学経済論集』第九卷第三号。

藤木裕 (一九九六)「中央銀行独立性指数について」『金融研究』第

五巻第一号。

拙稿「社会的市場経済の政策構想: その現代的意義と課題」『神戸大学

(謝辞)
報告に際し座長の加藤寛、植草益の両先生、パネリストの西野万
里、野尻武敏、眞継隆、宮城辰男の諸先生そして会員諸氏から貴重
な助言と教示をいただいたことに感謝する。

二一世紀日本の再生と政策運営

横山 彰
(中央大学)

政策上の改革は、もっぱら、ルール、すなわち構造的枠組み、つまり広義
の憲法に向けられるべきである。

(Buchanan, 1991: 邦訳: 246)

一 はじめに

日本はいま、グローバル化・高度情報化・グリーン (環境重視)
化・少子高齢化といった潮流の中で、国だけではなく地方公共団
体・民間非営利団体・企業などのあらゆる社会のレベルにおいて、
中長期的な構造改革や制度改革が強く求められている。その一方で
日本経済はバブル崩壊後の長引く深刻な不況に直面しており、中長
期的な将来展望のない近視眼的な政策対応として短期的な景気対策
がなされてきている。

経済企画庁調査局 (1999) は、金融機関の不良債権処理の先延ば
しこそが現在の深刻な不況の主因である、と指摘している。また、
消費税率引き上げのタイミングの悪さが不況を加速させたとする主
張も強くある。さらに、そもそもバブル経済とその崩壊後の不良債
権問題を引き起こしたのは、日本型経済システムの制度疲労であり、
現在の不況を克服するには構造改革が不可欠という指摘も多い。

しかし、一九九九年予算の拡張的なフェイスカル・ポリシーを核
とする今日の日本の政策運営には、日本の再生へとつながるような
中長期的な将来展望が全く見えない。本稿では、二一世紀という将
来時点を睨んで現在の日本社会を考察の対象として、政策危機の構
図と新たな政策原理について考察し、いかなる政策原理に基づけば
構造改革を正当化できるのかを明らかにしてみたい。

二 日本社会と政策危機の構図

「日本はいま、国だけではなく地方公共団体、企業、家族など、
あらゆる社会のレベルで行き詰まっている。先行き不安の状況にあ
る。」このように感じている人が多いのは、なぜか。経済成長率、
失業率、消費動向、設備投資、株価などの経済指標が、いまの日本
経済の不況を指し示しているからなのか。

あるいは、経済問題以外の大きな社会問題を日本が抱えているか
らなのか。例えば、二一世紀の日本を担う子供たちが「学級崩壊」
という言葉で表現されるような社会的行動が取れない人間になるこ
とから生ずる社会問題、言い換えれば現在世代の人々が「良い社
会」と考えてきた社会が将来世代によって破壊され不可解な別の社
会に変容していると危機感をつのらせるような社会問題があるから

なのか。それとも二一世紀の日本は、西洋からも東洋からも第三世界からも相手にされず国際的に孤立してしまつとか、核戦争や国際紛争による被害国になりうるのかの国際問題に直面すると想定できるからなのか。または、地球規模の環境・資源問題の大きな影響が予想できるからなのか。

本稿でいう社会とは、「制度化された様式の中で相互に関係し合い共同に活動している人々の集団」という意味である。社会は、自然に発生したのもあれば人為的に創られたものもあるが、多くの場合それらは互いに重なり合っている。日本という国民国家の地理的広がりをもつ領土において、さまざまな社会が、それぞれ独自の社会問題を抱えつつ、重層しながら多様な広がりの中で相互に影響を及ぼし合っている。ある社会がある問題をその社会構成員全体に関わる問題つまり社会問題として取り上げ、それを解決する必要があると集合的に決定して何らかの社会的対応を行う。このような社会的対応が、政策対応である。政策とは何かについては色々な定義付けがあるが、横山(1983:26)に従い、ここでは政策を「社会の意識的な方向づけ」と定義しておく。

それぞれの社会は、それぞれが直面した社会問題に対して何らかの政策対応を過去行ってきたし、いま直面している社会問題や将来直面するであろう社会問題に対して何らかの政策対応を行つたり行おうとしている。ある社会にとって望ましい政策が、その社会と重なり合う別の社会にとって必ずしも望ましい政策とは限らない場合もある。新潟県巻町における原子力発電所建設についての住民投票を例にとろう。国民国家としての日本という社会は、四半世紀前に

えられた意識的な方向づけを実現するための方策を意味する。いま日本社会が直面している政策課題として地球環境問題・少子高齢化問題・経済構造改革問題・教育問題などがよく取り上げられているが、こうした政策課題のいずれを優先的に解決するのか。その政策課題自体が複数の政策課題の複合体ではないのか。さらに、ある政策課題を解決しようとする別の政策課題を一層深刻化させてしまふなどの政策課題間の相互依存性があるかもしれない。あの政策課題を解決する政策手段は、一つだけでなく複数考えられる。複数ある政策手段のいずれが最も有効な政策手段なのか、その実行可能性はどうか、手段間の相互依存関係はどうか。このように複眼的に政策手段の有効性を検討することが、政策を決定するときに重要になる。

第四は、社会の政策決定に関与する主体が単一ではなく複数存在しているという視点である。政策を立案し提案し審議し決定し実施し評価する主体は、皆異なっているかもしれない。ある政策を実施したならば、それは誰にどの利害得失を与えるのか。そもそも政策の決定権をもっているのは誰か。これらによって、社会の政策決定が違ってくる。

最後に第五は、共通論題テーマの副題となっている「政策原理」に関する視点で、政策を評価し判断する基準が一つではなく複数存在するという視点である。最近では環境問題への関心の高まりから、経済至上主義的な評価基準で社会の大きな方向づけをしてしまうことに疑問を持つ者も多い。自由な社会、豊かな社会、多様な社会などなど、どのような社会が望ましいのか。社会のある意識的な

直面した石油危機への対応として原発を促進してエネルギーを安定的に確保する政策を行ってきた。しかし、この社会の意識的な方向づけは、巻町という別の社会にとっては望ましい意識的な方向づけではなかった。共通テーマである「政策危機の構図…新しい政策原理を求めて」を考察するとき重要となるのは、複数の時点における複数の社会の複数の政策について、複数の主体がどのように関与して、複数の判断基準からいかに評価するのか、という「総合政策」的な視点である。

まず第一に、ある社会の政策を考察するとき、上述したように異なる社会との相互依存性を視野に入れ、その政策を異なる社会の視点から眺める必要がある。

第二に、同じ社会だとしても、考察の対象にした政策を、例えばエネルギー政策ならエネルギー政策を、過去・現在・未来の時間の流れの中で異なる時点から眺める必要がある。別言すれば、政策を考えるとときには、過去が現在に現在が未来に影響を及ぼすことを常に考慮しておく必要がある。このとき、個々の社会に固有の歴史も認識しておく必要がある。例えば、地球環境問題は、この異時点間の政策の相互依存性を考慮してはじめて、その重要性が理解できるようになる。

第三は、政策も単一ではなく複数存在するという視点である。政策といった場合にも、政策課題と政策手段との二つの意味がある。政策課題とは、ある社会の中で起こっている皆に関わる社会問題の意味し、何に関する意識的な方向づけを社会が問題にしているのかということである。政策手段とは、政策課題に対する解決策で、与

方向づけが望ましいのかどうかを判断する価値評価体系は、単一ではない。ある社会に属する人々が共有する価値評価体系としての文化は、社会が違えば違ってくるので、多様な社会が重層していれば文化も重層し相互に影響を及ぼし合つて、各々の社会の意識的な方向づけを大きく左右することになる。

政策危機の構図は、「さまざまな時点」における「さまざまな社会」の「さまざまな政策」について「さまざまな主体」がどのように関与して「さまざまな判断基準」からいかに評価するのか、という複眼的視点から考察してはじめて明らかにしうるのである。

そもそも、本大会プログラムのアジェンダ・セッターである大会当番校の東海大学内に組織された「日本経済政策学会第五六回大会準備委員会」が考えた政策危機とは何か。また、本共通論題に直接参加した座長・報告者・討論者や会員諸氏が考える政策危機とは何か。あるいは、本学会員の一人一人が考える政策危機とは何か。さらには、学会を越えた日本社会のどのような主体がどのような事柄を政策危機として認識するのだろうか。

この問いかけは、まさに日本経済政策学会という社会なり日本社会を構成する「さまざまな主体」が政策危機として何を問題にして、それを社会問題化していくのかに関する政策問題を本大会そのものももっていたことを示唆する。

本稿では、「政策危機」を「ある主体が、ある判断基準からある政策(ないし政策の集合)について、その政策が所定の政策課題を有効に解決できていないか所定の政策課題を解決できたとしても負の副次効果を生み出しているといった政策の失敗を認識したとして

も、その政策の失敗を克服できずにいる状況」と概念規定しておく。

以下では、二一世紀という将来時点を睨んで現在の日本社会を考察の対象として、政策危機の構図と新たな政策原理について考える。

三 日本社会と法人社会

いまの日本社会における先行き不安の状況を病気に譬えてみたらどうか。単に病気だから不安というのではないだろう。治療法も確立しており直る病気なら、誰も不安を感じず、医者も患者も自信をもって治療できる。病人の不安は、自分の病が完治できるのかどうかという不安だけではなく、自分の医者が信頼できるかどうかという不安にも根ざしている。

患者は、いまの悲惨な病状が不治の病のせいなのか、医者が確かな治療をしなかったために生じているのか、わからないのが普通である。医者として、確固たる治療法がわかって患者の治療に当たっているとは限らない。自信なげに治療に当たる医者と疑心暗鬼に陥っている患者の姿こそ、いまの日本社会の姿だといえよう。例えば平成不況の病を治すために、ケインズ政策という昔伝来の薬の効能はわからぬが、少なくともその薬を飲むことで安心はできる。それは、偽薬かもしれない。でも気休めにはなる。これが、多くの人々の実感であろう。

病気の治療では、緊急措置のカンフル注射や外科手術もすれば、病状が安定したら食事療法やリハビリテーションによる体質改善や機能回復も行われる。その治療法は、病状だけではなく患者の年齢

ない。では、日本社会を支えている日本経済システムの本文は何か。日本型資本主義とか、日本型経営とか、日本型組織とかいわれる事柄の本質は何か。これについては多くの論者が探求しているが、山本七平のいう「擬制の血縁集団」や岩井克人のいう「ヒト化した法人」は、その輪郭をかなりの確に捉えたものと言えよう。「擬制の血縁集団」あるいは「ヒト化した法人」である「家」や「企業」は、単なる人間の集団ではなく、それ自身が主体性をもって行動するかのよう実在する。生命ある組織としての「家」や「企業」を永続させるためには、その組織を運営するヒトの実力と合理性がものをいう。無能な実子よりも有能な養子を跡継ぎにする合理性は、利己的遺伝子のごとく種の保存を確保し、「家」や「企業」の存続を保証しうる必要条件となる。

これまでの日本の社会経済システムでは、「家」や「企業」の存続のために奉仕するヒトが中心になっていた。「……機能集団においてある任務を果たしていることが、同時に共同体への奉仕になっている」という精神的満足がないと、日本人は働かない……やりがいのある仕事をしたい、という欲求にも、このような「擬制の血縁」原則が働いている。つまり、日本人は純経済原則だけでは働かないのです。なんらかの形で精神的充足が伴う必要が常にある」（山本、1997: 21、△は加筆した）。

日本型資本主義にせよアメリカ型資本主義にせよ、いかなる資本主義であれ、今日の資本主義社会の大きな担い手は、株式会社という法人企業である。「……日本社会がはらんでいるおおくの問題点は、日本の資本主義が後進的な資本主義であつたり歪んだ資本主義

や体質や体力などにも左右される。二一世紀日本の再生を考えると、私たちは冷静に患者である日本社会の年齢や体質や体力を判定する必要がある。たとえ死を覚悟せねばならなくとも、自らの未来を託せる子孫を残せる可能性もあろう。明治維新後の高揚期や第二次世界大戦後の高度経済成長期や石油危機を回避して安定成長した時期に観られたような活力に満ちた日本社会は、どのように再生できるのか。

山本七平の言葉を借りれば、いまこそ「トサフイスト的作業」が必要なかもしれない。トサフイストとは、「トサフトから来た言葉で、トサフト……の原意は、「外側」であり、通常は本の「欄外」を意味する。……ここに、欄外注や解釈や意見・見解やらを書き込んだ。これをした人がトサフイストである。……そして、代々書き込まれたものが、ある一定時点で再編集され筆写しなおされると、トサフイストはまたその欄外にさまざまな注記を加えていった。その作業は、半永久的に延々と続いたわけである。」（山本、1997: 232）さらに引用を続ければ、「西欧文化の基本とは何か、議会制度とか民主主義の基本的発想とは何か、といえは、それはこのトサフイスト的行き方であり、ある時期の改革とか革命とかいわれるものは、実はその再編集にすぎないのであって、何かが不意に「新たに始まる」わけではないし、同時に、それが終わればトサフイスト的作業が終わるわけでもない。そしておそらく、われわれにもっとも欠けているのが、この基本的発想なのである」（山本、1997: 233）。

欄外に何かを書き込み後世に伝えて行くことが価値をもつのは、その本文を正しく継承すること自体に価値を見いだすからに他ならなかったからなのではなく、逆に、日本の資本主義が個人のかわりに法人が支配するという資本主義の純粹形態を実現してしまったことから生まれてきたものだとことです。」（岩井、1997: 111）

ヒト化されていようがまいが、企業は、営利活動を行う物理的な場を統治する国に固有の社会経済システムに順応するだけではなく、その社会経済システムを、企業がもともと生まれた国や社会の中で形成してきた自らの行動様式に合致するように変質させる誘因をもつ。

新古典派経済学が描く企業は、ヒト化されておらず、所有者である株主の利益追求の道具にすぎない。このように企業を経済資源に関する契約の集合と考える経済システムをアメリカ型とすれば、アメリカ型経済システムの中で育った企業の経営者は、ヒト化した企業を前提とした日本型経済システムを変質させる誘因をもつ。日本社会は、バブル期には法人相場なる価格体系で経済資源が動いたほど、「法人」社会であった。バブル崩壊後の政府の財政運営を含めた政策対応も、ヒト化した企業を前提とした「法人」社会の中での政策対応であった。

四 二一世紀の政策運営

いまの日本社会が抱える諸問題は、ヒト化した企業を前提とした日本型社会経済システムの弱点が表出したものともいえる。ヒト化した企業に奉仕することの合理性は、従業員への奉仕に対する企業の見返りを保証した企業内の互恵制度が永続してこそ成り立つ。そうした企業内の互恵制度が永続できぬときには、企業という「共同体

への奉仕になっているという精神的満足」だけでは、日本人とて企業に奉仕はしないであろう。ヒト化した企業に奉仕することの合理性の薄れた日本社会では、企業と従業員の間はより明確な契約関係になってくる。将来の安定的な見返りが期待できない企業では、長期的な費用—便益対応に基づく暗黙の契約関係から短期的な明確な契約関係へと移行する。こうした日本型社会経済システムの変容に直面したとき、日本の政策運営は、いかにあるべきなのか。

まず、ヒト化した企業に重点を置いた政策運営から脱却し、個人に軸足を置いた政策運営へ移行させることが求められる。例えば、不良債権問題でいえば企業や法人の延命だけに帰着する金融機関への財政支援のあり方が問われるだろうし、税制改革問題でいえば法人課税にもたれかかった税制から個人に基礎を置く税制へ速やかに移行させることも検討すべきである。

また、日本社会がいま抱えているあるいは将来抱えるであろう社会問題について、多様なアプローチから、現状を把握し、問題の構造を明らかにして問題を設定し、代替的な解決策の比較検討を行い、その解決案について立案し、提案し、審議し、必要とあれば再度、問題を設定し直してから審議するまでのプロセスを経て、具体的な解決策を決定し、実施し、評価する、といった政策過程に登場するさまざまな主体が、社会経済システムの変容の中でどのような行動様式をとりながら政策運営に関与しているのかを検討する必要もある。その際、さまざまな社会において、「だが、いつ、いかなるルールのもとで、何のために、いかに、どのような政策を立案し、提案し、審議し、決定し、実施し、評価するの、あるいはすべき

競い合う場として解釈する場合のみ、科学における連続性……、一部の理論がもつ粘り強さ……、そしてある程度独断主義に陥ることの合理性を説明することができる……」(Takatos, 1978: 邦訳: 131)のである。

五 新しい政策原理を求めて

ラカトシュ流の「科学的研究プログラムの方法論」に従えば、厚生経済学に基づいて伝統的な経済政策論よりも、公共選択論や立憲的政治経済学や制度経済学や進化経済学のアプローチから社会の秩序や制度やルールの形成と変容を説明しようとする新しい経済政策論の方が、「発見促進能力」を備えた研究プログラムであるといえる。

先に概念規定した「政策危機」をもたらす諸要因は何か。政策課題の設定にはじまり政策の立案から評価までの一連の政策過程におけるすべての段階で、政策危機をもたらす政策の失敗が発生する可能性がある。特に、政策と政策結果を関係づける理論問題が、政策の失敗が発生する可能性を高めている。ここでの理論問題とは、任意の社会状態のもとで実行可能なすべての政策が確定できたとしても、採用する理論が違えば各政策の実施によってどのような社会状態(政策結果)をもたらすかの予測も異なってくるという問題である。さらに、政策結果を評価する基準なり関数が違えば、当然に各政策に対する評価も異なる。

以下では、伝統的な政策原理として広く支持されてきたパレート原理とマクシミン原理について、この理論問題を考えてみよう。ま

なのか」という政策過程における主体・目的・手段を探索する実証的な研究と、望ましい政策を提言したり望ましい政策過程を制度設計する規範的な研究とを、同時に進行する必要がある。

異なる経験基盤や視点をもつ人々は同一の事柄に対して異なる認識と評価を行うので、いかなる社会でも認識・評価の多元的分化が生ずる。多元主義に相応しい政策決定ルールや政策評価ルールや政治体制は、どのようなものなのか。多元主義の葛藤に直面する個人は、だれしも他者の経験基盤に基づく特殊な政策対応の犠牲者となりうる危険性に直面する。だからといって、自らが他者の経験基盤そのものを否定することは、他者が自分の経験基盤そのものを否定することをも認めねばならなくなる。そこで、互いに各々の経験基盤の違いとともにその限定性を認めて、相互に補完しあえる可能性や相互に変容しあえる可能性をもった政策決定ルールや政策評価ルールや政治体制が求められる。

ラカトシュ流の「科学的研究プログラムの方法論」でいう前進的研究プログラム、すなわち、これまで知られていなかった新しい事実の発見を促す研究プログラムとして、多元主義に相応しい政策決定ルールや政策評価ルールの研究プログラムを構築できるかが、今後の総合的な政策研究ひいては共通論題テーマの考察において重要になるだろう。当然、そうした研究プログラムは、「どんな研究路線を避けるべきかをわれわれに告げるもの(否定的発見法……)」と、「逆にどんな研究路線をとるべきかをわれわれに教えるもの(肯定的発見法……)」(Takatos, 1978: 邦訳: 70)をもつ。さらに、「……われわれが科学を孤立した理論ではなくむしろ研究プログラムの

ず制度選択の基準として採用されることの多いロールズのマクシミン原理では、こうした理論問題や評価の不一致は生じない。なぜならば、ロールズの「無知のヴェール」に包まれた原始状態においては、すべての個人は同じ理論を持っていて暗黙に想定されており、しかもすべての個人は危険回避者と想定され各々の政策がもたらす政策結果のうち最悪の事態だけを評価対象とし同じ評価関数で評価すると考えられているからである。たとえすべての個人が同じ理論をもっていることで理論問題がないとしても、リスクに対する選好は個人によって異なり危険中立や危険愛好の人々がいる社会では、制度の評価が個人によって異なってくる。さらに、制度選択の際に人々が採用する理論が違えば、同じ制度を選択したとき個人が予想する選択結果は個人ごとに異なってくる。したがって、人々のもつ理論や選好が異なる社会では、マクシミン原理は政策原理として機能しえなくなる。

他方、パレート原理は人々の理論や評価基準の違いには影響されないがゆえに、今日まで多くの経済学者が重要な政策原理として受け入れてきている。しかし、自由貿易や規制緩和といった市場中心型政策運営を推奨する経済学者が用いる政策原理は、純粋なパレート原理ではなく拡張されたパレート原理すなわち補償原理である。

二一世紀日本の再生のためには構造改革をなすべきとする政策判断は、純粋なパレート原理ではなしえない。ほとんどすべての構造改革は、誰かの既得権を打破することを目指すからである。ここでいう既得権は、法律用語として用いられる公権力による私有財産の没収からの保護を担保する権利という意味ではなく、一部の人が過

去に得た権益という通常よく用いられる意味である。

補償原理として、時間を通じた何らかの条件が満たされぬ限り、既得権の打破を目指す構造改革を主張しえない。既得権を失う者にその遺失利益を補償することを求めるからである。仮説的補償原理は、個人レベルの政策評価を越え、誰かが損をしてもそれを上回る利益を別の誰かが得るので社会全体の利益なり社会的厚生を増大させるので良しとする社会レベルの政策評価である。この社会レベルの評価は、個人レベルの評価から導出することはできない。岡 (1997) が丁寧な検討を加えているように、ミシヤン (E. J. Mishan) は、仮説的補償原理に倫理的な基礎を与えるのは社会に存在している倫理的合意であるという立場をとる。

しかし、倫理的合意は、その社会を構成する人々の個人的価値判断とは切り離せない。倫理的合意を行う主体は、社会を構成する個人々人である。この点に關連し、Buchanan and Tullock (1962, 邦訳: 199) は、「単一の「最善の」ルールを選択するという意味での「最適」は、ある与えられた期間内での資源配分における「最適」とは別物である。個人の立場が実際において異なるのであるから、パレート基準それ自身が二つの場合ではいくぶん異なるのである」と指摘する。基本ルールを選択する際の基準は、全員一致による合意が得られるという意味で純粋なパレート原理である。ここでは、仮説的補償原理が基本ルールとして全員一致による合意が得られないことを確認すれば十分である。

いま日本社会に求められている構造改革は、どのような政策原理から正当化できるのか。既得権打破を主張する経済学者は、パレート原則に基づいて構造改革がもたらす将来像を描いているのかを明らかにしたうえで、たとえ改革直後には一部の既得権者に損失をもたらしたとしても長期的に見れば彼らの利益になることを彼らに納得させる必要がある。このとき、既得権者の異時点間の個人内補償原理だけではなく、既得権者その他の人々との間で異時点期間内の個人内補償原理によっても、この構造改革は正当化できるかもしれないのである。

六 むすび

本稿では、二一世紀という将来時点を睨んで現在の日本社会を考察の対象として、政策危機の構図と新たな政策原理について考察した。政策危機とは、「ある主体が、ある判断基準からある政策（ないし政策の集合）について、その政策が所定の政策課題を有効に解決できていないか所定の政策課題を解決できたとしても負の副次効果を発生させているといった政策の失敗を認識したとしても、その政策の失敗を克服できずにいる状況」と概念規定して、なぜ現在の日本社会が政策危機に陥ったのか検討を加えた。政策危機の構図として、日本社会が極めて法人社会といった特徴を持っていることも指摘した。法人社会からの脱却を図るとともに、ラカトシユ流の「科学的研究プログラムの方法論」を手がかりに、異なる経験基盤や視点を持つ個人々人が異なる認識と評価を行うことを相互に認め合う多元主義社会に相応しい政策決定ルールや政策評価ルールや政治体制を研究することの意義にも言及した。

そして最後に、既得権の取り扱いを手がかりに、マクシミン原理、

ト原理に代わる新しい政策原理を提示できているのか。既得権打破というとき、どのような既得権を打破すべきものとして特定化しているのか。そもそも、既得権をどのように定義付けるのか。言い換えれば、いかなる社会状態が既得権のない状態といえるのか。いかなる条件が整えば、人々は他者の既得権を打破するように求めることができるのか。

そうした条件の一つは、その既得権者の既得権を奪うことが短期的に見れば彼の効用減となるが長期的には彼にその効用減を上回る効用増をもたらすようなケースで、一個人の異時点間で個人内補償原理が適用できることであろう。これまでの補償原理は、一時点の個人内補償原理であった。「異時点間の個人内補償原理」を新たな政策原理として、二一世紀日本の再生につながる中長期的な構造改革を再検討する必要がある。また、短期的な不況対策としてなされている減税と赤字公債発行によるケインズ政策は、いまの一時点では誰をも悪化させずに一部の個人々人を良化しているので一時点のパレート原理からは正当化されうるが、将来時点の個人内補償原理や異時点間の個人内補償原理からは正当化できるとは限らないのである。

異時点間の個人内補償原理という新たな政策原理を有効なものにするためには、ある政策を実施したとき社会を構成する個人々人が将来にわたってどのような社会状態に置かれるのか、また、その政策が実施されなかったとき個人々人が将来にわたってどのような社会状態に置かれるのか、さらには、将来において個人々人の効用関数が必要化する蓋然性など、について取り扱うことのできる動学理論が必要である。ある構造改革を推進しようとする政策提案主体は、どのよ

パレート原理、補償原理といった伝統的な政策原理が構造改革を正当化する政策原理たりえないことを明らかにして、中長期的な構造改革のみならず短期的な景気政策についても政策判断を下しうる「異時点間の個人内補償原理」と「異時点期間内の個人内補償原理」という新たな政策原理を提示した。

この新たな政策原理がブキャナンの指摘する外生的な価値すなわち自由・繁栄・平和・正義とどのような関係をもつのかに関する研究が、ラカトシユ流の「科学的研究プログラムの方法論」でいう前進的研究プログラム、すなわち、これまで知られていなかった新しい事実の発見を促す研究プログラムとなるものと期待したい。

参考文献

- 青木昌彦・奥野正寛編 (1996) 『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会。
赤澤昭三・関谷登・太田正行・高橋真 (1998) 『制度経済学の基礎』八千代出版。
Brennan, G. and J. M. Buchanan (1985), *The Reason of Rules: Constitutional Political Economy*, Cambridge University Press
〔深沢実監訳 (1989) 『立憲的政治経済学の方法論：ルールの根拠』文真堂〕。
Buchanan, J. M. (1990), "The Domain of Constitutional Economics," *Constitutional Political Economy* 1: 1-19.
Buchanan, J. M. (1991), *The Economics and the Ethics of Constitutional Order*, University of Michigan Press (加藤寛監訳 (1992) 『コンスティテューショナル・エコノミクス』有斐閣)。

- Buchanan, J. M. and G. Tullock (1962), *The Calculus of Consent: Logical Foundations of Constitutional Democracy*, University of Michigan Press (宇田川璋仁監訳 (1979) 『公共選択の理論：合意の経済理論』東洋経済新報社)。
- Epstein, R. A. (1985), *Takeings: Private Property and the Power of Eminent Domain*, Harvard University Press.
- Gauthier, D. (1985), *Morals by Agreement*, Oxford University Press.
- Hamlin, A. P. (1986), *Ethics, Economics and the State*, Wheatsheaf Books.
- Hayek, A. K. (1979), *Law, Legislation and Liberty, Vol. 3, The Political Order of a Free People*, University of Chicago Press.
- 岩井克人 (1994) 『資本主義を語る』講談社。
- 加藤寛編 (1999) 『改訂版入門公共選択』三嶺書房。
- 川野辺裕幸 (1999) 『公共選択と制度改革』加藤 (1999) 第11章。
- 経済企画庁調査局編 (1999) 『平成十一年版日本経済の現況：平成十一年経済の回顧と課題』メプル後遺症からの再生』大蔵省印刷局。
- Lakatos, I. (1978), *The Methodology of Scientific Research Programmes*, Cambridge University Press (村上陽一郎他訳 (1986) 『方法の擁護：科学的研究プログラムの方法論』新曜社)。
- 村上泰亮 (1995) 『反古典の政治経済学要綱』中央公論社。
- North, D. C. (1990), *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge university Press (竹下公視訳 (1994) 『制度・制度変化・経済効果』晃洋書房)。
- 岡敏弘 (1997) 『厚生経済学と環境政策』岩波書店。
- Prigogine, I. (1997), *The End of Certainty: Time, Chaos, and the New Laws of Nature*, The Free Press (安孫子誠也・谷口佳津宏

コメント

——「政策危機の構図」から体系的政策論へ——

今回の共通論題では、まず「政策危機の構図」が問われ、ついでそれへの対応策として「新しい政策原理」の提示が求められた。このような要請に対し、三名の論者によってそれぞれの専門的立場から建設的な提言が試みられている。しかしながら、後者の「新しい政策原理」の提示に比して、前者の構図についてはどちらかといえれば必ずしも準備委員会の要請に応えなかったのではないかという感想を持った。

二

第一の論点についてみると、まず東條論文「良い社会とはなにか——市場経済、民主主義、福祉社会の統合可能性——」では、学説史の立場から危機の意味が語源に基づいて問われているが、そこからさらに積極的な政策危機構図論を展開するには至っていない。個別的な政策危機論が数多くある中で、どこまで経済学の領域から踏み出て論ずべきかについては、評者もある種の戸惑いを感じたところではある。

- 訳 (1997) 『確実性の終焉：時間と量子論』二つのパラドックスの解決』みすず書房)。
- 盛山和夫 (1995) 『制度論の構図』創文社。
- Wan, H. Jr. (1997), "A Note on Compensation Schemes," *The Japanese Economic Review* 48: 147-155.
- Warneyd, K. (1990), "Conventions: An Evolutionary Approach," *Constitutional Political Economy* 1: 83-107.
- 山本七平 (1997) 『指導者の条件』文藝春秋。
- 横山彰 (1988) 『立憲的租税原則』『公共選択の研究』第二号、二四—三三頁。
- 横山彰 (1996) 『総合政策と公共選択』『総合政策研究』創刊号、二二—二七頁。
- 横山彰 (1998) 『ケインズ政策と公共選択』『フィナンシャル・レビュー』第四五号、五〇—六〇頁。
- 横山彰 (1999) 『連邦主義と大きな政府』加藤 (1999) 第五章追補。
- (謝辞)
- 共通論題をめぐる午後のパネル・ディスカッションでは、加藤寛・植草益・西野万里・野尻武俊・眞継隆・宮城辰男の諸先生及びフロアから大変有益なコメントやご意見を多数頂きましたことに感謝申し上げます。本稿で十分お答えできなかったコメントやご意見については、今後の研究課題としてさらに探求していきたい。

眞 継 隆

〈名古屋大学〉

続く丸谷論文「秩序への思惟：新自由主義経済政策構想再考」では、政策危機と政策論に関して最近までの日本経済政策学会で取り上げられてきたテーマにおいて、①市場経済の建て直しと規制緩和・構造改革、②ケインズ政策の再評価、③政策形成過程と制度の構築の三つの方向がみられ、昨今の不況の原因と対策に関しては、政策論の次元ではほぼ論じ尽くされているとしている。しかし他方で政策実践や政策学の次元でみると、それぞれの研究と議論は個別政策論に留まっており、いまだ体系的原理の確立には至っておらず、今日問われている「政策の危機」の超克は難しいと論じている。

これに対し、横山論文「二一世紀日本の再生と政策運営」は、共通論題を考察するときに重要となるのは「総合政策」的な視点であるとし、社会、時間、政策、主体、評価基準がいずれも複数あることを認識すべきであると論じている。その上で、「政策危機」を「発生した政策の失敗を克服できずにいる状態」と定義し、政策危機の構図と新たな政策原理の考察に進んでいる。そしてヒト化した法人が支配する日本の資本主義社会において、今日の政策危機が生じたとみている。

以上の三報告に討論における論議を付け加えて考察すると、今回

の共通論題の下で「政策危機の構図」は明示されえなかつたとはいへ、構図を描き出すための方法論は提示されたのではないかと考える。その方法論とは、①政策危機の概念を定義すること、②政策危機に関する諸研究をいくつかのグループに分類すること、③政策危機の原因を抽出し対応策を探究すること、である。定義においては、政策の失敗が理論と実践の両面において生じうるので、政治の失敗をも考慮する必要がある。政策危機の事例は多岐にわたるため、「政策危機の構図」を作り上げる作業は一人の研究者の手に余るものであり、グループ研究がより適切であると考えられる。また、政策危機の原因には政策論上の認知ラグ（放置されている制度疲労）や実施ラグ（経済学者の提言を政治家が抽斗に仕舞い込むこと。竹中平蔵「経世済民——「経済戦略会議」の一八〇日」ダイヤモンド社、参照）なども関連しているので、政治の失敗を含めて議論しなければならぬ。そのため、研究領域は経済学と政治学の両方をカバーするものにならざるをえないであろう。

三

次に第二の論点についてみると、三人の論者はいずれも豊富な学識を駆使して精力的に「新しい政策原理」の提示に取り組んでいる。東條論文のキー・ワードは論題に示されている通りであり、市場経済の維持、民主主義の擁護、福祉社会の実現を通じて「良き社会」を建設することを経済政策の目標としている。市場経済、民主主義、福祉社会の三要素は「良い社会」の必要条件であり、アダム・スミス以来多くの経済学者によって個別に論じられてきたが、いまや政

策論に「価値判断」を呼び戻し、これら三要素を統合して「良い社会」の実現を目指すことが現代経済政策の課題であると論者は説いている。しかし、現時点ではまだ「良い社会」の十分条件は何かについての論証はなく、また三要素が揃ったときに政策危機の再発がないといえるのかという点も明らかではない。

丸谷論文は「政策危機の構図」に関する前段の議論を受け、個別政策課題の統合と体系的政策論の確立を目指してきたドイツの秩序政策を取り上げ、「新しい政策原理」の可能性を検討している。ドイツでは新自由主義の信奉者によって優れた政策構想が提示され、統率力のある指導者が経済政策の担い手となって社会的市場経済を発展させてきた。そこには東條論文における価値観もあり、市場経済、民主主義、福祉社会の三要素も含まれている。しかし丸谷論文ではさらにいくつものレベルで経済主体を登場させ、改善すべき点を指摘しつつ協調行動と専門家委員会の役割に一定の評価を与えている。また静的な秩序の概念に対し、動的な政策決定過程の重要性を強調しているが、ここにも政策を担当する主体が浮上している。

このようにみると、「良い社会」の三要素にそれぞれの主体の役割を明示的に考慮することによって、「新しい政策原理」像における問題解決の機構がより具体的にイメージできるようになってくる。この主体の役割についてさらに広範に言及しているのが横山論文である。ここでも論者はまず社会と政策を定義し、「複数の時点における複数の社会の複数の政策について、複数の主体がどのように関与して、複数の判断基準からいかに評価するのか」という「総合政策」的な視点から「新しい政策原理」を求める考察を行っている。

日本社会の主体は、必ずしも新古典派経済学における家計や企業ではなく、「擬制の血縁集団」や「ヒト化した法人」が主体性を持って行動している。パウル経済を動かしたのも、パウル崩壊後の政府の政策対象も、ともに「ヒト化した法人」であり、政策の失敗が生じた。これを前提として、日本社会が抱えている諸問題の解決には、政策の立案、決定、実施、評価に関して実証的研究と規範的研究とを同時に進行させる必要がある。そして既得権の打破を目指す構造改革に当たっては、「異時点間の個人内補償原理」と「異時点期間内の個人間補償原理」を新たな政策原理にすべきであると結ばれている。

以上の議論を総合すると、「新しい政策原理」においては、「良い社会」を建設することを経済政策の目標として設定し、適宜に市場経済は維持されているか、民主主義は擁護されているか、福祉社会は実現に向かっているかをチェックし、不断に目標達成を目指して改善の努力を続けることが必要になる。このプロセスにおいて各レベルの主体は立案、実施、評価、改善(Plan, Do, Check, Act: PDCA)の一連の行動を継続的に行うことになるが、(Plan)で欠かせられないのは全体を鳥瞰する主体のPDCAである。これによって政策危機の回避もある程度は保証される。

新古典派経済学における経済主体である消費者と生産者は、それぞれ効用極大化と利潤極大化を目指すものと仮定されている。その際に効用関数と生産関数は二階まで微分可能な凸関数であると仮定されるが、それは数学の問題として極大値が求まるための必要条件だからである。しかし現実の消費者と生産者は、これらの最適化行

動を行うことは不可能で、少しでも高い水準の効用と利潤を目指して継続的改善を行っているにすぎない。ここに物理学的世界像と生物学的世界像の二つを見ることができ、現実の経済主体の行動は生物モデルで記述されるものである。同じことは経済政策論についても言えるのであり、現実の政策主体はPDCAの実践を通じてより望ましい水準を目指すものと考えられる。

各報告の基本にかかわる点についてそれぞれ二、三お尋ねし、共通論題に関する私見の若干を述べてみることにしたい。

一 三報告のいずれも示唆に富む報告で大いに勉強させてもらったが、気になるところもいくつかある。

(1) 東條報告は「市民社会原理にもとづく政策理念」が新しい潮流になっているという現実認識のもとに、政策目標を「良い社会」の構築におきその条件を「市場経済と民主主義、および福祉社会」の実現可能性を求めて、その角度から学説史的・政策史的な一大バノラマを提出した。しかし、

第一に、この目標設定の価値判断は仮説的なものか。でなければどのように基礎づけられるのか。

第二に、基本の概念に内容的な限定がないが、どう考えられているのか。ことに「市民社会」や「福祉社会」は多義的なだけに最少限の概念規定が欠かせないと思うのだが。

第三に、市場経済・民主主義・福祉社会は相互に整合的だろうか。民主制社会が絶えず多元集団化する現実を考えるだけでも、三者の同時実現可能性はどうなるのだろうか。

(2) 丸谷報告は、今日のわが国の不況対策の手づまりに関連づけ、ドイツの社会的市場経済の展開を跡づけながらの教訓を得よ

(3) 横山報告は、「二一世紀を睨んで現在の日本社会を対象とし、政策危機の構図と新たな政策原理を考察」することを旨として、総合政策的視点の重要性を強調しその方向と可能性を示そうとしたものであったが、私には十分に理解できなかった点がいくつかある。

第一に、強調される「総合政策」に関連して、ごく素朴なことをお尋ねしたい。

まず、総合政策とは何なのか。総合的な経済政策なのか、経済政策を一部も含む政策全般なのか。後者だとすれば、諸政策全般の総体概念なのか、それとも諸政策を統合するも一つの政策体系なのか。

次に、総合政策的な視点として、さまざまな社会・政策・主体・評価基準・等を考慮した「複眼的視点」が力説されるが、これは、関連諸事項を及ぶかぎり広範に考慮すべしということ以上の何かをいっているのか。ことに、政策において多様な評価基準を考慮するとなると、優先順位をつけ調整を行うようなことはどのようにして可能となるのだろうか。

さらに、総合政策的な新たな政策原理を求めて各種の接近方法の導入が考えられているが、挙げられた例からすると、各種の問題への各種の理論的接近の寄せ集めとはならないか。どのようにしてそこに総合性・体系性が得られるのであろうか。特殊理論をどのよう

に集めても全体理論にはならないように思われるのだが。

第二に、総合性、多様性の強調にもかかわらず、報告者自身の推論は単純にすぎるのであるか。

まず、今日のわが国に政策危機をもたらしている日本社会の根本

うとしたものであったが、次の諸点についてお尋ねしたい。

第一に、六〇年代後半からの変化を「転換」「変質」とされているが、そのように見るべきだろうか。本報告でのように新自由主義の角度から見れば確かにそうだろうか、言うところの「転換」を推進した自由社会主義のSPDも「社会的市場経済」を掲げており、その名付け親のミューラー・アルマックも、自身、新自由主義者でありながら、社会的市場経済を「進化的」な秩序理念だとしていたはずだが。

第二に、わが国の現況との関連からしても、このいわゆる「転換」を担当したSPDの経済大臣カール・シラーが代表的なケインジアンの人だったこと、その彼によって総体統御や協調行動のような総需要調整の諸制度が導入されそして失敗に終わったこと、それらをもっと立ち入って分析されてよかつたのではないだろうか。

第三に、報告テーマとされた「秩序への思惟」はかつてワルター・オイケンの強調したところであり、彼はそれをもって、場当たり

に集権化していく二〇年代から三〇年代の時代状況のなかで、経済社会秩序への関心を喚起するとともに自由と競争秩序の死守を訴えたのである。これは今日のわが国にとってどのような意味をもつのか。その点についてもっと説明が欲しかった。

問題は「擬制の血縁集団」(山本)あるいは「ヒト化した法人」(岩井)にあると言いきれるのだろうか。これは強調される「複眼的視点」とどう調和するのだろうか。

次に、新しい政策原理の理論的基礎が「異時点間の個人間補償原理」と「異時点間内の個人間補償原理」に求められるが、これはどのようにして、強調される多様な理論的接近を統合する原理論となりうるのだろうか。

二 以上の三報告のすべてを括る今回の共通論題に関して、私は概略以下のように考える。

(1) まず「危機」について

危機(crisis)とは、東條報告でも触れられた通り、もともと「岐れ路」のことであり転換と結ぶ概念である。

今日のわが国の不況がたんなる景気循環の一面面を示すものではないことは、周知の通りである。それは深く戦後体制の崩壊と結びあう。財政・金融を中心としたいわゆる護送船団方式、その舵取りをした自民党の一元支配、さらにその後盾となった緊密な日米関係、戦後の日本経済を支えてきたこれらの体制がすっかり崩れて、第三の維新ともいえる根本的な再編成を余儀なくされてきているのである。しかも、転換を迫られているのはわが国だけでなく、世界体制の全体が大きくかつ激しく変換している。さらにわれわれは今日、自然の限界の接近やまったく新しい性質の高度技術革新の進行など、人類史的ともいえる大転換のなかにいるのである。

となると、今日の「政策危機」はたんに政策の手づまりといった体のものであるまい。それは根本において現実世界のそうした危

機(つまり転換)に起因するものとして捉えられるべきであろう。経済政策に限ってみても、政策対象となる経済の現実が構造的・体制的さらには基盤的な変換のただなかにあるのである。だから、新しい政策体系の構築とそのための政策研究には、きわめて多様・多種の諸要因の複眼的かつ総括的な考察が欠かせないことになる。横山報告の強調した通りである。すでにホロニクな接近や複雑系理論の必要性が説かれてきたのも、同じところからと考えられる。しかし、関係諸理論の寄せ集めやそれらの相互関連の検討だけでは、学としての政策研究に求められる体系性・総合性は得られないであろう。この体系性は、たんなる思惟構成物に終らせまいとするならば、現実そのもののうちに求められるほかはない。丸谷報告が「秩序への思惟」を掲げたことの意義はここにもある。というのも、「秩序への思惟」の必要を力説したオイケンには「現実への回帰」の必要を強調した経済学者であり、彼は現実のうちに在りまた在るべき秩序にその政策論の体系化原理を見いだしていったのだからである。

(2) では、新しい政策研究の体系はどのような方向において可能になるのだろうか。一つの可能性として、私見はこうである。

第一に、今日のような危機(転換)の時代には欠かせないことが少なくとも二つある。一つは原点あるいは物事の本質に立ち帰ること、もう一つは関連の時代動向を的確に把握することであり、この二つができれば、進むべき方向も定まってくるはずである。そこで、経済政策に関していうなら、人間の生活体系と自然の生態系の全体をなかにて経済を改めて根本的に問い直すことがまず欠かせない作業

となり、これには哲学的な省察も避けて通るわけにはいなくなるだろう。そして、経済の現実を規定する基本的な諸要因に即して時代状況と時代動向をできるだけ包括的かつ体系的に捉える努力が必要になる。

第二に、この場合、わけても後者に関連して、ワルター・ハインリヒのグループの「全体性研究」(Ganzheitsforschung)を始め、戦後ドイツの経済政策学界で広く用いられてきた成層論的な捉え方が有益なように思われる。そこでこの諸議論を要約すれば、骨組みは次のようになる。

- A 経済経過(経済の日々の流れ)
- B 経済秩序(経済の流れを支える経済の枠組み)
- B1 経済構造(経済の全体を構成する諸部分の構成比にかかわる)
- B2 経済体制(経済関連の法制度にかかわる)
- C 経済基盤(経済の土台をなす経済外的な諸要因)
- C1 人的基盤——人間の量(人口とその年齢別構成など)と質(ことに価値観など)
- C2 自然的基盤——自然環境、自然資源
- C3 文化的基盤——教育、技術、政治体制、世界体制など

こうしたシエマをもつて、今日の危機つまり変換の深さとともにその諸動向が包括的かつ体系的に把握できるようになるのではないだろうか。

コメント

——中央集権的官僚システムと地方分権——

宮城 辰男

(沖繩国際大学)

一 政策危機をどうとらえるか

政策危機をどうみるか。そのとらえ方によって、対応の仕方も自から違つてこよう。病気でいうならば、全身病たとえば糖尿病とか膠原病のようなもので抜本的な体質改善が求められている。つまり、それは経済政策だけでなく、政治、行政、教育、社会保障等、あらゆる面におよんできている。経済のグローバル化、高度情報化、高齢化という大きな変化の潮流のなかで、これまで機能してきた日本のシステム、すなわち、中央集権的官僚システム、それに政も財も、地方もたれ合っている(護送船団方式)構図、このような構造を改革しない限り(体質改善、新しい時代への展望は切り開けないだろう。したがって、対症療法的な弥縫策(従来型の公共事業に金をふんだんに使う)では問題解決に結びつかない。政策危機の本質は正にこのような構造的危機に根ざしていることができよう。以下、話は大きっぱになるが、①「法と計画と予算」の関係を通して官僚システムの構造を概観し、②地方分権との関連において、地方自治体の現実はどうなっているかをみた後、③地方の時代(分権)構築へ向けて若干の問題提起をする。

二 法と計画と予算

官僚システムの構造といつても、その実態は実に複雑多岐、不透明で、それを明らかにするだけでも大変な作業である。その構造と問題点については、すでに内外の多くの学者による先進的な研究がある。ここでは、主として「五全総」の構造を通して、官僚システムの歪みを概観したい。

一九九八年の三月に閣議決定された全総の正式名称は「二一世紀の国土のグランドデザイン」で、「地域の自立の促進と美しい国土の創造」というサブタイトルがついている。なぜ今回に限って五全総とはいわないのか。たぶん「二〇世紀との決別の計画」というイメージ効果をねらったことかもしれないが、私には、そのパラダイムは四全総の延長線上にあるとしか思われない。ここではその内容について説明する余裕はないが、若干の疑問を提起しておきたい。第一に、いくつかのキーワード、例えば「参加」と「連携」、「多軸型国土構造」などという言葉を使っているが、その策定のプロセスは従来と全く変わっていないということである。慣例とはいえず、二一世紀の国土のビジョンづくりは国民の代表機関である国家はこ

れにどう「参加」しているのか。五全総（あえて五全総という）を策定する前に、終戦直後にできた国土総合開発法（一九五〇年）の見直し、改正が先決ではないのか。第二に、法と計画と予算の関係についてふれる必要がある。全総事業の大半が公共事業——なかでも道路が大きいウェイトを占めている。しかも、毎年の予算の中に占める公共事業関係のシェアは一九八〇年以來殆ど変わっていない。（終戦間もない頃はそれによって生産基盤、生活基盤を整備促進する必要があったが、いつのまにかそれが自己目的化している）。ちなみに、日本の道路法システムは実に膨大な関係法からなっていて、しかも、きわめて体系的になっている。そのなかには①すでにいらなくなったもの、②緩和すべきもの、③もつときびしくすべきもの等見直しが必要になってきている。そして、その法体系の最頂点にあるのが国土総合開発法である。このようにして、巨額のカネが「法」に基づいて「計画化」され公共事業に流れる仕組みになっている。ちなみに、公共事業に流れたカネは、一九八〇年代の十年間で約二百三十兆円、一九九〇年代の十年間で約四百三十兆円（建設省試算）そして、五全総の十年間の予測は一千兆円を越えるといわれている。しかも、多様な財源（特定財源、建設国債と赤字国債、地方債、補助金、財政投融资（財役）が準備されているのである。では、予算は正しい方向で効率よく使われているだろうか。これについては、住田正三運輸省事務次官の最近の著書「お役人の無駄遣い」等にもきびしく指摘されている通りである。

また、堀内前通産大臣も文春（一九九八・一一）で指摘しているように、「砂で埋まるダム」、「船の入らない港」、「飛行機がめつた

こんどは視点をかえて、地方分権に対して地方自治体はどう考えているだろうか。一般的に地方の首長の最大の仕事は、中央からいかに多くの公共事業をもらってくるかということである。このような中央からの一方的配分政策が戦後五〇年以上もつづく、地方の自立的発展へのインセンティブが完全に失われてもおかしくない。

したがって、地方の政治家も役人たちも、地方分権に対して、総論賛成、各論反対ということになる。要するに「地方自治拡大への最大の反対論者は、権限をゆずりたくない中央官庁の役人と権限をゆずられたくない地方政治家と役人たち」（中谷巖）である。

四 地方の時代構築へ向けて

今や日本の構造改革、とくに中央集権的官僚システムの改革、地方分権の推進はさけて通れない二一世紀の大きな課題になっている。どのような手順で、誰がそれを実行していくのか。自らの権力機構の防衛に奔走している官僚にそれを期待することはほとんど不可能に近い。

このことについてもすでに多くの議論がある。例えば、五十嵐敬喜と小川明雄両氏は、官僚システム転換のためには規制緩和や地方分権のための法律の改廃等、議員立法を通して行政改革を推進する必要があるとして、①まず政党の立法活動を支援するシンクタンクの設立、立法補佐機関の拡充・強化、②国会図書館立法考査局の拡充と活用、③委員会調査員の増強等に着手すべきだとしている。また、加藤寛教授は、「本格的に官僚主導を改革しようと思えば、官僚の権力をささえている財投にメスを入れなければならない」と

に來ない空港」などが今話題になっている。

経済戦略会議もこのことを重視し、二一世紀型公共投資分野として、都市、住宅、情報、教育、人材育成、環境、国際物流などをあげている。日本の公共投資関連法体系と振興開発計画、予算配分の仕組み、インフラ投資のあり方が今正に問われているのである。

三 地方の時代（分権）は可能か

——その現実と展望

一九九九年七月八日、地方分権整備法（改正地方自治法など計四七五本からなる一括法）が国会で成立した。従来の機関委任事務を廃止し、地方が自主的に行う自治事務と法定受託事務に分けるといのが骨子。そして国と地方の関係を「上下・主従」から「対等・協力」に改めるためとしている。しかし、肝腎の税財源の地方への移譲は、財政投融资の仕組みは、地方債のからくり、補助金と許認可権は、裁量行政は、いわゆるタテ割り行政はどう変わるか等々甚だ視界不透明である。

国と地方の関係は戦前、戦後を通して基本的には変わっていない。機関委任事務というのは戦後内務省が解体される時に国の地方支配の妙手として考えだされたものだとされている。したがって、国と地方団体との関係は、機関委任事務を通して、地方が関係大臣の指揮監督下にあり、実質的に上下の関係、国の下請けという構造になっている。また、現在の地方債のからくり（地方の中央従属、依存の構造）をみただけでも、「上下」から「対等」の関係へ、といっても、言葉だけが一人あるきしている感は否めない。

して、行軍の三原則をあげる。すなわち①財投機関であるすべての特殊法人を株式会社化する。②財投は地域活性化を目指す二一世紀を見据えた新分野に限定する。③郵貯の分割民営化。また、松下圭一教授は地方分権とは「国家高権」に対する理論闘争である、としている。

しかし、自治体の実態はどうか、政策形成や計画づくりにおいても殆ど国やシンクタンク等への外注に依存しているのが現状である。したがって、地方分権への第一歩として、情報力の強化、政策形成能力の向上、戦略的人材の育成と集積及びネットワークの強化、そのためのソフトインフラ（例えば、オープンでグローバル時代に対応する知識・情報装置）の設置がまず必要であろう。

ちなみに、最近「経済戦略会議」のバイプロダクトとして、政策問題を科学的に分析する、政策研究の専門家によるネットワーク組織「政策分析ネットワーク」（代表、竹中平蔵）が活動を始めている。このような「知識装置」（シンクタンク）の誕生は、政策プロセスの多元化、地方分権の推進といった点からも、力づよい援軍の登場ということになる。いずれにせよ、真に地方分権へと国のシステムを転換していくためには、地方自治体自体がまず、発想を転換し、自主自立の気概をもって、そのための準備をしなければならぬ。

（付記）

この原稿は当初一九九九年三月にまとめたものであるが、その後日本経済政策学会第五六回大会の報告や討論、第一四五回国会にお

いて成立した行政改革関連諸法律（たとえば「中央省庁改革関連法」、「地方分権整備法」、「情報公開法」、「国会活性化法」など）、および小淵内閣の「経済戦略会議」などの報告等から多くの示唆を受けた。とくに、共通論題について報告なされた東條教授からは、二一世紀に向けて「良い社会とは何か」という最も根源的な問題提起があり、市場経済、民主主義、福祉社会の結合の可能性を示唆する発言があったし、丸谷教授からは、ドイツ新自由主義の政策構想などをふまえ、「経済の領域においても自由や効率だけでなく平等や愛の精神を基底にした組織や行動」にもっと注目をする必要があること、また、横山教授からは、ラカトシュ流の「科学的研究プログラムの方法論」を手がかりに、多元主義社会にふさわしい政策決定ルール、政策評価ルール、政治体制研究の必要性などが強調された。三教授の報告から得た多くの示唆に、あらためてお礼申し上げたい。本稿は以上の示唆をふまえながらも、基本的には一九九九年三月時点のペーパーをベースにとりまとめたものである。

コメント

——政策の有効性と新たな政策原理——

一 丸谷報告は、わが国最近の不況対策の非有効性をめぐる議論を、①七〇年代以降の財政金融政策の失敗等を踏まえて、規制緩和と構造改革で市場経済の再建を目指す方向、②景気安定政策の失敗によって権威を失墜させたケインズの財政政策の再評価の方向、③政策の失敗を議会制民主主義の下での政策形成の問題点から解明しようとする方向、に大別する。現在の政策危機は、これらがそれぞれ優れてはいるが個別政策論に過ぎず、総合したとしても体系的な政策原理とはなり得ないところに起因するとされる。

個別政策課題の統合と体系的政策論の確立とは、ドイツの秩序政策論の主要テーマであることから、報告者は新自由主義の政策原理に問題解決の活路を求める。新自由主義政策論の伝統的スタンスは「有効な競争秩序」が基本的価値を表現させ、個別政策課題が全体秩序のなかで把握されるべきであるとの認識にもとづく。

このような競争秩序を社会に適合化させるために、自由に加えて社会的正義または公正原則を導入したのが「社会的市場経済構想」である。しかし自由と社会的正義、または効率と公正の両立を図ろうとすると「体制整合性」と「補完性」の二原則にもとづく政策運営が必要となる。ここでは国家の役割は個人や市場の自由な活動の

西野 万里
（明治大学）

支援と、その発展可能性の最大化にあり、国家の過剰な施策は抑制的となるべきだとされる。この点は規制緩和と並行して政府介入の適正水準を模索するわが国に貴重な示唆を与えてくれる。この社会的市場経済構想は、六〇年代の「総体制御」（総需要管理政策）導入で新自由主義を変質させ、七〇年代の総体制御の失敗で後退し、八〇年代には本格的な新自由主義に引き継がれた。その後のインフレ収束と財政赤字削減は新自由主義の勝利として高く評価された。

丸谷報告のなかでわが国の政策危機打開に対して教訓となりうるのは「社会的市場経済」構想であり、とくに注目したいのは財政政策における政府の役割と協調行動の制度および「経済発展のための専門家委員会」の役割である。ドイツ連邦銀行は経済安定の達成に一定の役割を果たしたが、総需要を原因とする雇用問題の解決には財政政策も有効であり、また社会政策の実施に際して人々を共同善に向かい協調行動させようとした制度の効果も見逃せない。

二 横山報告は「政策危機」について、ある主体がある判断基準から政策課題を解決できない状態であると規定し、その原因を、現在日本社会の状況、つまり総合政策を必要とする特殊な状況の下に

あるにもかかわらず、これに政策全体が対処できない状況に求めている。そのような状況とは①複数の相互依存関係にある異質の社会の存在、②異時点間の政策の相互依存関係、③複数の政策目的（および相互の依存関係）、および複数の政策手段、複数の政策主体、複数の政策原理、の存在する状況である。これまで「ヒト化した企業」または「擬制の血縁集団」を前提としていた日本型資本主義の経済システムは、最近著しく変化しつつあるにもかかわらず、従来型の政策的対応が依然として繰り返されていることが諸問題の原因であるとされる。

政策対応または改革のあるべき方向として、①政策重点を「ヒト化した企業」から個人へ移行、②「政策過程における主体、目的、手段の実証的研究」と「政策提言・政策過程の制度設計に関する規範的研究」の必要、③相互的補完や変容を認める柔軟な政策決定・評価ルールおよび政治体制の必要性等があげられる。

報告者は Takatos のいう新事実発見を促進する「科学的研究プログラムの方法論」に依拠して、多元主義的な政策決定・評価ルールの研究プログラム構築を目指す。「政策危機」の原因は政策過程のあらゆるレベルに潜在しているが、とくに政策導出の背景に存在する理論が問題とされる。伝統的な政策原理としての「マクシミシン原理」は、社会構成員たる各個人が共通の理論と危険回避態度をもつと想定することから、多元主義的社会には適合しないとして排除される。「パレート原理」における補償原理は静学的個人間の補償を社会的政策評価として捉えたものであり、現在重視される構造改革のキープポイントである「既得権の打破」を正当化する理論とはな

日本の経済システムは、長期雇用制、系列・下請け企業関係、株式持合い、護送船団方式の金融システムなどの特徴に見られるように、東アジア型の「クローニー（縁故）経済」的要素をもち、主要先進諸国と比較して不透明で非国際的だといわれてきた。それは競争回避的・リスク回避的の制度・慣行や規制による既得権の支配する経済システム、つまり独特の非競争的経済システムを作り出してきた。グローバル化のなかで市場機能を重視する世界的傾向は、「規制裁定」によって孤立的な特異のシステムの維持を難しくさせる。わが国はグローバル化の名の下に、規制緩和政策を余儀なくされたが、これまでかなり鈍い速度でこれをすすめてきた。

それはこのような世界的動向にもかかわらず規制緩和に否定的な考え方も存在するからである。例えば規制緩和政策の理論的背景となっているコンテスタビリティ理論の前提条件が非現実的であるとして「緩和政策」を否定したり、国際的な資本の自由移動を狙いとすると規制緩和政策の要請が、米国財務省、IMF、世界銀行の間のいわゆる「ワシントン・コンセンサス」としてウォール街の利益に直結していると批判する人々もいる。その他、既得権益者からの反規制緩和論に加えて、緩和政策は短期的には大量の失業を生みだし不況を深刻化させるとの反対論も根強い。このように多様な価値基準や政策評価なども斟酌しようとするれば、グローバル化を目指す規制緩和政策のあり方はますます難しいものにならざるを得ない。

最近の研究のなかで、「政策危機」問題の解決に有効だと思われるものとして次があげられる。ステイグリッツの「政府と市場の補完関係」を重視する考え方がその一つである。ここでは政府の役割

り得ないとして、報告者は新たな概念を提案される。それは中長期的な構造改革を実現する「異時点間の個人内補償原理」である。これはパレート原理における単に一時点での個人内補償を超えた将来時点をも考慮に入れた「補償原理」の拡張であり、新たな動学的視点からの概念の提案として注目される。

三 東條報告の主張は経済政策の目標を「良い社会」の構築であるとし、その条件として「市場経済と民主主義および福祉社会」の統合的実現があげられる。この市場経済、民主主義および福祉社会は人間社会の基本的生活モデルであり、当モデルに適合した経済社会制度の成長が政策課題と目される。また当制度の成長過程で発生する課題の解決も重視される。

報告者のいわゆる「良い社会」は、二一世紀を迎えるなかで従来の「進歩」と「生産力主義」の終焉とともに変質し、「大宇宙の中の小さな閉じられた生きる生命体としての地球」と表現される哲理へとその基礎理念を変えたとされる。その意味での「良い社会」の実現こそが今後の経済政策学の使命であるとの主張である。

四 わが国はいま経済・社会システムの激変——急激な経済のグローバル化、高度情報化、急速度での少子・高齢化、地方分権化——に直面し、これらへの中長期的な対応をすすめるなかで、戦後最悪の不況の早急な解決を迫られている。効率基準から離れた基準の重視など価値基準の多様化も政策運営を一層複雑で困難なものになっている。これをグローバル化と規制緩和政策の例で見つみよう。

が、市場との代替関係ではなく、市場との補完関係において積極的肯定的に捉えられる。この観点は丸谷報告の「社会的市場経済」構想における「補完性」の概念にほぼ対応すると思われる。もう一つは最近の新研究領域である「比較経済制度分析 (comparative institutional analysis)」の研究成果である。これは日本の経済システムを欧米のそれと並列させて多元的視点から比較・分析し、経済的制度や仕組みが相互に補完しあっている、社会全体としての安定的な経済システムを形成すると結論している。

これらの研究成果が示唆する政府と市場の望ましい補完関係によって両者の機能を相互に高めることができれば、政策の有効性は少なからず上がるはずである。この他に筆者は国家レベルまたは中央政府レベル、地方政府レベル、国際レベルまたは世界経済圏レベルなど、政策空間の重層化が顕著となってきたおり、これが政策立案・運営を困難にしている要因の一つであると考える。このような重層的な政策構造の下では、異なるレベルの政策の統合や調和または調整が図られなければ、政策の効果は薄れる恐れがある。政策の有効性を高めるにはこの点も考慮に入れるべきであろう。

参考文献

- 青木・奥野・岡崎編著「市場の役割・国家の役割」東洋経済新報社、一九九九年
伊東光晴「経済政策はこれでよいか」岩波書店、一九九九年
P. Krugman, *Phantasms in Capitalism*, 1998 (北村行伸訳「資本主義の幻想」ダイヤモンド社)
佐和隆光「漂流する資本主義……危機の政治経済学」ダイヤモンド社、一九九九年

総括

総括 I

加藤 寛

今回のテーマは「政策危機の構図——新しい政策原理を求めて」と題されていたがこれについて、大会準備委員長の島和俊学部長は「日本をはじめ先進各国で経済が停滞する状況が続いている今日。七〇年代までは、支出を増やしたり、減税、金利引き下げといった政府の政策で解決できた。しかし今は効果が出ない。それは経済の国際化、情報化、高齢化など経済の状況、経済社会の仕組みが変わってきているからだだろう。従来の経済理論に頼った政策ではなく、制度や人々の意識の変化に対応するようなものを打ち出さなくてはと考えてテーマを決定した」と述べている。

「政策危機」には、「経済政策」という学問の危機と、現実の経済危機を救うことのできない経済政策（政治）の危機とが二重になつている。

しかし明示的な価値である、自由にしても平等にしても、あるいは効率・公平にしてもその内容は、現実の社会の変動とも必ずしも一致しない。そこに一定の原理はあるのかと政策学者は問い続け、市場経済、市民社会の内包する自己否定を描きだすことによつて統合の政策を求めた。

では経済政策の危機をもたらした経済の仕組みは何であろうか。

第一報告者、東條氏は、その仕組みの変化として第一に多元的利益集団による政党競争の中で多数決原理で形成される公権力の限界を指摘する。民主主義のガヴァナビリテイの問題である。第二に「政策」には根源的矛盾がある。それは政策目標と政策結果を乖離させるケインズ政策の実践結果である。完全雇用政策の実行が完全雇用をかえつて損なう結果をひきおこすという問題である。第三に自由企業経済・自由市場経済体制がもつ論理的矛盾である。供給過剰と需要不足が同時に起こることによつて自由企業制度にもとづく市場競争経済そのものを危機に陥れることになる。

第二報告者、丸谷氏は、政策がそもそも社会成員の全体が望むところに収斂しないのが現実の仕組みであると指摘し、その具体例として、三つの事例が挙げられる。第一は、日本における七〇年代、八〇年代の財政・金融政策の失敗および増大する財政赤字克服策が遅々としてすすまないことから政策への不信。第二に、平成不況の克服策としてのケインズ政策の有効性議論。第三は、民主主義的政策形成ルールのもとでは、官僚・政治家による政策が社会的原生的の実現をもたらさないということ。

第三報告者、横山氏は、政策危機を「ある主体がある判断基準か

加藤 寛

〈千葉商科大学〉

植 草 益

〈東洋大学〉

学問としての経済政策の危機は、ひとり経済学に限ったことではない。ウォーラステインが述べているように、学問は科学であろうとして、細分化される宿命をもっている。本来、経済学は社会全体を総合的に把握し、その社会の発展をさせる政策理念としての役割をもっていた。しかし、それが生産論・分配論・消費論さらには市場理論・価格理論へと細分化され、分析は精緻になっていった。理論経済学では、人々は一定の経済的制約条件の下で経済的利益を追求し合理的に行動する経済人を想定して、最適解をみいだすような経済モデルによつて現実を説明する研究にとらわれている。かくて経済学は現実から遊離し、人間や環境を無視した結論をひきだしてしまつても何ら不思議に思わなくなつてしまつた。

M・ウェーバーの価値判断排除論の世俗的な解釈は、よりいっそうそうした傾向を強めてしまつたようである。しかしさすがに経済政策学者はそうした価値判断排除論にはとらわれず、何らかの価値を明示することによつて、こうした「経済学の危機」に陥らなかつた。価値・理念を明示しなければ、現実の経済危機を解決するに當つて有効たり得ないことを知っているからである。

らある政策についてその政策が所定の政策課題を有効に解決できていないとか、所定の政策課題を解決できたとしても負の副次的効果を生み出しているといった政策の失敗を認識したとしても、その政策を克服できずにいる状況」と概念規定して、その構図として日本社会がもっている法人社会といった特徴を指摘している。

三報告の「政策危機」論の指摘はそれなりに政策の失敗する構図を描いてくれているものの、政策の限界・非有効性をもたらした現代経済社会の危機を明確にしたとはいえないのではないだろうか。その点、東條報告は、貨幣を企業と市場をネットワークキングするものととらえその萌芽を与えてくれているが、かつて実物経済のヴェールにすぎなかつた貨幣が「貨幣で貨幣を買う」（伊東光晴氏）時代に転化することによつて政策の有効性を変化させてしまつた事実を分析して欲しかった。このことは「新しい政策原理」を求める三報告に共通して虚しさを感じさせることになる。

といつて三報告が無意味だというのはない。しかし「新しい政策原理」を求めるにあたり、三報告とも、市民社会あるいは個人に軸足を置いた政策運営に原理を求めることになる。多様な社会、多元な社会はたしかに政策の効果を限界づけるものではある。しかしそれは古来からの課題であり、それを解決しようとして民主主義の原理が主張されたり民主主義の限界が指摘されてきたのである。

そしてその限界を超えるものとして三報告は原理を提唱するのだが、そうすればするほど抽象的個人を想定することになる。「良い社会」とか「共同善」とか「マクシミン原理」・「パレート原理」「補償原理」といった概念はすべてこれにあたる。

もちろん三氏とも、そうではないと主張されるだろうが、M・ウエーバーがかつて理念型を提唱することによって、価値判断を排除し価値関係を科学の範囲で扱うべきものとした時ですら、M・ウエーバーの個人の価値は歴史の中に足を踏み入れた判断をもつていた。とすれば、「新しい政策原理」が個人間の統合原理を意味するものではなく、歴史の流れの中で対応する政策でなければならぬはずである。東條報告はそのことを十分意識し、市場経済・民主主義・福祉社会の中にある自己否定の論理を抽出しているが、多様化された現代において、何故それが「良い社会」といえるのか、さらに説明が欲しい。また丸谷報告は、社会的市場経済の発展の中に新しい秩序政策を浮かびあがらせているが、政策の限界・危機とのつながりは明白ではない。横山報告は、補償原理に異時点期間を導入して新たな展開を試みたが、それが自由・繁栄・平和・正義とどのような関係をもつかが明確になるまでは、容易に受け入れられないであろう。

今後、われわれ政策学会に課せられた問題は、かつて赤松要氏が提起したメガトレンドの中で有効な力を発揮し得る政策の構築を模索することであろう。

議会と市民の新たな関係および市民の役割についてのもつと突っ込んだ議論の展開が必要であつたと思われる。また、東條氏の福祉社会論は厚生経済学の三命題の実現と自由の原則の下での交換・分配の正義の実現を基調としていられると思われ、この福祉社会論とこれまでイギリスや北欧をはじめ先進主要国で実施されてきた福祉国家政策との関係がほとんど論じられていないため、東條氏の福祉社会論が不明確なままに残されているように思われる。このため東條氏の論文は、現代の福祉政策全般を肯定する誤解を生みやすい。

丸谷治史氏は、日本経済における昨今の不況対策には大きく三つの方向があり、その第一が日本経済の根本的建て直し政策としての規制緩和および構造改革、第二が石油危機以降に権威を失った景気安定政策の見直し、第三が社会的厚生の実現を保証する制度の構築であるとまず指摘している。次にそれぞれの政策論議には聴くべきところがあるが、日本の政策危機は個別政策の全体的な統合と整合性の欠如にあると指摘している。個別政策課題の統合と体系的政策の確立を主題としてきた戦後ドイツの秩序政策論を再度振り返ってみる必要があるとして、その基礎となっているフライブルク学派を中核とする新自由主義の経済政策論およびこれに基づくドイツ経済政策の歴史を再考している。

丸谷氏は、日本における上記の三つの政策の方向についてドイツの歴史を振りかえってみると、第二の方向が第一の方向の議論のなかに包摂されてきたこと、第三の方向の議論が政策全体のベースになつてきたことを指摘し、日本においても個別政策の統合と整合性の確保に十分配慮すべきであると警告している。また、日本の経済

三人の報告者はいずれも学問的に水準の高い研究を報告した。

東條隆進氏は、重商主義時代から現代までの「経済政策の目標」の系譜をたどりながら、「経済政策の目標は「良い社会」を建てることに求め、『良い社会の条件』を『市場経済と民主主義、および福祉社会』の実現にもとめる」という政策理念（東條氏はこれを「人間社会の基本的生活モデル」と呼ぶ）を提示した。

東條氏は経済学史、経済思想史、経済体制論、市民社会論、政治思想史等の造詣をふんだんに散りばめて、この「古くして新しい政策理念」を説得的に展開しており、その論調は魅惑的でさえある。なかでも市場経済、民主主義および福祉社会がそれぞれの内部に自己否定の論理を有しているため、「良い社会」の実現は困難であるが、人間社会の基本的生活モデルに則った経済社会制度を成長・発展させることが不可欠であり、また従来の生産力拡張主義から自然・宇宙との調和を基本理念とする「良い社会」の実現をめざすことが二一世紀の経済政策学の使命である、という結論部分は魅力的な輝きをもって説得的である。

東條氏の政策理念（人間社会の基本的生活モデル）に基本的には反対する者はいないと思われるが、フロワールからも質問があつたように市場経済における企業と政府の新たな関係や民主主義における

政策議論においては、①第一の方向の議論に社会的正義についての議論がほとんどなく、市場競争による効率が一面的に強調される傾向が強いこと、②第二の方向においては問題が一層狭く限定されているため政策論として限界があること、③第三の方向についても多元社会が進展している現状において個別利害を調整して一般の利益を実現する仕組み（特に「競争秩序」のなかで実現する仕組み）を構築する思想が希薄であると指摘している。丸谷氏は上記のように日本における「政策の危機の構図」を学問的観点から鋭く指摘しており、この指摘は今後の政策の策定・実施を考えるうえで有用である。

横山彰氏は、政策危機の下にある日本経済において新しい政策原理を考察するときに「重要なのは、複数の時点における複数の社会の複数の政策について、複数の主体がどのように関与し、複数の判断基準からいかに評価するのか、という『総合政策』的視点である」という基本的メッセージを最初に与えて、各フレーズを詳細に説明するところから議論を始めている。次に日本の社会経済システムを考慮しながら二一世紀に向けた政策の策定・実施・評価のシステムを構築する理論としてI・ラカトスの「科学的研究プログラムの方法論」が有用であると指摘している。それは厚生経済学に基礎をおいた伝統的な経済政策論より公共選択論、立憲的政治哲学、制度経済学、進化経済学等のアプローチによる新しい経済政策論であるという。さらに政策危機は政策と政策結果を結びつける理論問題にあるという問題意識に立って、政策原理として広く支持されているパレート最適とマクシミリ原理について検討し、それらの理論に

基づく伝統的補償原理は社会レベルの評価が個人レベルの評価から導出できないこと、異時点間の個人の補償問題も理論的に解決されていないことを指摘し、これらを克服した新たな理論なくして政策危機を乗り越えることはできないと指摘している。

三人の報告はいずれも「新たな政策原理に基づく新たな社会経済システム」を構築するための経済政策論として学問的水準が高く、今後の政策論議に貴重な示唆をあたえている。特に次の三点は三人ともに共通して指摘されており、重要である。第一は経済政策の総合性と整合性の必要性、第二は経済的効率性の重視から交換の正義や分配の正義を重視した政策理論および具体政策の構築の必要性、第三は経済政策の基礎となる政策理論ないし政策原理の再構築の必要性である。

筆者も上記の点については異論がなく、今回の報告が例年になく理論的水準の高い報告であったことに喜びを感じている。ただし、座長として少ない発言機会しかなく、十分には指摘できなかったので、ここで改めて述べると、大会校が今回提案した共通論題には上記のような政策的な議論とともに、現行の日本が直面している大きな経済問題（長期不況、中央・地方政府を含めた財政危機、国内金融危機、国際金融問題、少子高齢化問題等）についての具体的政策議論（政府政策の批判と新たな提言）が期待されていたはずである。大会出席者の多くも後者の議論を聞きたかったはずである。また、討論者の一部からも指摘された情報公開、パブリック・コメント制等を含めた「民主的政策形成」ないし「開かれた政策形成」のあり方についての議論もこれからの政策形成のあり方を考える上で

重要である。今後の大会の課題として期待したい。

〈自由論題〉

シェアエコノミーと経済政策の有効性

藪田 雅弘
〈中央大学〉

三輪 俊和
〈北九州大学〉

平成不況以来、不況脱却へ向けた伝統的経済政策の有効性に関して疑義が投げられている。消費関連指標の停滞が続く一方で投資需要も停滞し、失業率は戦後初めて五%台を記録するなど最悪の状況にある。低い利率率の下で投資が十分に回復しない利子非弾力なケースでは、金融政策は効力を発揮しない。他方、減税や公共投資の拡大によって有効需要の創出を図る財政政策に期待が寄せられているものの、財政赤字の累積的拡大とその影響が懸念されている。本稿は、このように手詰まり状況にあると思われる伝統的な政策手段を用いた景気対策を補完する意味で、直接的に消費を刺激する代替的な政策手段の提案を企図している。ワイツマン (M.L. Weitzman) の提唱した Profit-Sharing モデルを基にマクロモデルを構成し、その所得分配システム下で如何なる政策手段が雇用拡大効果をもつかを検討する。その際、Profit-Sharing を導入するためのインセンティブをどのように設計するかについても言及する。

(1) 基本モデル

伝統的ケインズモデルの特性を備えた Profit-Sharing モデルは、

$$(1) Y = F(N), F' > 0, F'' < 0 \quad (4) B = d[Y - RN], 1 > a \geq 0$$

$$(2) Y = C + I \quad (5) I = I$$

$$(3) C = RN + B \quad (6) R = F'(N)$$

で表される。ここで、 Y ：生産、 N ：雇用、 C ：消費、 I ：投資、 R ：(実質)基本賃金、 B ：労働者への利潤配分を表す。(3)において消費は労働所得からのみ行われ、労働者は基本所得 RN の他に利潤 $B (= Y - RN)$ の一定割合 (シェア) パラメータ a を一時所得 B として受け取る。また、投資は外生的なパラメータとして扱ふ。従来の Profit-Sharing モデルでは、(6)を保証する R が競争賃金 R^* に比して $R > R^*$ であれば企業にとって超過労働需要が生じ雇用改善的な効果を持つことが主張できる。ここでは、企業の雇用誘因というよりは、むしろ労働者への利潤再分配による消費需要増大が雇用増へと結びつく効果を重視している。(1)から(6)を整理す

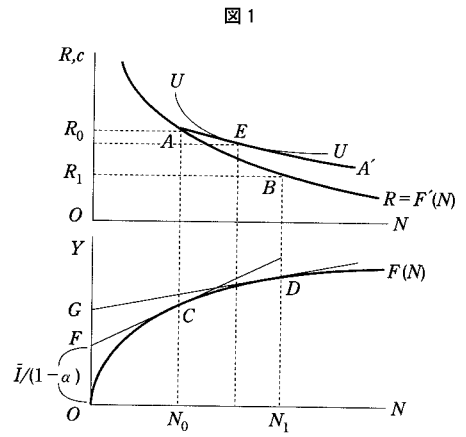


図1

(7) $[F(N) - F'(N)N] = I/(1-a)$

をえる。これより、 $dN/da > 0$ なら $dC/da > 0$ となり、シェアパラメータの上昇が雇用増と消費増をもたらしことがわかる。図1の点Aおよび点Cが、 $a=0$ のケースであるとしよう。このとき基本賃金は $R=R_0$ (接線FCの勾配に等しい) の水準で表される。シェアパラメータを引き上げると、企業の主体均衡点が点A(C)から点B(D)へと移動し、基本賃金が R_0 から $R \rightarrow$ 低下するにつれて雇用量が N_0 から N_1 へ増大することがわかる。

労働組合が Profit-Sharing の制度を受け入れ雇用確保のためにシェアパラメータの変更を甘受する条件は、独占的組合の効用関数において雇用に対する一人当たり消費の限界代替率が十分小さいことである。この場合、Profit-Sharing のシステムが採用され、それが有効に機能する可能性がある。この条件に関しては、労働組合の限界代替率、または組合マークアップに影響する方策—例えば労働所得への課税を介して組合マークアップを操作する施策や、雇機会を喪失した場合の留保賃金水準の操作を通じて組合賃金水準へ影響する方策、さらには、立法措置を伴うような企業、労働組合に対する直接的規制に依拠する場合—などが考えられる。

(3) モデルのプロトタイプ

基本モデルに関しては、様々なプロトタイプを想定することが可能である。例えば、マークアップ価格形成原理の導入、硬直的な実質賃金を想定したニューケインジアンのアプローチの採用、さらには、効率性賃金モデルの援用などが可能である。ここでは、分析結果のみを集約しておこう(表1)。

モデル毎に効果の生じる条件が異なっているが、概ねシェアパラメータの引き上げが、生産、雇用ならびに一人当たり消費にとってプラスの効果をもつことがわかる。これらのモデルにあつては、基本モデルと異なり、シェアパラメータを引き上げた場合、雇用増大と労働者一人当たりの消費水準の改善を伴うので、両者がトレードオフの関係を示すことはないことに注意しよう。

(4) デイスカッション

本稿では、伝統的経済政策を補完する一つの代替策として

表1 経済モデルとシェアパラメータの影響

α 上昇 モデル	社会全体の消費	雇用・生産	1人当たり消費	条件/付加要素
基本モデル	+	+	-	特になし
Full-cost pricing モデル	+	+	+	消費率が十分低いケース/マークアップ率の引き下げも同様の効果を持つ
硬直的 基本賃金 モデル	+	+	+	Profit-Sharing のパラメータが十分小さい/基本賃金の引き上げは雇用にはマイナスの影響を及ぼすが、1人当たり消費を改善。サプライサイドの政策併用が必要なケースがある。
効率性賃金 モデル	+	+	0	動学的に安定な均衡点で成立/労働効率性が1人当たり消費水準に依存するケース
	+	+	+	Profit-Sharing のパラメータが十分小さい場合/労働効率性が基本賃金に依存しているケース

(2) Profit-Sharing マン・エンティン政策

次に、主体均衡点のシフトがもたらす労働者と企業の厚生水準への影響に注目しよう。企業の純利潤 π は $(1-\alpha)(Y-RN)$ であるから、 $d\pi/da = 0$ となる。つまり、シェアパラメータを引き上げても、生産拡大や基本賃金低下により利潤全体が拡大するために、純利潤の水準は不変に保たれるのである(点AからBへの移動は企業の純利潤を不変に保つ)。これは、 α の変化が、貯蓄・投資バランスに影響しないことを意味している。

α の上昇が消費拡大効果をもつとはいえず、このことは、労働者一人当たりの消費水準 $c(C/N)$ の上昇を意味しない。実際、 $d\alpha/da > 0$ が成り立つ。つまり、基本賃金低下と雇用増大により、Profit-Sharing の強化にも拘らず、労働者一人当たりの厚生は低下するのである。ところで、問題はシェアパラメータの操作を含めて制度そのものを労使双方が受け入れるか否かという点である。単純に考えれば、点Aは点Bに比してパレート優越となるので、Profit-Sharing を導入しようとするインセンティブは存在しないように思える。

以下、シェアパラメータが独占的組合モデルの枠内で決定されるものと考えよう。すなわち、 U を労働組合の効用関数として

(8) Choose $a, s, t, \max U = U(c, N), U_c > 0, U_N > 0$

と考える。点Aで $a=0$ とすれば、そのときの c の水準は $R=R_0$ であり、 α が大きくなるにつれて c は小さくなる ($\Delta N, \Delta c$ 曲線は減する c の水準を示す)。他方、点Eは最適水準つまり(8)の解を表している。

Profit-Sharing 制度下での施策を検討した。停滞した投資需要の

下で、雇用や生産を拡大させるためには、シェアパラメータの引き上げが有効である場合が多いと考えられ、そのためには、一定の「インセンティブ規制」が必要となる。シェアパラメータは労使交渉によって決定されるために、その変更がマクロ経済パフォーマンスの改善を通じ両主体にとってより望ましい帰結をもたらす確証がない限り受け入れられないであろう。この場合、インセンティブ規制は、政府の強権による強制ではなく、それを実行可能性へと導く一種の誘導的政策 (Indicative-planning) でなければならぬ。

問題は、インセンティブ規制をどのように行うかという点である。これに関しては次のような点が指摘できる。(i) 企業規模別シェアパラメータを把握し、その目標値実現に必要な補助金(あるいは労働所得減税)を付与する。これに関連し(ii) 基礎賃金とボーナス部分に掛かる所得税率を切り離し、ボーナス部分への税率を相対的に低める。(iii) ボーナスなど特別給与の増大は、貯蓄率の上昇を通じて消費の拡大を阻害する可能性をもつ。このため、住宅投資を増大させる補完的な政策や消費税減税ならびに投資水準を維持する総需要管理政策を併せ実行する。これらの包括的政策の実現可能性は未知数の部分も多い。しかし、手詰まりの状況にある現在の経済政策手段に一つの新たな手段を加える要素であることは確かである。

参考文献

Drago, R. and Turnbull, G. K. (1996) "On the Incidence of Profit-Sharing," *Journal of Economic Behavior and Organization*, 31

秩序自由主義 (オルドー・リベラリスムス) の政策原理

鉢野正樹

(北陸大学)

一 問題の所在

— 新しい政策原理が求められる理由 —

今日新しい政策原理が求められる理由があるとすれば、それはケインズ経済学のマクロ政策も、新古典学派のマクロ政策も、その政策効果が失速したことによる。

ミクロ政策の失速は、一九三〇年代の大恐慌に始まる。この経済危機を乗り越えさせるのに有効であったマクロ政策も、しかし、一九七〇年代のスタグフレーションで同じく失速した。

一九七〇年代のマクロ政策の失速は、新古典学派の復権のときであった。今日わが国でも盛んに議論されている規制緩和・構造改革・地方分権などのミクロ政策は、この時期の新古典学派の復権に由来する。

この当時、石油危機後のスタグフレーションを二足先に脱却した米国経済と欧州経済とを比較して、ハーバラーは欧州には構造の面で米国に劣る点が三つあることを指摘した (ハーバラー, 1987, pp. 118-119)。一つは、欧州の福祉の行き過ぎ、高い税金、そして圧迫的な規制風土。二つは、米国には欧州共同市場をこえる自由取引ができる国内市場があること。三つに、米国では鉄道、航空、電話・

(1) 129-38.

Estrin, S. and Wadhvani, S. (1990) "Profit-Sharing and Employee Share Ownership," *Economic Policy*, 4: 13-52.

丸尾直美 (一九九〇) 「成果配分制と労働者所得参加」『日本労働研究雑誌』五月号。

Weitzman, M. L. (1984) *The Share Economy*, Harvard University Press (林訳『シェア・エコノミー』岩波書店、一九八五年)。

Weitzman, M. L. (1995) "The Simple Macroeconomics of Profit Sharing," *American Economic Review*, Dec. 75: 937-953. 他

(付記)

本報告に当り、予定討論者の丸尾直美先生 (日本大学) ならびに伊代田光彦先生 (桃山学院大学) 他より貴重なコメントを戴きました。記して感謝申し上げます。特に、経済システムとしてのシェアエコノミーの導入と、シェアパラメータの操作可能性をめぐる議論に関して評価を戴いたが、それらに対する回答を含めての全容については別稿を期したい。

電信、電力が民営であること、であった。

マクロ政策の失速とミクロ政策の復権とは、たがいに裏腹の関係にある。経済政策の有効性を論じるときに、二つの政策原理はたがいに矛盾するものではなく、たがいに補いあうべきだということは簡単だが、両者をどう調和させるかが問題である。これが、政策危機の問題の所在であると思われる。

問題の所在を、このように認識した上で、戦後ドイツで実践されてきた「社会的市場経済」に、新しい政策原理として評価されるものがないかどうかを論じてみたい。

二 「秩序自由主義 (オルドー・リベラリスムス)」 という名称

「秩序自由主義 (オルドー・リベラリスムス)」の名称が適当と思われるのは、たがいに関連しあう「社会的市場経済」も「新自由主義」も、「フライブルグ学派」も、これらの研究者集団がほぼ共通に重視している「秩序」という key concept がその名称の中に含まれていないからである。「秩序」という key concept をその名称から落とすことは、戦後ドイツに台頭した新しい経済学の構想・実践・研究にとって画竜点睛を欠く。ドイツの新しい政策原理を論じ

るには「秩序自由主義」(Ordo-Liberalismus)の名称を用いるのが適當と思われる。

「秩序自由主義」が、わが国においても研究に値する政策原理の一つの型であると論じるには、経済政策の原型がすでに国民国家と市民社会とともに完成していたことを明らかにしなければならぬ。経済政策の原型は、近代ヨーロッパにおいてマーカントイリズム(一五〇〇年—一七五〇年)の国民国家と呼ばれる時代と、古典学派(一七五〇年—一八七〇年)の市民社会と呼ばれる時代にすでに出来上がっていた。国民国家時代の経済政策は「統制の政策」、市民社会時代のそれは「放任の政策」と名づけることができる。さらに、経済政策のこの原型は、ケインズ経済学に基づくマクロ政策と、新古典学派に基づくミクロ政策とに今日もなお継承されている。マクロ政策とミクロ政策の関係は、景気回復と経済成長をめぐって、金融政策と財政政策と為替政策に重点をおくマクロ政策と、規制緩和と構造改革と地方分権を提案するミクロ政策で対立するが、さらに深く政策を支える思想において「統制の政策」と「放任の政策」の対立を受け継いでいる。

「秩序自由主義」が、「統制の政策」でなく「放任の政策」でもない第三の政策を目標にすることは、「秩序自由主義」の中心をなすワルター・オイケンがいずれの政策をも否定したことによって明らかである。「秩序自由主義」の文献には「秩序政策」(Ordnungspolitik)という用語が盛んに使われる。この「秩序の政策」が、先の二つの政策原理を単に折衷させるのではなく、本当に止揚する第三の政策原理になるかどうかを検討することにした。

こととなる。オイケンはこのようにして生じる競争を「競争秩序」(Wettbewerbsordnung)と名づけた(Eucken, 1949, S. 23)。経済競争に関しては、規制緩和の立場からは競争が企業を相互に競い合わせることから、生産を増やし、価格を下げさせ、効率を高めさせるという効果だけが強調される。しかし、「秩序の政策」の「競争秩序」というのは、そういうことより独占企業が独占価格によって市場で利益を独占したり、有力な企業集団がカルテル価格によって利益の山分けをしたりすることを独占禁止法という秩序によって禁止することで、市場に競争が生まれることを言ったに過ぎない。したがって、競争は「秩序の政策」の目的であったというよりその結果であったというのが正しい。「競争秩序」の目標も、生産の向上よりは、経済権力の分散にあった。権力が後退する分、それだけ自由は増大するからである。なぜなら、自由と権力とは反比例の関係にあり、権力がはびこれば自由は引込み、権力が後退すれば自由の余地がそれだけ広がるからである。地方分権と中央集権の力学にもこの関係は当てはまる。権力に自由が置換えられることで、市場の中立性がそれだけ高まることになる。「秩序の政策」には、制度の中立性を高めることが結果として伴うことになる。

(3) 「秩序の政策」は、パフォーマンス(結果)よりはプロセス(過程)を重視する。しかし、最低限の秩序だけで最大限の自由を認めると、結果が保証されないのではという懸念が生じるのは当然である。特に、現今のような不況が問題となっている状況では、何よりも経済政策の緊急の課題は、失業率を下げることにある。投資や生産や所得を増やして雇用を増加させることが求められる。ヨ一

三 「秩序の政策」についての三つの基本認識

「秩序の政策」が単に「統制の政策」と「放任の政策」の批判に終わっていたのでは、自己の正当性を証明することにならない。それは、「秩序の政策」がそれ固有の政策であるといえるとするれば、それは何なのであろうか。それを、「秩序自由主義」がもたづいていると思われる、三つの基本認識と関連させて説明する。

(1) 「秩序の政策」は、秩序がなければ何事もはじまらないという平凡な事実にもとづいている。この認識は「秩序の政策」の専有にはならないが、にもかかわらず見逃すことのできない点である。人間は何事かをはじめよとするとときは、まず秩序を定める。卑近な例でいえば、老人に介護のサービスを供給しようとするれば、そのための秩序(体制の整備)から始める。

(2) 「秩序の政策」は、理想的には万人が受け入れ可能な、平等にあてはまる秩序をつくる。秩序は人間を束縛するためではない。むしろ、その逆であって秩序さえ守れば、その他はすべてのことを自由にさせる。最低限の秩序を枠条件として、人間に最大限の自由を認めようとするのが「秩序の政策」である。最大限の自由といっても法律や道徳に違反する行為の自由が認められないことはいまでもない。「秩序の政策」が、経済政策の中でこれだけは自由を認めないとしているのは、独占価格やカルテル価格などのように企業が市場の価格に干渉する自由である。それと、中央銀行が貨幣を無定見に発行するような自由である。このように最低限の秩序を枠条件として人間に最大限の自由を認めると、ここからは競争が生じる

ロッパでも、ドイツやフランスは一〇%を超える高い失業率で、この問題の解決が求められている。このような時には、プロセスは後回しで、それよりはパフォーマンスをよくするのが先決という議論の方が受け入れられやすい。それでは「秩序の政策」は、好況の時は受け入れられても不況になれば役に立たない不完全な政策なのであろうか。しかし、いくらパフォーマンス(結果)を重視するといっても、何をしてもよいということにはならない。例えば、雇用を増やすというならば現在の三〇〇万人の失業者を、日本にある三〇万の製造業の事業所に一時的にせよ一〇人ずつ雇用してもらえば問題の解決になるかもしれない。こういう解決が許されるなら、需給のバランスをとることは情報と通信の技術の発達した今日、それほど困難なことではないかもしれない。しかし、このような問題の解決は、そのプロセス(過程)に多くの疑問を生ずるはずである。「秩序の政策」からは、問題の速やかな解決は期待できない。その反面、最大限の自由からは一定の目的の達成には適していない。でも、自由になされた行動の結果にはそれぞれが責任をとるはずであるから、個人にも、企業にも、政府にも責任ある行動が期待できるとれる自由な行動が許されなかったからである。最大限の自由が許されるなら、そのようなプロセスから生じる結果には、疑問を生ずることも少ないはずである。「秩序の政策」は、このような意味で機能的であるだけでなく人間的な次元をもつ経済政策である。

四 「秩序自由主義」の二つの中心問題

「秩序自由主義」の中心問題として二つの点を挙げておきたい。

(1) 「秩序自由主義」は一九三〇年代のオイケン、ベーム、グロスマン・ドエルトの共同研究にはじまる (Grossekötter, 1987, S. 2)。到達した結論は、最低限の秩序で最大限の自由を認めることが秩序と自由との問題の最終的な解決になるということであった。この理由を、ベームは価格の単純なモデルで説明をした。このモデルの要点は、価格はこれに従わなければものを売ることも買うこともできない制約条件になるので自由を拘束する。しかし、価格という秩序がないと売り買いの自由も保障されない、ということであった。したがって、自由のためには価格という秩序は欠かせないことになる。問題は、価格はいかなる価格でもそれが自由を保障する秩序となるかといえはそうではないことである。特に、資本と労働がともに組織化されて市場の価格を権力によって歪めるときには、価格が自由を守る秩序であるとはいえない。そこで問題の解決は、市場の価格を権力からの干渉に対していかに防衛にかかってくる。この中心問題は、ドイツにおいても解決されていない。ドイツの経済政策は、貿易と貨幣については目的を達成したように思われる。しかし、問題は市場にあって、解決は容易でない。

(2) エーリッヒ・ホップマンは一九九八年の論文「秩序の相互依存関係」(Interdependenz der Ordnungen)で、経済理論の対象を、価格機構(経済内)だけでなく、価格機構と経済制度(経済外)、価格機構と経済組織(経済外)の相互依存関係にまで拡大す

ることを求めた。あわせて、経済政策もその対象の視野を経済だけに限定せず人間生活全体の相互依存関係にまで拡大することを求めた。経済の実態を改革しようとするれば、制度と組織の改革が必要である。そうすれば、経済政策も政治次元と社会次元を視野に入れないくなくてはならない。「秩序の政策」はこのように幅広い視野をもつ政策原理である。

参考文献

- ハーバラー、ゴットフリート(一九八七) 田中喜助、嶋村輝訳「スタック・フレイションの問題」：岡田陸美監修、佐野進策他訳『G・ハーバラー重要論稿集』(啓文社)。
Eucken, Walter (1949): Die Wettbewerbsordnung und ihre Verwirklichung, in: *ORDO* 2, S. 23.
Grossekötter, Heinz (1987): Der Beitrag der Freiburger Schule zur Theorie der Gestaltung von Wirtschaftssystemen, in: *Volkswirtschaftliche Diskussionsbeiträge*, Beitrag Nr. 90.
Hopmann, Erich (1998): Die Interdependenz der Ordnungen, in: *ORDO* Band 49.

(謝辞)

座長の吉田徳三郎先生には、フロアーからのより多くのご質問を受けられるようご配慮いただき感謝しています。対談論者の福田敏浩先生からは、示唆に富んだコメントをいただきました。西田稔先生や、安田八十五先生、永富隆司先生のご質問もこれからの研究に有意義で、大変参考になりました。改めて感謝いたします。

平成不況は日本の政治経済システムの何を変えたのか

植松 忠博
〈神戸大学〉

一 戦後日本の政治経済システムの形成

戦後の日本では、戦時統制を引き継ぎ、修正しながら一九八〇年代まで「日本型政治経済システム」と称すべきユニークなシステムが形成された。それは次のような内容から構成されていた。

- ① 自民党(政界)と中央官庁(官界)と経済団体(財界)それぞれのトップの間で利害を調整しながら、政策を策定、執行したこと、
- ② 自民党は政策政党というよりは、むしろ利権配分政党だったが、有権者の支持を得て、長期に政権を維持してきたこと、
- ③ 中央官庁は企業や金融機関の経済活動に対して、行政指導という、法的根拠を持たない政策を使って積極的に市場に介入したこと、
- ④ 大企業を中心として、日本型経営の「三種の神器」と呼ばれた制度が作られて、長期雇用(不況期の解雇回避)、年功序列(長期勤続者の重用)、企業内労働組合(労使協調)が維持されていて、消費者、株主、地域住民の利害はあまり重視されなかったこと、
- ⑤ 各産業ごとに業界団体が組織され、政府与党と意思疎通を図

りながら、各社の利害を調整したこと、

- ⑥ 企業や金融機関は自社の資産を評価する際に、所有不動産株式の価格を原価で評価して、値上がり益を含み資産として活用していたこと。

これらの制度はしばしば「前近代的」だとか「非民主的」だとか批評されたにも拘らず、長期にわたって存続し、結果的には日本経済の高度成長(一九五〇～六〇年代)、中成長(一九七〇～八〇年代)を実現し、日本を先進国中で比較的政治が安定し、所得と資産の分配が平等で、失業率が低く、経常収支が大幅に黒字で、外貨準備高が最大の国にした。

このため外国でも時折「ジャパン・アズ・ナンバー・ワン」と評価されたり、日本の産業政策に学ぶべきだという声が起こったりした。多くの日本人も八〇年代末までは、日本型政治経済システムの成功を信じていた。

二 バブル景気の破綻と平成不況の特徴

一九八〇年代後半に日本では、円高と金融緩和に支えられて、地価と株価が異常に上昇し、資産効果に基づく好況が発生した。その結果、各地で不動産の開発が進み、大型商品、高価格商品の需要拡

大を予想した企業の設備投資が実施されたため、好況はバブル景気に転じた。しかし、一九九〇年〜九一年に株価と地価が下落に転じるとともに、バブル景気は破綻した。

バブル景気破綻後に発生した平成不況には三つの特徴があった。

第一は、不況の原因が外圧（外国の不況、原油価格上昇など）でもなく、フロー要因（輸出の急減、物価上昇など）でもなく、戦後の不況としては異例な、内発型、ストック要因の不況だったことである。このことを認識できなかったことが、その後の産業界の対応を誤らせ、政府の不況対策を効果の少ないものにしたと思われる。なぜなら、従来のような外圧型不況であれば、国民に外圧を跳ね返すための挙国一致の努力を要請できたし（第一次石油危機時の省エネ、重厚長大型からハイテク型への産業構造の転換など）、フロー要因の不況であれば、ケインズ政策で対応できたが（公定歩合の引き下げ、大型公共事業の実施など）、平成不況は内発型、ストック要因の不況だったために、従来ケインズ政策では効果がないのに、政府はそれを繰り返して、不況を長期化させたからである。

第二に、平成不況の発生は不況と認識されにくかった。政府も経済界も一般国民も、地価や株価の下落は経済状態の正常化と考え、それが深刻な不況を引き起こすとは予想しなかった。実際、株価下落後も九一年春までは平成景気の長期化が期待されていた。

第三に、平成不況は在庫の急増とか物価の下落という形をとらず、地価下落にもとづく不動産業者、建設業者の経営破綻、債務返済の不能、金融機関の不良債権の急増という形で現れた。しかも当事者（不動産業者、建設業者、銀行）は、経営破綻の実績を隠し、不良

を「日本型政治経済システム」の機能障害としてみると、おそらくこの連続汚職事件が、日本経済の指導者に対する国民の自信を喪失させたという意味で、平成不況を深刻にした最大の要因だったと考えられる。

平成不況を長引かせた第三の原因は、政府がとった不況対策が従来型のケインズ政策であったために、地価、株価の下落に起因する「ストック不況」には功を奏しなかったことである。

たしかに不動産業界や建設業界はもとと保守党の議員に対する選挙運動に熱心であり、今回のバブル崩壊で大打撃を受けていたから、公共事業を中心とする経済対策は、政権政党として格好の返礼のチャンスだったかも知れないが、不況の根源が不良債権である以上、金融システムの安定を早急かつ徹底して回復することが最優先課題であったにも拘らず、政府が繰り返した公共事業や減税を中心とした景気対策を実行したことは筋違いで、いわば「痛の患者に強力な栄養剤を注射しつづける」類のものであり、多額の資金を投入したにも拘らず、一時的な効果しか発揮できず、結果的に日本経済の体力を衰弱させることになった。

政府が不良債権の処理に本格的に取り組み始めたのは、一九九六年の住宅金融専門会社七社の破綻処理を除けば、九七年十一月の「金融恐慌寸前」の事態を体験した後、九八年に銀行に公的資金を注入するとともに、金融監督庁、金融再生委員会を設立して、経営不安定の銀行を準国家管理するようになって以後のことである。

債権の規模を実態より低めに公表したため、経済界全体に不況の深刻さが実感されなかった。このことが、平成不況を長引かせた第一の原因であった。

三 信頼の失墜と政策の失敗

平成不況を長期化させ、深刻にした第二の原因として、大物政治家、エリート官僚、大企業、銀行トップが国民の信頼を裏切る行為をして糾弾されたことがある。これには、

- ①一九八八年に発覚し、宮澤蔵相、長谷川芳相を辞職させ、文部次官、労働次官、NTT会長を逮捕するに至ったリクルート事件、
- ②一九九一年に発覚し、大手四社、中小一七社の証券会社の経営陣を交代させた、総額一七〇〇億円の株式取引損失補填事件、
- ③一九九二年に発覚し、自民党のドン金丸副総裁を起訴に追い込み、自民党を分裂させて政権から引きずり降ろし、後の政治混迷を引き起こした東京佐川急便事件とゼネコン汚職事件、
- ④一九九六年に発覚し、前厚生次官を起訴、審議官を懲戒免職に追い込んだ、社会福祉法人がらみの厚生省汚職事件、
- ⑤一九九六に発覚し、第一勧銀、四大証券の経営陣の逮捕、退陣を引き起こした総会屋利益供与事件、
- ⑥一九九五年以降次々と発覚し、最終的には数人の逮捕者と、大蔵大臣と日銀総裁の辞職と、一二名の大蔵省職員と九八名の日銀職員の処分者を出した、大蔵省、日銀職員の接待取賄事件などがある。

平成不況を経済現象としてだけみると見失われがちだが、これ

四 平成不況で何が変わったか

平成不況のなかで「日本型政治経済システム」の何が変わったのだろうか。第一は、一九九三年に自民党が分裂して、政権を失って以来、国会で安定多数を占める政党が存在しなくなり、政治が不安定になったことである。

第二は、不良債権問題が解決できないままに、不動産会社や建設会社と並んで銀行の倒産が相次ぎ、金融システムの安定性が失われたことである。戦後、ほとんど経営破綻を引き起こさなかった証券会社や銀行が毎年のように破綻するようになり、ついに北海道拓殖銀行、山一証券、日本長期信用銀行、日本債券信用銀行のような大手銀行、証券会社が経営破綻に追い込まれたことは、日本型政治経済システムが重大な機能障害を起したことを示している。

第三は、国民がこうした政治経済システムの機能障害を察知して、自分たちの将来の生活に不安を抱き、消費を抑制したことである。国民のこうした行動は、ミクロ的には合理的な行為であったが、マクロ的には合成の誤謬によって「消費不況」を引き起こし、不況脱出を困難にした。

第四は、不良債権問題から発した金融の不調が实体经济に対して悪影響を与え、本来なら健全経営を保てたはずの製造業、非製造業の企業の経営を悪化させたことである。日本経済の安定的成長の基礎にあった製造業は、消費不況の煽りを受けて売り上げが減少し、経営不振に陥ってきた。

第五は、こうした实体经济の長引く悪化により、一九九八年以後

は、企業のリストラ（人員整理）が積極的に進められたことである。一九八〇年代まで、ほとんど二〇％台で推移していた失業率は、一九九九年に入って五％の水準に達している。失業率が最も高いのは若年層であるが、最近では五〇歳代の中高年層の失業率も過去に例がないほど高い。

かつて日本型経営を支えて働き、高度成長を達成してきた五〇歳の社員が、本来なら過去の貢献が報いられるべき年代に至って、金融システムの破綻に起因する不況のために、会社のリストラに遭って失業し、九八年に六〇〇〇人の自殺者を記録したことは、見過ごすことの出来ない事態であろう。

以上のような「日本型政治経済システム」の一連の変化を総括して言えることは、このシステムがもっていた本来のメリットがバブル景気と平成不況の過程で喪われたことである。その喪失とは、

- ① 政治家が自己の政治哲学の基本を一般庶民の生活水準を引き上げることに置かなくなったことであり、
- ② 政治家が自己の政治哲学の基本を一般庶民の生活水準を引き上げることに置かなくなったことである。

こうしたリーダーの姿勢の変化が、バブル景気以前までは、「前近代的」「非民主主義的」と批判されながらも、日本の政治を安定させ、貧富の格差を少なくし、高度成長をもたらした、国民の信頼を繋ぎ止めていた諸要因を消滅させたのである。

平成不況の長期化、深刻化とともに、かつては日本型政治経済シ

貨幣的成長理論の再検討

——個人の予算制約式に反映される政府行動を中心として——

一 はじめに

政府が歳入不足の時、増税という手段を行わずに、国債の発行か金融政策を通しての貨幣供給率の増加を政策手段として選択した場合、実物経済に対してどのような影響がでるかという問題は、政府機能が肥大化し、政府支出が固定的になりつつあり、国債の残高がきわめて巨大な額になっている日本経済の昨今を考えると、重要な課題と思われる。

本稿では、Sidrauski (1967) と Turnovsky (1995), Chap. 9 を参考にしながら、個人の予算制約式の中に反映される政府の行動を分析する。この政府では、政府支出と税収を一括移転支払いと一括税として考え、税収不足分を国債で賄うか貨幣の増発で賄うかを政府が選択できるものとする。ここでは、金融資産である国債は貨幣のような流動性を確保していないということから効用関数には含まれない形で分析する。すなわち、実物財消費と実物財チームでの貨幣が効用関数の中に入った異時点最適成長モデルを用いて、財政金融政策が長期的な経済に及ぼす影響を分析する。

システムや日本型経営を礼賛していた学者、エコノミストのなかに、近年になってこのシステムを全面的に否定し、アメリカ型市場経済システムに移行するように提言する人々が現れている。しかし、こうした議論の飛躍は角を矯めて牛を殺すようなものであって、日本経済の再生を約束するものではない。戦後の日本社会が憲法から教育までアメリカ式のシステムを導入し、アメリカの最友好国の外交姿勢を維持しながら、なおかつアメリカ型とは異なった政治経済システムを構築して高度成長を達成してきた事実は、現在でも重要な意味を持っている。そうした国民文化の相違を無視して、経済分野だけを取り出してアメリカ型システムを模倣することは、悪影響を引き起こすであろう。日本経済を再生するためには、グローバル・エコノミーを勝ち抜いていけるように国民の団結を呼びかけて、バブル以降の失敗から教訓を掴み、国民生活の安定と向上を実現できる指導者を選出し直して、日本社会に適した政治経済を再建することが必要だと思ふ。

参考文献

Tadahiro UEMATSU, A Ten Years Long Recession of Japan, Kobe University Economic Review 45, 1999.

(付記)

予定討論者の神野直彦先生（東京大学）から丁寧なご質問とご示唆を頂いたことに深く感謝いたします。

飯田隆雄

（札幌大学）

二 モデル

$$\max \int_0^{\infty} U(c, m) e^{-\rho t} dt \quad (1)$$

$$s.t. \dot{a} = f(k) - nk - c - \tau + \dot{a} - (\pi + n)(m + b) \quad (2)$$

$$a = k + m + b \quad (3)$$

$$a(0) = k(0) + m(0) + b(0) \quad (4)$$

財市場と金融市場が存在し、各市場は毎時点、需要と供給が常に一致しているものとする。また、これらの市場は政府が市中にばらまく外部貨幣市場、国債市場、実物資本市場から構成されると考えられる。

政府は財政支出の財源を一括税でもって賄うが、その不足分は国債発行か貨幣の増発によって補うものとする。単純化のため、国債はコンソール債券を仮定する。したがって、政府の予算制約式は以下のように表せる。

$$g + \dot{a} = \tau + m + b + (\pi + n)(b + m) \quad (5)$$

t 時点における一人当たり U : 代表的個人の効用。 c : 実質消費。 m : 実質現金高。 k : 実物資本金。 b : 実質国債残高。 a : 総富

の残高。 a : 総富の増分。 g : 実質政府支出。 τ : 一括税率。 i : 国債の額面利率。 π : 期待物価上昇率。 n : 人口成長率、時間を通じて一定である。 m : 実質貨幣残高の増分。 b : 実質国債残高の増分。 $\rho < 0$: 割引率、時間を通じて一定である。

Pontryagin の Maximum Principle を利用して一階の条件

二階の条件が満足されるものとする。また、個人の消費需要関数、貨幣需要関数と富残高に関する予算式から、 a 、 λ 、 π に関する関係式を以下のように導出することができる。

$$c = c(a, \lambda, \pi); c_a > 0, c_\lambda < 0, c_\pi < 0 \quad (6)$$

$$m = m(a, \lambda, \pi); m_a > 0, m_\lambda < 0, m_\pi < 0 \quad (7)$$

$$k = k(a, \lambda, \pi); k_a > 0, k_\lambda > 0, k_\pi > 0 \quad (8)$$

上記関係式から、富 a の増加に反応して、消費需要、貨幣需要、実物資本ストックは共に増加する。また、消費の限界効用 λ が増加すると、消費需要そのものが減少する、それにつれて、貨幣需要も減少する。しかし、ここでは予算制約条件は変化しないので、消費されなかったり、貨幣で保有されなかった所得の残余分は資本ストックとして保有されることから、実物資本ストックは増加する。さらに、物価 π の上昇に反応して、消費需要と貨幣需要は減少し、実物資本ストックは増加する。

また上記の関係式から、期待インフレーションに関する関係式を導出すると以下のようになる。

$$\pi = \pi(c, m, k); \pi_c < 0, \pi_m < 0, \pi_k > 0 \quad (9)$$

最適均衡点上では、効用に関する貨幣と消費の限界代替率は名目利率率 (国債表面利率) に等しい。これは、貨幣サービスの価格

四 比較静学分析

(1) 政府支出の増加効果

$$dc/dt > 0, dm/dt > 0, dk/dt < 0 \text{ or } > 0, d\lambda/dt < 0, d\pi/dt < 0$$

政府支出が増加すれば、消費需要は増加する。しかし、貨幣残高を増加させるかどうかは不明である。

国債の残高に関する影響は以下の条件によってその反応が正反対となる。貨幣の発行残高 m に比べて、国債の発行残高 b が少なく、ボンドファイナンスの割合 $(1-\theta)$ が名目貨幣供給率 θ と比べて大きく、消費の限界インフレーション率が比較的大きいか、貨幣残高が大きく、貨幣の名目供給率 θ が小さい場合。すなわち、 $\theta + \pi m > 0$ と $(1-\theta)m > \theta b$ ならば、 $db/dt > 0$ となり、国債の残高は減少する。上記不等式の符号が反対の場合は $db/dt < 0$ となるが、貨幣残高のほうが国債の残高より大きい状態のまま、名目貨幣供給率が天文学的な大きさのとき、はじめて、国債の残高は増加する。この状態の現実性は少ないと思われる。

資本ストックに対する影響は以下の条件が満足されるときのみ明らかとなる。ボンドファイナンスの割合が比較的大きく、貨幣残高が比較的大きい場合。すなわち、 $A > \theta(A+B)$ ならば、 $dk/dt < 0$ となり、資本ストックは増加する。しかし、上記不等式の符号が反対の場合は政府支出の資本ストックに対する効果は確定しない。

(2) 増税の効果

$$dc/dt = 0, dm/dt < 0, db/dt < 0, d\lambda/dt < 0 \text{ or } > 0$$

消費需要に対する増税の効果はここでは存在しない。すなわち、

を表している。また、限界生産物は実質利率に等しい。ここで貨幣は期待インフレーション率を通して実物資本に影響を与えるので、「非中立的」となる。

$$\frac{U_m(c^*, m^*)}{U_c(c^*, m^*)} = i^* = f'(k^*) + \pi(c^*, m^*, k^*) \quad (10)$$

三 動学方程式

c 、 m 、 k 、 b の動学方程式体系は、一階の条件から、以下のように求められる。

$$\dot{c} = (U_c/U_{cc})(\rho - f'(k) + n) \quad (11)$$

$$- (U_{cm}/U_{cc})(\theta(g - \tau + id) - \pi(c, m, k)m - nm) \quad (12)$$

$$m = \{\theta(g - \tau + id) - \pi(c, m, k)m - nm\} \quad (13)$$

$$b = \{(1 - \theta)(g - \tau + id) - \pi(c, m, k)b - nb\} \quad (14)$$

$$k = f(k) - nk - c - g \quad (15)$$

ここでは、便宜上、上記のように、(5) を実質貨幣残高の変化分 \dot{m} と、実質国債残高の変化分 \dot{b} に分割して分析を進めることにする。名目貨幣供給率を θ とすれば、名目国債発行率は $(1-\theta)$ とする。

定常状態において、最適均衡点が安定的になるためには、少なくとも上記動学方程式体系の中で $\text{Det}M < 0$ とならなければならない。

$$A = \pi m + \pi + n$$

$$B = \pi m + \pi + n$$

また、ここでは A も B も正であろうが負であろうが $\rho > \delta$ でなければならぬ。さらに、便宜上 $A > 0$ 、 $B < 0$ と仮定する(1)。

$dc/dt = 0$ 。貨幣残高に関する影響は以下の条件が満足されれば、その効果が確定する。 m が大きく、 θ が小さく、 b が比較的大きい場合。すなわち、 $(1-\theta)m > \theta b$ と $\pi m + \pi > 0$ が満足されるならば、 $dm/dt < 0$ となり、貨幣残高は大きくなる。しかし上記不等式が反対の場合は効果は確定しない。

国債残高に対する影響は m が大きく、 θ が小さい場合において、 $(1-\theta)m > \theta b$ が満足されるならば、 $db/dt < 0$ となり、国債の残高は増加する。

資本ストックに対する影響は以下の条件が満足されるとき明らかとなる。ボンドファイナンスの割合が比較的大きく、貨幣残高が比較的大きい場合、 $A > \theta(A+B)$ が満足されるならば、 $dk/dt < 0$ となり、資本ストックは減少する。また、上記不等式の符号が反対の場合、すなわち、貨幣の名目供給率がボンドファイナンスの割合よりも大きく、貨幣残高は国債の残高より大きいもののその差はきわめて僅かであるとき、政府支出の資本ストックに対する効果は増加する。 $dk/dt > 0$

(3) 名目利率 (国債表面利率) 上昇の効果

$$dc/dt = 0, dm/dt < 0, db/dt > 0, d\lambda/dt > 0 \text{ or } < 0$$

消費需要に対する国債の表面利率の上昇の効果はここでは存在しない。また、貨幣残高は減少するが、国債残高に対する影響は確定しない。

資本ストックに対する影響は以下の条件が満足されるとき明らかとなる。ボンドファイナンスの割合が比較的大きく、貨幣残高が比較的大きい場合。すなわち、 $A > \theta(A+B)$ が満足されるならば、

$dk/dk < 0$ となり、資本ストックは増加する。また、上記不等式の符号が反対の場合。すなわち、貨幣の名目供給率がポンドファイナンスの割合よりも大きく、貨幣残高は国債の残高よりは大きいもののその差はきわめて僅かであるとき、政府支出の上昇は資本ストックを減少させる。

(4) 名目貨幣供給率増加の効果

財政赤字 $C < 0$ のときは以下のようになる。

$$dc/d\theta > 0, dm/d\theta > 0, dk/d\theta > 0$$

消費需要に対する名目貨幣供給率の効果は増加する。貨幣残高に關しては確定しないが、国債残高に対しては増加効果が認められる。資本ストックに対しては減少効果となる。

財政赤字 $C < 0$ のときの効果はそれぞれの効果が逆転する。また、貨幣残高に關しては確定しないままである。しかし、モデルの前提から、財政赤字のとき、貨幣供給率や国債の発行率を増加してファイナンスする必要性はなく、長期的効果の経済的意味も存在しない。均衡財政 $C = 0$ のときにおいても同様の理由で分析する意味は存在しない。

本稿で分析したモデルでは、政府予算制約式が制限的なため、財政収支が赤字のときのみ分析の経済的効力を発揮する。しかし、上記分析でも明らかのように、財政収支が均衡したり赤字となったときの分析意義は存在しない。

また、 $A > 0, B > 0$ という仮定についてもさらなる検討を加える必要がある。これらは今後の課題としたい。

(1) 実質現金残高 m や実質国債残高 b の大きさと貨幣に関する限界

インフレーション率 π の大きさはこの枠組みからは明示的に導出できない。従って、 A や B が正か負かといった事柄も不明のままである。まして、お互いの大きさを比べることなどできない。一国の現金残高も、国債残高も比較的大きな数値であろうという予測ができる。しかし、中央銀行は通常、信用秩序を維持しながらインフレーションを押しさえるよう活動しているとすれば、貨幣の限界インフレーション率は比較的小きな値を取るはずである。このことから A も B もともに正の値を取ることができると仮定して、以下の分析を進めることにする。

参考文献

- [1] Sidrauski, M. (1967) "Rational Choice and Patterns of Growth in a Monetary Economy," *American Economic Review*, Vol. 57, pp. 534-44.
- [2] Turnovsky, S. J. (1995) *Methods of Macroeconomic Dynamics*, (MIT Press, Cambridge, Massachusetts), Chap. 5, 9.

(付記)

本稿は日本経済政策学会第五六回大会(東海大学)において報告した原稿を加筆修正したものです。討論者となっていたいただきました日本大学小松憲治先生、質問を頂いた中京大学水野研治先生、また本稿作成に当たって貴重なご意見を賜った、東洋大学飯原慶雄先生、札幌大学宮三康先生、神戸市外国語大学岡村誠先生に、お礼申し上げます。なお、本稿における全ての間違いは筆者に帰するものです。

不況打開のための国債棒引きの提案

— 財政支出と金融の大胆な拡大を —

はじめに

この報告は、今日の日本の不況を克服し、しかも同時に国債の残高を減少させる(または増加させない)ための、最も有効な臨時的措置として、日銀による国債の買い上げとその国債の棒引きとを提案しようとするものである。これは一見乱暴な方法のようにみえるであろうけれども、今日の日本の経済的諸条件を熟考すれば、これが最も合理的な方法であることが理解されると思われる。なおこれは、前回のこの学会の大会で丹羽春喜先生が報告されたことと、実質的に同じ内容になるものである。

一 今日の不況はなぜ「深刻」か

一九九八年の日本経済は戦後最大級の不況におちいり、九九年はじめになってもその不況が続いている。その原因は、この不況の原因とされている消費税増税問題や金融不安問題にたいして政府が十分な対処策を実行していないことに加えて、それらの結果として深刻化しているデフレ・ギャップ(需要不足)の全体にたいして政府が十分な対処策を実行していないことにある。しかし、政府がそ

いう行動をとっているのは、政府が財政赤字(国債累積)問題に手を縛られているからである。

小 谷 崇

〈政治経済研究所〉

二 不況打開のための国債棒引きの提案

私は、今日の日本の不況を克服するために、財政赤字(国債累積)問題に手を縛られることをやめ、国債(日銀保有国債)の棒引きという臨時措置によってこの問題を処理し、財政支出と金融を大胆に拡大することを提案したい。その方法は、次のとおりである。

- ① 赤字国債四〇兆円の発行とその棒引きによる、全住民への一人三二万円の支給

今日の日本の国民所得約四〇〇兆円の一〇分の一の四〇兆円だけ、政府が赤字国債を発行し、その全額を日銀が引き受ける。政府はそれとひきかえに日銀からえた現金四〇兆円を、一億二五〇〇万人の国民に、一人三二万円ずつ支給する。そのさい日本人だけでなく、不法滞在中の外国人にも、ホームレスの人々にも、刑務所で服役中の人も、残らず平等に三二万円を支給する。この赤字国債は無利子とし、一年後に日銀が全額を棒引きする。国債は、全国民が背負っている負債である、といえるから、これは「全国民にたいする徳

政」の実施になる。なお日銀も国家機関の一員といえるから、この棒引きは自分(国)が自分(国)から借りているものを「ないこと」にするだけであるので、民間の人々にとっては何の損得問題も生じない。

もしこの政策を実行するならば、次のような効果が生まれよう。

(i) およそ四〇兆円内外(貯蓄にまわる分を差し引き、派及効果分を加えて)の需要増加が生じ、景気の回復を促進する。(ii) 財政面では元利払いの増加も、国債残高の増加も、発生せず、したがって他の歳出をいっさい圧迫しない。(iii) 金融面では、クラウドディングアウトが発生せず、したがって金利上昇も生じない。

ただこの政策を実行すれば、通貨四〇兆円が増発されて、民間経済の内部に流通することになるが、これはデフレ状態にある日本経済を「あたためる」有益な効果を生もう。ただし、もしインフレが生じそうになれば、日銀は預金準備率の引き上げその他の手段によって、必要なだけの通貨を民間から日銀に引き上げる措置をとる必要が生じよう。

この政策は、小淵内閣が公明党の主張をとりいれて九九年春に実施した地域振興券の配布と若干似ている印象を与えるかと思われるが、それとは次の点で根本的に異なっている。(i) 地域振興券は総額七六九八億円を特定の人々(子供のいる人と低所得の高齢者)にだけ与えるものであるが、私の提案は四〇兆円を全住民に与えるものであり、規模(したがって効果)の大きさと公平性の点で前者と全く異なっている。(ii) 地域振興券は税収入を財源としているが、私の提案は国債発行とその棒引き(資金の創出)を財源としていて、税

が、その六〇兆円は九九年一月末現在、投入予想額をも含めて二〇兆円未満しか使われず(追記・九九年一月末現在では投入予想額を含めてようやく二六兆円余りが使われることになった)、金融不安はなお存続している。そのように使われ方が立ち遅れている理由は、「破綻が、破綻寸前か、または信用収縮不可避」というきびしい条件が成り立つ場合にしか使えないことになっている(そのため特に非破綻銀行への資本注入額が少ない)からである。そんなきびしい条件がついた理由は、「公的資金(特に税金)を私的な銀行の不始末の救済に使うな」という世論が強いためである。

私は、この世論に従いながら、すみやかに金融不安を解消させるために、税金を使わず、日銀の資金だけを大量に活用して、金融不安の根源である不良債権問題とBIS規制問題を解決することを提案したい。その方法は次のとおりである。(i) 不良債権の実態を強制的に完全に公開させる。(ii) 経営者等の責任追及、処罰、私財による返還等を厳格に実施する。(iii) それと同時に預金保障、融資保障、金融労働者の雇用保障の三つを徹底的に実現する。そのために(iv) 不良債権を別勘定にし、その全額に日銀特融をつけて、預金を完全に保護するとともに金融機関の倒産を防ぎ、それと同時に金融機関は毎年の業務純益から一定額(たとえば一千億円)ずつを不良債権勘定に繰り入れ、長期間(たとえば三〇〜四〇年)をかけても、右の日銀特融を全額自力返済する。(v) BIS規制への対処のために銀行の自己資本の増額が必要になれば、財投資金をそれに活用する。すなわち資金運用部等が、保有国債を日銀に売って資金をえ、それで右の増資に必要な額だけ銀行の普通株を購入し、銀行の大株主となる

負担が発生させない点でも、前者と全く異なっている。

私は、この提案を『税制研究』九四年一月号ではじめておこなったのであるが、じつは一九九四年よりも一〇年以上も前から、丹羽春喜先生が、この提案と実質的に全く同じ内容をもつ提案を唱えつづけられてきていることを、昨年以來知った(丹羽春喜「不況克服のための新経済学——ケインズ主義の復権」日刊工業新聞社、一九八三年等)。したがってこの提案の最初の提唱者(いわばコロンブスの卵を立てた人)は、丹羽先生であることを強調しておきたい。

② 同様の方法による消費税減税、社会保障・社会福祉の拡大、国債残高の削減

右のような「全住民への現金支給」以外にも、それと同様の方法(赤字国債の発行、日銀引き受け、一年後の棒引き)によって、臨時的な措置として、消費税の減税、社会保障・社会福祉の拡大等々の多くのことを実施して、不況の打開をはかることができる。

なおまた(これは近い将来に切実な問題となってくると予想されるが)、景気回復後に、膨大化した国債残高を削減する方法として、「日銀の国債買い上げ」その棒引きとそれと同時にインフレ防止のための、通貨の日銀への引き上げ」という政策を実行することが必要になってくると思われる。

三 税金を使わず、日銀資金をフル活用しての金融不安の解消、金融拡大

今日の日本の不況の重要な原因となっているものは金融不安である。小淵内閣は九八年一〇月に「公的資金六〇兆円投入」を決めた

(「銀行の部分的国有化」)。そうなれば銀行はBIS規制下でも融資を大きく伸ばし、しかもそれに公共的性格(中小企業融資の重視など)を帯びさせることも可能となる。

もしこのようにすれば、日銀の資金は大量に(恐らく六〇兆円以上)使っけれども、税金を使う必要はなく、日本の銀行は不良債権問題とBIS規制問題とともにクリアして、力強く貸出を伸ばせるようになろう。

四 私の提案への批判、と私の答

この私の提案は、一見乱暴で異端的な方法のようにみえるため、多くの批判が提出されよう。その主なものにごく簡単に答えたい。

【批判1】それは公債の日銀引き受けを禁止した財政法第五条に違反する。【私の答】同条但し書き(「特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りではない。」)を活用すれば、この提案を実行できる。

【批判2】それは悪性インフレを招く。【私の答】現在はデフレ(総需要が総供給能力より少なく、物価が下落している状態)であるから、私の提案を実行して通貨を増発させ、総需要をふやしても、後者が総供給能力を超えるまでは、インフレは生じない。もしインフレ下なら、こういう提案はしない。

【批判3】それはモラルハザードを招く。【私の答】失業者をふやす方が、はるかに大きいモラルハザードである。そもそも物を作り過ぎて、物が余って困っている時には、一休みして、遊んでそれを「食べる」(消費する)ことが、最も合理的であり、道徳にか

なっている。

五 歴史をふりかえれば、累積国債は常に実質的な棒引きで解決されてきた

歴史をふりかえれば、巨額の累積国債は、すべてインフレレーションやその他の方法による実質的な棒引きによって解消されてきたことがわかる。太平洋戦争中の日本では、国債のGDP比が二〇四％(四年度末)になったが、そのほとんど全額がインフレによって実質的に棒引きされた。インフレによる棒引きが不可能な場合(外貨負債やデフレ下の場合等)には「徳政」(直接の棒引き)が実施されている。九九年六月のケルン・サミットでは、重債務貧困国に対し総額で最大約七〇〇億ドルまでの債務棒引きの実施が合意された(金額は追記)。今日の日本のような「デフレ下での国債異常累積」にたいしては、その棒引きが最も適切な対処策にならう。

六 若干の理論的検討

(マルクスの恐慌論とケインズ理論から)

最後に、不況克服策として、この提案が最も有効で、合理的であることを、理論的に、ごく簡単にみておきたい。

① マルクスの恐慌論からみれば……

マルクスの恐慌論の内容には多くのことが含まれているが、そのなかの最も重要な論理といえるものは、「資本蓄積が進めば、供給(生産)能力が増大する反面、他方で、労働者の賃金、したがって消費が相対的に立ち遅れ、その帰結として過剰生産恐慌が起こる」

ということであった。したがってここからは「賃金の大幅引き上げが最良の恐慌(不況)解決策になる」という「答」がえられることになる。しかしながら、実際には不況下の賃上げは極度に困難である。その場合に、私の提案は、実質的には「全労働者の大幅賃上げ」と同じ効果をもつことになって、賃上げに替わる、不況解決の最良策となる。

② ケインズ理論からみれば……

ケインズ理論は「有効需要の拡大によって不況の克服をめざす」理論である。しかし、ケインズ政策が有効であるためには、需要拡大が純粋に実現することが必要であり、需要拡大を相殺する諸要因をなくすことが必要となる。いまかりにケインズ政策によって赤字国債を発行して財政支出をふやしても、(i)もし「国債増加↓財政面での元利払いの増加↓将来の増税の予想↓現在の消費の手びかえ」(パード)が起こったり、(ii)またもし「国債増加↓金融面でのクラウディングアウト発生↓金利上昇↓外資流入↓自国通貨の為替レート上昇↓輸出不振化↓不況の促進」(マンデル・フレミング)が起こったりすれば、ケインズ政策の需要拡大効果は減殺されよう。しかし、もし私の提案のようにその国債を日銀が引き受けて棒引きにすれば、右のような需要拡大の相殺現象はいっさい発生せず、純粋な需要の拡大作用による景気の回復が実現しよう。

終わりに、討論者の水谷研治先生とそのほかの方々から貴重なコメントを頂いたことに厚くお礼を申し上げます。

不況対策としての資産政策の有効性

—— 公的資金投入の意義 ——

丸 尾 直 美

〈日本大学

矢 口 和 宏

〈東北化学学園大学

一 平成不況と不況対策の類型

一九九〇年代の不況(平成不況)は、バブル経済の崩壊とともに始まり、総需要不足のケインズ型不況の様相を見せたが、単なるケインズの総需要拡大政策だけでは不況克服に不十分である。それは経済構造に次のような変化が生じているので、不況克服のためには資産政策を伴う必要がある。

① ストックとしての資産の比重がフローとしてのGDPや国民所得に比べて大きくなり、フローの経済変動へのストックの影響が大きくなったこと。

② 金融市場のグローバル化・自由化のもとで、護送船団的金融秩序からグローバル化と市場的金融秩序への転換が資産・金融市場に求められていること。

③ 人口高齢化にともなう経済的重荷と国民生活への先行き不安(特に将来の年金資産に関する不安)が高まり、資産効果とあいまって消費の停滞を招いたこと。

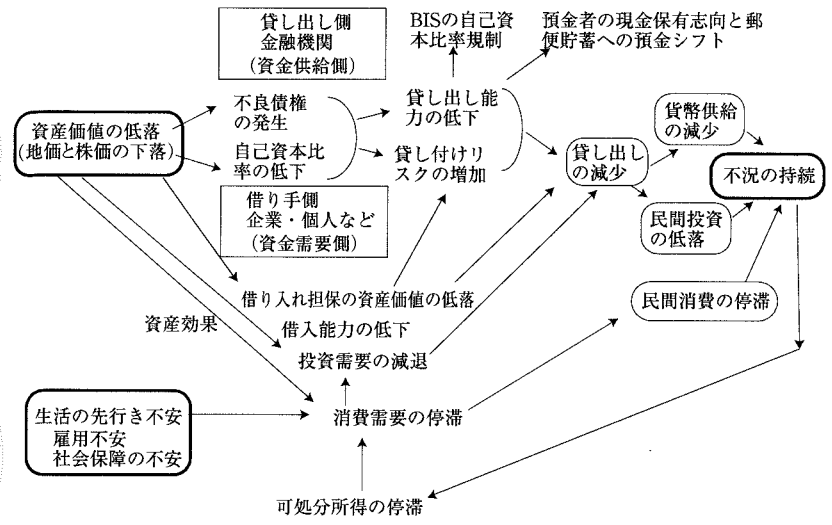
この三点での変化に対応する理論と政策を欠いたことが、一九九〇年代の平成不況の主な原因であり、不況を長引かせている原因であらう。

不況対象は不況の原因に対応して、①需要不足型、②供給・コスト型、③貨幣型、④資産型に整理・分類できる。

不況の原因と対象の分類は上記のようになるが、今回の不況は、資産型不況と捉えることができる。

資産価値の暴落は消費と投資に逆資産効果を与えて総需要を低落させた。景気回復政策の中心である公共投資の乗数効果も低下した上に、貨幣乗数が著しく低下して、ハイパワード・マネーが年率一〇％近く増えても貨幣供給($M_2 + CD$)の増加率はその半分である。これが景気回復政策を挫折させている一因である。ハイパワード・マネーが増えても金融機関貸し出しが増えないと貨幣供給も民間投資も増えない。これらのことを、フローチャートに示すと、それは以下のとおりである(図一)。

図1 資産価値低下と貨幣供給および消費と投資の低落



①・自己資本比率規制値、β・預金残高と借入金に対する準備金の比率。

その結果、金融機関の貸し出しは金融資産の市場価値の増加によって増え、自己資本比率規制値が高くなると減少し、公的資金投入で自己資本が増えれば増加する。

このような関係があるとすれば、資産・金融型不況の根源的原因である金融機関に公的資金を投入する政策と国民生活の先行き不安を無くする政策が景気回復に効果的である。

三 スウェーデンの不況対策からの教訓

スウェーデンは日本と同じ一九九〇年にバブル経済の崩壊を経験して深刻な金融危機と不況に陥ったが、対応が早かった。

政府支出は一九九二年の三九四億クローナから一九九六年の三八〇億クローナへと減少しているが、不況対策としての公的資金の投入が信用危機の二銀行に集中的に行われた。一九九二年に不良債権を処理する公的な銀行支援庁を設置して金融危機に瀕したノルド、ゴータの二銀行を国有化するとともにそれぞれに不良債権処理会社 (Securum & Retiva) を設立して、銀行の不良債権をそこに移して本体の二銀行は平常業務に復帰し、処理会社が不良債権を商業的に有利になるように処理した。その際、一九九三年のGDP (国内総生産) の四・七％に相当する六五三億クローナの公的資金をノルド銀行とゴータ銀行と二つの不良債権処理会社に投入した。他にも公的資金の導入を申請した金融機関があったが、その必要がなくなり、結局、公的資金による本格的支援を受けたのはノルド銀行

二 公的資金の金融機関投入は不況克服に有効か

資産価値の低落が金融機関の資金状態を悪化させ、これが貸出し、貨幣供給、投資を減少させた不況の新たな原因であるとすると、金融機関の資金状態を改善して企業への貸し出しを促す政策が必要になる。金融機関への公的指資投入はそのための政策である。公的資金の投入によって、その分、自己資本の優先株あるいは自己資本とみなされる劣後債を発行すると自己資本が増え、金融機関の財務状態が改善され、金融不安が緩和される。その上、金融機関は、さもなくば自己資本比率基準維持と不良債権処理に必要だった資金を企業への貸出しに回すことができる。また自己資本比率が高くなる、その金融機関の金融信用が高くなり、預金の引き出しが減少し、預金の郵貯シフトの流れも変わる、貸出し余力が高くなる。

金融機関の貸出し能力を規定する要因を表すと、それは以下のようになる。

$$L = E_0(1+g) + a(A-A_0) - A_0 + K(1-\phi)(1-\beta)$$

記号の定義は以下のとおりである。

L 金融機関貸し出し額、E₀ 公的資金投入前の自己資本額、g 公的資金投入前の自己資本に対する公的資金投入により増加した自己資本の比率、a・含み資産 (A-A₀) のうち自己資本と見做し得る比率 (現行のBIS規制では四五％)、A 当該金融機関の所有する金融資産の市場価値、A₀ 当該金融機関の所有する金融資産の帳簿価格の合計、A₀ 当該金融機関が所有する固定資産と流動資産の帳簿価格の合計、K 金融機関の自己資本と他人資本の合計、

とゴータ銀行だけであった。金融機関への大規模な公的資金の敏速な投入 (それは債券から株式への資産配分でもあった) やその他の経済情勢の好転にも助けられて金融危機は一年で克服され、株価もバブル崩壊以前よりもずっと高くなった。

経常収支は黒字になり、財政収支も一九九八年度は黒字に転ずる見通しである。投入した六五三億クローナの公的資金の内六一〇億クローナが一九九六年六月までに返済されているので、税金の無駄づかいになってはいない。一九九四〜一九九八年の五年間をとるとスウェーデンの年平均実質経済成長率 (推計値) は二・六％である。物価は安定し、バブル崩壊で八％台に急騰した失業率も二〇〇〇年には四％にまで減少すると政府は予測している。「スウェーデン国民は将来への自信と信念を持って次の世紀を待っている」と政府予算書はその冒頭で明るい見通しを述べている (The Swedish Budget 1998)。従来のフロー型の不況対策と異なる資産重視の不況対策の意義と有効性を認識すべきである。

四 おわりに

金融の市場化と金融機関への公的資金の投入という資産の安定配分政策には、その結果生じる分配の不正に対処する、勤労者株式所有などの形での資産分配政策を伴うことが必要である。反独占政策と資産分配公正は市場経済安定のための条件となる秩序政策でもある。

不況の持続が国民生活を不安にし、その不安が不況を長引かせるという悪循環を今回の長期不況は国民に実感させた。この悪循環を

断ち経済の安定成長と完全雇用を回復する鍵は資産政策と信頼できる年金資産の形成を含む新しいセーフティ・ネットづくりである。

補論・銀行の貸し出し供給関数の導出

ここでは、BIS規制として知られる自己資本比率規制を制約条件に組み込んだモデルを展開し、銀行の貸し出し供給関数を導く。

自己資本比率規制は、理論的には不平等式制約になるので、最大化モデルは不平等式制約下におけるものであり、最大化の一階条件の導出に当たってはクーン・タッカー条件を用いる。銀行の利潤最大化行動を最大化問題に沿うように定式化すると、それは以下のようにあらわされる。

$$\begin{aligned} \text{MAX. } \pi &= r_L L - r_S S - r_D D - C(L, S) \\ \text{s.t. } L + \bar{A} + F &= (1 - \beta)S + D + E_0 + E_c + \alpha(A - \bar{A}), \\ \bar{\Phi} &\leq \frac{E_0 + E_c + \alpha(A - \bar{A})}{L + \beta S + \bar{A} + F} \end{aligned}$$

記号の定義は以下のとおである。

π ・利潤、 r_L ・貸出金利、 L ・貸出額、 r_S ・預金金利、 S ・預金額、 r_D ・預金以外の負債にかかる金利、 D ・預金以外の負債額、 C ・費用

\bar{A} ・流動資産の保有額(帳簿価格)、 F ・固定資産の保有額(帳簿価格)、 β ・預金準備率($0 < \beta < 1$)、 E_0 ・銀行が独自に保有している狭義の自己資本額、 E_c ・公的資金の投入によって形成された自己資本額、 A ・流動資産の保有額(市場価格)、 α ・流動資産の含み益の自己資本算入率($0 < \alpha < 1$)

民間乗数・情報としての失業率・広告投資と消費需要

はじめに

情報としての失業率の上昇が消費者の将来期待を悪化させ、消費需要を萎縮させることは、現実の経済の観察事実からも明らかである(1)。一般に、消費者が受け取る情報は、消費需要行動に対して、何らかの影響を与える可能性がある。失業率が上昇したという情報は、消費者自身が失業するという一種の危険確率が高まるというように受け止められ、消費者はこの状況に対して現在の消費需要が過大であるという風に感じるであろう。これとは正反対に、ある商品がいかによらしいかという情報を伝える広告は、消費者がそれをもっと消費したいという気持ちを起こさせるであろう。情報としての失業率と広告は、互いに逆の方向に消費を引っ張るといって極めて興味深い景気刺激要因である。

消費者行動の理論の視点からすれば、失業率の上昇は、この情報がない場合に比べて、現在消費の限界効用を低下させ、消費需要を削減させるものと考えられる。消費者が広告によってある商品をもっと消費したい、つまり消費量が少なく感じるとは、この商品の限界効用が増加するということであろう。

この研究では、外部情報のインパクトが消費量を心理的に増減さ

ここで、 S_t は預金準備率に預金額を乗じたものであるから、銀行の日本銀行への準備金となる。それは、銀行にとって資産の項目である。また、費用関数は L と S に関して微分可能で、それぞれの一階微分と二階微分は正とする。その結果、以下の(1)~(3)に示す結果が得られる。なお、(3)は補論独自の結果である。

- ① 銀行への公的資金投入や、銀行の自己資本比率規制の緩和は、銀行貸出を増加させる。
- ② 有価証券の評価方法として、低下法を採用している銀行であれば、銀行が保有する有価証券の市場価格や有価証券の含み益の自己資本算入率の上昇は、銀行貸出を増加させる。
- ③ 銀行貸出に与える公的資金及び有価証券に関する限界的な効果は、自己資本が少なくかつ貸出額が多い銀行ほど大きい。よって、貸し渋り対策としての公的資金投入は、自己資本額が同じなら貸出額の多い銀行に、貸出額が同じなら自己資本額がより少ない銀行に投入することが効率的である。

(付記)

本報告に対して、予定討論者の丹羽春喜先生(大阪学院大学)より、本研究の改善につながる懇切丁寧なコメントを賜りました。また、座長の西野万里先生(明治大学)、フロアーの神隆行先生(大阪学院大学)からも有益なコメントを賜りました。ここに記してお礼申し上げます。

諸先生方の有益なコメントを活かし、本研究の改善を目指すことを今後の課題とさせていただきます。

浜田文雅

(東京国際大学)

せることを通じて消費の限界効用を増減させるメカニズムを想定した。

一 予算制約

通常の消費者行動の論理にしたがって、現在のマクロ経済を構成するある消費者の現在 t 期と将来 $t+1$ 期の二期間についての消費選択(消費の時差選択)行動を想定する。 t 期の個人の貸出し(マイナスの値は借入れ)増加あるいは貯蓄を s_t 、その $t+1$ 期に受取る(支払う)粗実質利率を r_{t+1} とする。 s_t は t 期財1単位当りの $t+1$ 期財で測られる。ここに、 $r_{t+1} = \frac{1+r_{t+1}}{1+r_t}$ と表される。

この個人の t 期の合成財としての消費量(実質額)を c_t 、実質所得を y_t とすると、この個人の現在消費と将来消費(貯蓄)の大きさを選択・決定するための動学的な予算制約は以下のように書き表される。すなわち、

$$c_t + \frac{c_{t+1}}{1+r_{t+1}} = y_t + \frac{y_{t+1}}{1+r_{t+1}} \quad (1)$$

ここに、実質所得 y_t および y_{t+1} 、粗実質利率 r_{t+1} はこの個人にとって外部から与えられた外生変数である。上式の左辺は生涯消費の現在価値、右辺は生涯所得の現在価値に相当する。

二 情報としての失業率および広告の効果を含む効用関数の特定化

失業率が上昇(低下)するという情報が消費需要を抑制(増加)し、広告の増加(減少)が個人の現在消費を増加(減少)させるとすれば、それは少なくとも現在の時点から見た将来の消費を削減(増加)することになる。しかしこのことは、マクロ経済全体としての将来の時点における消費水準を引き下げる(引き上げる)とはかぎらない。その理由は、現在消費の増大(削減)が将来の経済活動を拡張(縮小)する乗数効果を持つからである。供給制約が決定的ではないマクロ経済においては、情報としての失業率の減少あるいは広告投資の増加は、正味の経済拡張効果を持ち得るのである。

情報としての失業率の低下あるいは消費財需要を刺激するための広告投資の増加は、個人の現在消費の限界効用を引き上げることによって、個人の現在消費と将来消費の時差選択に影響すると仮定しよう(23)。このことは、個人の効用関数をシフトさせる要因として、情報としての失業率あるいは広告投資が消費を刺激すると考えることを意味している。情報としての失業率および広告の現在消費への効果をより明確にするためには、個人の効用関数をこの分析目的に適した形に特定化する必要がある。最近広く採用されている消費需要の線形支出体系における効用関数は、ラプラス・ベルヌイ型である。この効用関数は、非同次項として限界効用のシフト要因を陽表的に取り扱うのに適している上に、現実のデータへの当てはまりの良さにも定評がある(4)。T+1期に予想される失業率を

かをこの係数は表現しなければならない。

三 消費関数の導出

個人の効用関数を(2)で表すと、動学的な予算制約(1)の下での個人の効用最大化の必要条件から、個人の消費需要関数は以下のように書き表される。すなわち、

$$c_t = [\alpha / (\alpha + \beta)] y_t + (y_{t+1} / r_t) - [\beta / (\alpha + \beta)] (a_1 A_t + a_2 u_t) \quad (3)$$

$\alpha > 0$ および $\alpha_2 < 0$ であるから、情報としての広告投資は現在消費を増加させ、情報としての失業率の上昇は現在消費を減少させることが分かる。広告投資が現在消費に対する心理的な引き算の効果があつたのに対して、失業率は現在消費を過剰であると感ぜさせる足し算の効果を持つのである。

この消費需要方程式から明らかに、広告投資と失業率は、互いに逆の効果があるから、失業率の上昇による消費需要の落ち込みは、広告投資の増加によって阻止し、あるいはそれ以上に景気を刺激することができる可能性がある。この意味で、広告投資は民間主導の乗数効果を持つのである。

四 将来所得の特定化

消費者が予想する将来所得 y_{t+1} は、この消費者を取り巻く過去および現在の状況と、これに関連する情報に強く依存している。ここでは、特に現在一期の失業率が、T+1期の失業によって所得を失う危険率としての作用することに注目しよう(5)。

y_{t+1} 期の消費財の単位で測ったT期の広告投資を A_t で表すと、効用関数をラプラス・ベルヌイ型で特定化すると、それは以下のように書き表される。すなわち、

$$U = \alpha [a_1 A_t + a_2 u_{t+1} + c_t]^\alpha (c_{t+1})^\beta \quad (2)$$

ここに $\alpha > 0$, $\alpha_1 < 0$, $\alpha_2 > 0$, $1 > \alpha$, $\beta > 0$, $a_1 A_t + a_2 u_{t+1} + c_t > 0$, $c_{t+1} > 0$

である。 α は、情報としての広告投資の消費財の単位で表した総量を個人の消費量の次元に換算する作用を表す役割を持っている。既に述べたように、広告投資 A_t は消費財の単位で測られる。広告投資は、すべての消費者に一樣に作用するマクロ的な量であるのに対して、この係数 α は当該消費者の現在消費に対する不足感を表現する要素であり、広告投資のマクロ的な量を個々の消費者の消費量を心理的に差し引く量に変換する係数である。心理的に差し引くことは、その量が消費者の現在消費に対する不足感の程度に相当するものであるから、同じ現在消費の量から得られる限界効用が、情報としての広告がない場合に比べて大きくなることを意味する。したがって、現在消費の機会費用がこれまでと変わらなければ、情報としての広告が、将来消費を減らしても現在消費を増加させる誘因としての作用をする。

α_2 は、失業率の上昇が予想されるとき、それによって個々の消費者の消費がどれだけ抑制されるかを、消費量の単位で表すための換算をする係数である。つまり、1ポイントの失業率の上昇(低下)が、何単位の消費需要を心理的に過大(過小)であると見做すもしてT+1期に失業を免れるとすれば得られるはずの所得がT期あるいはそれ以前の期の所得の系列に依存するならば、上記の危険率を考慮したT+1期の予想所得の期待値は、 $(1 - PR_t)$ と予想所得の積である。T+1期の予想所得の期待値を $E[y_{t+1} | \Omega_t]$ と表すとすれば、

$$E[y_{t+1} | \Omega_t] = (1 - PR_t) A(L) y_t + PR_t \cdot SS_{t+1} \quad (4)$$

PR_t はT+1期における被雇用者あるいは就業者の危険率率としての失業率、 $A(L)$ はラグ演算子 L の多項式、 SS は失業保険金の実質給付額である。(3)および(4)から、個人の現在消費需要方程式は以下のように書き換えられる。すなわち、

$$c_t = [\alpha / (\alpha + \beta)] [y_t + \{u_t A(L) y_t + u_t SS_{t+1}\} / r_t] - [\beta / (\alpha + \beta)] (a_1 A_t + a_2 u_t) \quad (5)$$

ここに、危険率 PR_t は失業率に置き換えられている。

五 若干の実証結果

推定は種々の特定化と推定期間のとり方を変えることで合計四三通りの場合について行われた。ここでは、一応は満足できるものを示すことにした。広告技術の進歩と失業率に対する関心の深まりを考慮した一九八四年第三四半期から一九九七年第四四半期の期間におけるエラー・コレクション型の特特定化による推定結果は以下のようであった。すなわち、

$$\Delta C_t = -33830.6 + 0.1948 \Delta C_{T-1} + 19.12 \Delta A_t - 0.00254 \Delta (A_t)^2 \quad (2.01) \quad (5.08) \quad (1.47) \quad (1.14)$$

$$-0.7326C_{t-1} + 0.2671CY_{t-1} + 43.04A_{t-1} - 0.00626(A_{t-1})^2$$

(5.07)

(4.67)

(3.16)

(2.61)

$$R^2 = 0.3909$$

$$DW = 2.02$$

「(1)」 CY_t は期待所得、 A_t は実質広告支出である。期待所得は(4)で示されたものを四期のタイムラグの分布で近似している。この推定結果を見ると、広告支出の係数の値がやや小さいことを別とすれば、一応は満足できるものであった。この推定結果を用いて消費需要の誤差調整後の方程式は、以下のようになる。すなわち、

$$C_t = 0.3646CY_t + 58.75(1 - 0.0001454A_t)A_t + \text{定数}$$

と書き表される。したがって、仮に実質金利を五パーセントとすれば、他の事情を不変として、一九九七年第四四半期における失業率の〇・一ポイントの低下は消費需要を実質年率にして一一・四億円(一九九〇年価格)だけ増加させることになる。

- (1) 消費者の予算制約の視点からこの問題を取り上げた実証研究の例としては、浜田文雅(一九八四)、また理論的な試みとしては、Hanada, F. (1986) を見よ。
- (2) 広告が消費者の限界効用を引き上げることに関する先駆的業績としては、Theil, H. (1980) 他がある。
- (3) さきに述べたように、公共投資、公定歩合などのマクロ政策手段の行使に関するアナウンスメントの効果も、まったく同様に理解することができる。
- (4) 例えば、辻村江太郎(一九六四)、「Tsujiura and Sato (1964) および牧厚志(一九八三)を見よ。
- (5) この考え方は、F. Hanada (1986) で明示されている。

長期フィリップス曲線と総需要拡大策の有効性

永井 四郎

〈鹿澤大学〉

一 はじめに

一般に、ある理論モデルに依拠して政策提言がなされるとき、そのモデルにおいて外生変数として扱われている要因が、現実経済にどのような意味をもたらすかを考慮する必要がある。(1) Friedman = Phelps による長期フィリップス曲線の定式化の過程においては、昨今一般化している質的技術進歩が無視されているが、それによって形成された理論を通して政策提言がなされることに大きな問題がある。質的技術進歩は労働需要曲線の単なる平行シフトではなく、曲線それ自体の変容を引き起こす。これは質的技術進歩特有の現象であり、短期フィリップス曲線のシフトをもたらす本質的要因でもある。

本稿の目的は、Friedman = Phelps モデルの仮定の下でも、質的技術進歩を導入した場合には長期フィリップス曲線が垂直にはならないことを明らかにすることである。

二 質的技術進歩とフィリップス曲線

本稿で質的技術進歩というとき、それは生産物の品質水準の向上が実現した状態を指すものとする。いま Y , N , K , q をそれぞれ

参考文献

- 辻村江太郎「消費者行動の理論」有斐閣、一九六四年。
 浜田文雅「日本経済のマクロ分析」日本評論社、一九八四年。
 牧厚志「消費嗜好と需要測定」有斐閣、一九八三年。
 Hanada, F. (1986), "A Macroeconomic Model with the Rate of Unemployment as a Risk Probability under the Government Budget Restraint," *Keio Economic Studies*, Vol. XXIII, No. 1, reprinted in Uno, K. and S. Shishido eds, *Statistical Data Bank Systems: Socio-Economic Database and Model Building in Japan*, North-Holland, Amsterdam 1988.
 Harvey, A. (1990), *The Econometric Analysis of Time Series*, Philip Allan, New York, Chapt. 8.
 Theil, H. (1980), *System-Wide Explorations in International Economics, and Marketing Research: Lectures in Economics 2*, Chapt. 3 and Appendix B.
 Thomas, R. L. (1997), *Modern Econometrics*, Addison-Wesley, Chapt. 13.
 Tsujiura, K. and T. Sato (1964), "Irreversibility of Consumer Behavior in Terms of Numerical Preference Fields," *Review of Economics and Statistics*, 46, 305-319.

(付記)

この研究の初期の段階における牧厚志氏(慶應義塾大学)との議論は極めて有益であった。同氏に感謝したい。消費行動に関する同氏との議論からこのアイデアが突然浮かんだのである。

れ生産物、労働、資本、品質水準とすると、異質財のグループを表す生産関数は、

$$f(q)Y = f(\alpha(q)N, \beta(q)K; \delta) \quad (1)$$

として示すことができる。(2) ただし $f(q) > 0$, $\alpha(q) > 0$, $\beta(q) > 0$, $\delta = \delta(q)$ であり、現在の品質水準を q_0 とすると $f(q_0) = 1$, $\alpha(q_0) = 1$, $\beta(q_0) = 1$, $\delta = \delta(q_0)$ が成り立つものとする。生産関数(1)の特徴は、 q の変化が Y の物理的属性を変え、 Y の測定単位に影響を及ぼすこと、すなわち新生産物 (τY) の 1 単位が、旧生産物 (Y) の τ 単位に相当するという点である。さらに q の変化は、生産要素の能率変化および生産関数のパラメーター δ の変容をもたらす。これは生産過程において構造的変化が発生したことを意味している。このような生産関数から導出された労働需要曲線が、 q の変化によって変容することは明らかである。

いま図 1 のような労働市場を考えよう。現在の労働需要(品質水準 q_0 の下での生産関数から導出された労働需要) D_0 と労働供給 S の交点 E_0 における失業水準(摩擦的失業水準)を u_0 とする。(1) 中で D_0 から D_1 ($i=1, 2, \dots$) なるシフトが生じたケースを考える。超過需要率 $(N_1 - N_0)/N_0$ を x_i 、貨幣賃金上昇率 dW/W を w とすると、 x_i と w との関係すなわち賃金調整関数が

$$u_i = kx_i \quad (k > 0) \quad (2)$$

$$u = u_n - U_i \quad (3)$$

と定められる。また失業率 (u) は $U_i = (N_{iu} - N_0)/N_0$ とすると u のように定義される⁽³⁾。したがって x と u の間に負の相関が確認されるならば、 D のシフトに対して k (一定) の値が定まり、(2)式と $x-u$ 関係から通常の右下がり短期フィリップス曲線が導出される。

いま総需要拡大策により D_0 が D_1 にシフトし、期待インフレ率 (π^*) の上昇を通じて現在の需要が刺激され、それが企業による質的技術進歩を引き起こすものとする。その結果、労働需要曲線が D_1 から D_1' に変容し、 k の上昇が生ずるものとする。この状況が発生するのは、生産関数(1)でパラメーター δ が変容するからである。

生産過程における構造的変化は、一部に労働者の非熟練化現象をもたらす、退職者を生む可能性がある。一方 k の上昇は、労働生産性の上昇と深く関わっている(労働生産性の上昇が大きいときには k の上昇をもたらす傾向にある)。摩擦的失業水準の変化を考える場合、同じ労働需要量の下で未充足労働者数の変化をみる必要がある。そこで D_0 から D_1 なる労働需要曲線の変容(図1の E_0 点)のケースで考える。企業にとつて、同一貨幣賃金率の下では労働生産性が高い状況 (D_0 に対応) の方がそつでない状況 (D_1 に対応) よりも未充足労働者を充足しようとするインセンティブが高まるであろう。このことは、たとえ従来通りの求人コストを維持するにしても、求人方法に何らかの変化をもたらすであろう。求人情報の質

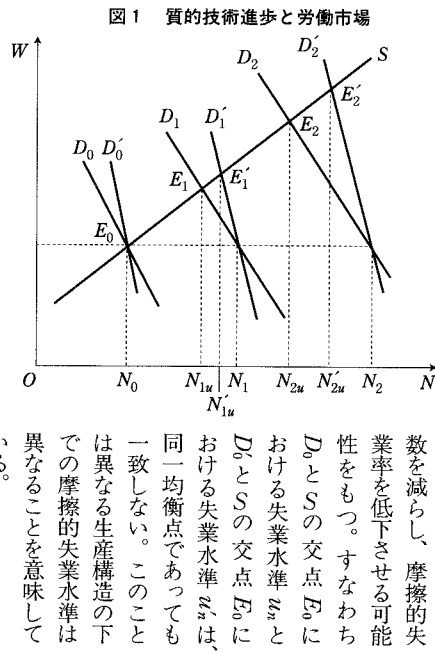


図1 質的技術進歩と労働市場

的变化は未充足労働者数を減らし、摩擦的失業率を低下させる可能性をもつ。すなわち D_0 と S の交点 E_0 における失業水準 u_0 と D_0' と S の交点 E_0' における失業水準 u_0' は、同一均衡点であっても一致しない。このことは異なる生産構造の下での摩擦的失業水準は異なることを意味している。

ここで D_0 から D_1 なるシフトに対して定まる k の値を k_0 、 D_0 から D_1' なるシフトに対して定まる k の値を k_1 と置くと、明らかに $k_1 > k_0$ が成立する。 $k = k_0$ と $k = k_1$ の各場合について短期フィリップス曲線を定めると、両曲線は決して交わらないことが証明できる。さらに短期フィリップス曲線は、 $u_1 > u_0$ のケースでは左下方シフトし、 $u_2 > u_1$ のケースでは右上方シフトすることを示すことができる。

三 長期フィリップス曲線の形状と総需要拡大策の効果

期待インフレ率 π^* の上昇が現在の需要を刺激し、それが企業に質的技術進歩を促すものとすれば、フィリップス曲線は

$$w = f(u) + \pi^* + m(\pi^*), \quad m(0) = 0 \quad (4)$$

のように定式化される。(4)式右辺第二項で π^* の係数が1であることは、インフレ期待が一〇〇%実際のインフレに反映されることを示している。これはマネタリストと同様の想定である。 $dm/d\pi^* > 0$ をもたらす要因は摩擦的失業水準 u_0 の下落であり、それを引き起こす生産過程における構造的変化である。 $m(\pi^*)$ をフィリップス曲線のシフト効果と呼ぶことにする。

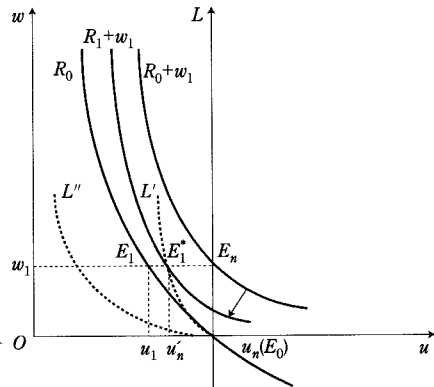
いま図2において政策当局が目標失業率 u_2 を実現するため、総需要拡大策をとるものとしよう。短期的には、経済はフィリップス曲線 R_0 上を E_0 から E_1 に移動する。しかし期待インフレ率 π^* が0%から $w_1\%$ に修正され、調整期間を経てフィリップス曲線は $R_0 + w_1$ にシフトする。その結果経済は現実インフレ率と期待インフレ率とが一致する E_2 点に止まり、再び失業率は u_2 に引き戻されることになる。

われわれの関心は、 π^* の0%から $w_1\%$ への上昇によって誘発された質的技術進歩がもたらす摩擦的失業水準 u_2 の下落である。それは曲線 $R_0 + w_1$ を左下方シフトさせ、 $R_1 + w_1$ なるフィリップス曲線が実現し、経済は長期的に E_2' に止まることを意味する。点 E_2' において、現実インフレ率と期待インフレ率とが一致している

ことは明らかである。

以上の分析から、長期フィリップス曲線は Friedman = Phelps が指摘するような垂直な直線ではなく、右下がり曲線 L となる。したがってこの場合、総需要拡大策は長期においても有効であることが分かる。ただしここで確認すべきことは、フィリップス曲線の R_0 から R_1 へのシフトの大きさは、総需要拡大の規模 (D のシフトの大きさ) とは独立であるという点である。このことは図2で、必ずしも $u_1 > u_2$ とはならず、その逆も起こりうることを示している。その場合には、長期フィリップス曲線は L' のようになり、画期的な総需要拡大策の効果は長期的に実現する。

図2 長期フィリップス曲線の形状



- (1) この点は、私の報告に対する浜田文雅教授(東京国際大学)の質問内容(長期フィリップス曲線の形状は、資本ストックなど多くの外生変数の変化にも依存するのではないか)にも深く関わっている。
- (2) 詳細は拙稿[6]を参照のこと。
- (3) この定義に関して、討論者である江崎光男教授(名古屋大学)は、 D_0 から D_1 へのシフトが総需要拡大策の結果であることを、失業率の低下が摩擦的失業水準から差し引かれたものとして実現することに疑問を寄せられている。しかし労働市場からフィリップス曲線を導出したLipseyのモデル[5]においても、労働需要のシフトによってフィリップス曲線上の点は、その曲線上を左上方に移動することが示されており、明らかに摩擦的失業水準を起点として労働需要のシフトの大きさに応じて失業率の低下が定まるという設定になっている。
- 一般に総需要の増加が、雇用、価格および貨幣賃金を上昇させる場合には、摩擦的失業は下落すると考えられる。労働者たちは、賃金率の上昇が実質賃金の変化を意味するものかどうかが決定できない状況にあるからである。

参考文献

- [1] Friedman, M. (1968) "The Role of Monetary Policy," *A. E. R.*, March, pp. 1-17.
- [2] Hartley, K. (1979) *Problems of Economic Policy*, George Allen & Unwin.
- [3] Lancaster, K. (1966) "Change and Innovation in the Technology of Consumption," *A. E. R.*, May, pp. 14-23.

- [4] Leland, H. E. (1977) "Quality Choice and Competition," *A. E. R.*, March, pp. 127-137.
- [5] Lipsey, R. G. (1960) "The Relation between Unemployment and the Rate of Change of Money Wage Rate in the UK, 1862-1957: A Further Analysis," *Economica*, February, pp. 1-32.
- [6] 永井四郎「質の技術進歩のシミュレーション」『麗澤経済研究』第三巻一号、一九九五年。
- [7] 丹羽春喜「ケインズの政策ミスマッチの有効性についての理論的考察」『大阪学院大学経済論集』第一〇巻第一・二・三号、一九九五年。
- [8] Phelps, E. S. (1967) "Phillips Curves, Expectations of Inflation and Optimal Unemployment over Time," *Economica*, August, pp. 254-281.
- [9] Samuelson, P. A. and Solow, R. M. (1960) "The Problem of Achieving and Maintaining a Stable Price Level: Analytical Aspects of Anti-inflation Policy," *A. E. R.*, May, pp. 177-194.
- [10] Swan, P. I. (1971) "The Durability of Goods and Regulation of Monopoly," *Bell Journal of Economics and Management Science*, Vol. 2, pp. 347-357.

総需要拡大政策の有効性についての計量モデル分析

—シミュレーションによるフィリップス・カーブの再計測—

勝 木 太 一

(大阪大学)

一 はじめに

現在、具体的な経済政策や景気対策がどのようなものであるべきかという議論については、優れた議論が重ねられているとはいえず、これといった決め手に欠けるのが現状である。

たとえば、ケインジアン政策がその有効性を失っているとか、ケインジアン政策が国債の発行を余儀なくさせるもので、したがって将来世代に大きな負担を負わせるものであるといったような説が巷間に多く語られているのも事実である。さらに、他方では、グローバル化という言葉の下に、何より規制緩和が第一の政策であらねばならないような錯覚が蔓延していることも見過ごすことはできない。特に、この両方の見解を結びあわせて総需要を拡大させるには「規制緩和」こそ最良の手段であるというむきも非常に多いことは周知のところであらう。

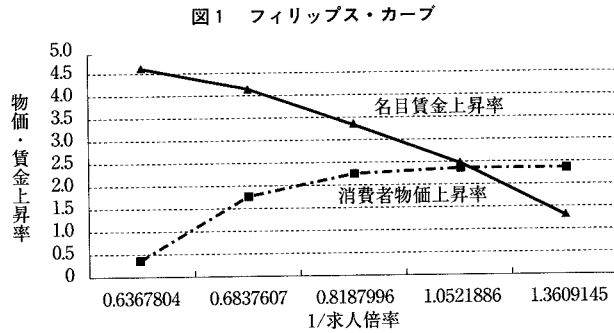
しかし、これらの議論を進めるためには、的確な実証にもとづいた分析を行わなければならないはずである。このような観点から、計量経済モデルによるシミュレーション分析を行い、「財政支出拡大政策」がどれだけ有効性を有している政策であるのかを考察し

てみることにする。

二 計量経済モデルについて

さて、この分析に用いられた「計量経済モデル」は他のモデルにみられない特色を少なからず有している。特に、かなりの規模を有すマクロモデルであるが、ほとんどの関数は「変化率型関数」であり、各経済行動の因果関係にもとづいて二つの大きなブロックをリンクした構造をとっている。その各ブロックは「リカーシブタイプモデル」となっており、モデル全体は、この二つのブロックを同時決定メカニズムが機能するようにリンクしたものとなっている。このような構造によって、「リカーシブモデル」と「変化率型関数」の両方のメリットを遺憾なく取り入れることができるモデルとした。なお、本モデルは、徹底的にブラック・ボックスをモデルから排除することに努め、経済的因果連鎖の忠実なフォロワーを行うことによって、オーソドックスな経済理論からなる諸関数によって構築されている。

また、操業度の変化にともなう労働生産性向上率の大きな変化をフォロワーするような生産性関数を推定導入し、これによって、明



を描くことができる。この図1は横軸を「求人倍率の逆数」、縦軸を「消費者物価指数 (CPI)」 「名目賃金指数 (WLI)」 「労働生産性 (名目賃金指数/消費者物価指数)」 の各変数 (六カ年平均) としてその値をプロットしたものであるが、これは一般にいわれる「フィリップス・カーブ」に該当するものといえることができる。このグラフから、労働生産性が向上することによって、「政府支出の増加率」が高いほど、消費者物価指数の上昇率がわずかであるが低下し、同時に名目賃金指数の上昇率が上昇することが理解できる。このことは、国民の経済的厚生の上をすすめるものであり、さらに、マネタリストたちがいうところの「ケインジアン政策」

の無効を否定する結果であることに注意すべきである。なお、このグラフは外部条件を一定としたシミュレーションにもとづき、政府支出拡大→総需要拡大→求人倍率の増加という因果連鎖から導出されたものであり、いわゆる「フィリップス・カーブ」のシフトの軌跡を示すものではない。

すなわち、シミュレーションによって、図1にみられるような「物価フィリップス・カーブ」が導出されるかぎり、このような「ケインジアン政策」が無効であるとの考え方は、その現実的な妥当性を否定されることになる。また、生産の拡大がわずかながらでも物価上昇率を低下させるものであるならば、「期待物価上昇率」の修正が「物価フィリップス・カーブ」の上方シフトとして現象することはない。さらに、このことが「実質賃金率」を上昇させ、それによって消費などの需要拡大を誘発する以上、持続的な有効需要の拡大への可能性をもたらすものと考えられるのである。

以上に述べたように、シミュレーションの結果から、「ケインジアン政策」、特に「財政支出拡大政策」の有効性は否定されるべきものではなく、むしろ認められるべきものであるということが明白なものとなったのである。

参考文献

- 勝木太一 「経済現象の計量モデル分析」 大学教育出版、一九九七年九月。
- 勝木太一 「日本経済の計量モデルによるフィリップス・カーブの分析——そのシミュレーションによる導出と、それについての理論

示的に操業度変化と労働生産性の向上率の変化の関係を説明するようにした。さらに、I/O表から導出される各最終需要項目について(生産・賃金) 誘発係数と当該最終需要項目の実質額とを乗じて算定されたところの経済理論的に妥当なウェイトを用いてアグリゲーションを行い複数系列の説明変数データを一本化することによって、I/O体系にもとづく波及効果が整合的にモデルに反映されるように工夫した。

賃金決定メカニズムに重要な賃金決定に関しては、春闘による賃金決定メカニズムを忠実にトレースし、操業度の動向による労働生産性の変化を明示的にフォローし得るようにして「供給サイド」の動向の変化をフォローできるように考慮した。

さらに、現実には作動している物価決定メカニズムの因果連鎖を詳細に反映したモデル構造とし、「最も一般的で妥当性のある物価決定メカニズム」である「需要・供給の法則」をインプリシットにせよフォローできるように試みた。

三 シミュレーション分析

上記のような特徴を有するモデルを用いて、きわめてオートソドックスな「総需要拡大政策」のシミュレーションシナリオ——例えば、シミュレーション期間を通じて、「政府支出の伸び率」を一律に2%から10%の範囲で2%刻みに拡大させるシナリオにより、シミュレートした結果、以下の表のようなシミュレーションの結果を得た。

このシミュレーションの結果から、図1にみられるようなグラフ

表1 シミュレーションの結果

変数名	政府支出対前年度変化率 (平均年率)				
	2%	4%	6%	8%	10%
実質民間消費	1.07	1.96	2.99	4.47	6.12
鉱工業生産指数	-0.73	1.31	3.38	5.97	8.78
鉱工業労働生産性	-4.93	-3.01	-1.06	1.42	4.13
有効求人倍率	0.69	0.90	1.18	1.20	1.35
名目賃金指数	1.24	2.34	3.26	3.60	3.77
消費者物価指数	2.24	2.23	2.14	1.44	0.33
一般税収の所得弾力性	-3.39	-2.40	-1.24	0.29	2.10
外国為替レート	92.99	93.22	95.86	104.20	116.25
全国銀行貸出金利	4.217	4.996	6.091	7.249	8.402
GNP	2.05	2.96	3.95	5.31	6.68
輸入	2.47	4.21	5.70	7.30	9.19

表の数値は1994-1999年の平均値であり、単位は以下の通りである。

- 有効求人倍率：倍
 外国為替レート：1米ドルの円価格
 全国銀行貸出金利 (約定平均)：%
 その他の変数：対前年変化率 (%)

的・計量的考察——(上)(下)、現代経済研究センター、一九九〇年八月。

勝木太一「総需要拡大政策の有効性についての計量経済モデルによるシミュレーション分析」『日本経済政策学会年報』第三六号、勁草書房、一九八八年三月。

加藤寛・丹羽春喜・石崎文吾・勝木太一『日本経済についての計量的政策シミュレーション』現代経済研究センター、一九八七年一月。

日本学術会議平成七年度報告書『産業の空洞化が進む中での活性化に関する調査研究』(第二章担当)日本学術会議事務局、一九九六年三月(学術会議プロジェクト報告書)。

(付記)

本研究報告について、浜田文雅先生より非常に貴重な、かつ示唆のあるコメントを頂いたことに謝意を表します。

投票行動とイデオロギー…多党制下での Downs モデル

西川 雅史

(郵政省郵政研究所)

一 はじめに

本稿の目的は、Downs (1957) の投票者モデルを前提に、投票行為のマクロ指標である「投票率」から、日本の投票者の行動様式を実証的に分析することである。本稿の主要な分析結果を明らかにしておく。日本の有権者は、イデオロギー的に好ましい候補者へ投票する(自分の選好に正直に投票する: Sincere Voting)というよりも、より戦略的に候補者を選別する(より洗練された投票を行う: Sophisticated Voting)ことが示された。また、矛盾する結論ではあるが、一部の政党支持者は Sincere Voting を行っているとの分析結果も本稿は得た。この二つの分析結果は、多党制下での(日本の)有権者行動は、戦略的な側面を有している一方で、頑なに選好を維持する側面を併せ持っていることを表しており、非常に平凡な成果のようにも見える。しかし、有権者が政党を比較考量する尺度として「イデオロギー」は、必ずしも支配的ではない、ということが示されたことは、日本の有権者の投票行動を分析する場合に必要な新しい視点を提供するものである。

二 選挙モデル: Downs モデルを中心に

今日の選挙モデルで経済学的分析の礎となっているのは、Downs (1957) の示した投票モデル $U = PB - C(I)$ である。この \hookrightarrow Riker and Ordeshook (1968) が導入した「政治的責任感」 R を加え、 $U = PB - C + R$ として定式化するのが一般的である⁽¹⁾。このモデルを踏襲する分析では、少なくとも、① P と、② B については分析を加えるのが一般的である。拡張モデルとしては、③ 政治資金で票を獲得する(買う)ことができる⁽²⁾、④ 投票行為の所得弾力性は1より大きい、⑤ 現職候補は強いなどの仮説検証が行われている。中でも注目すべき研究は、③の仮説を援用した Cox and Munger (1989) 以降の分析である。彼らは、接戦が投票率を引き上げるといふ結果は、普通の有権者が①の要因から直接に反応を察知して政治献金を増額し、③の効果が生まれると指摘している。この分析は、Partisan effect, Mobilization effect として拡張され、どっちつかずの有権者の投票行動を左右する重要な要素として研究され始めている⁽⁴⁾。しかし、今回の分析ではこの点を検討していない。

本稿の分析で注目するのは、②候補者の政策からの期待効用差(B)である。これを、投票者がどのように考えているのかは様々な推察が可能であるが、本稿では、候補者の看板である所属する政党の色の違いで代用できるものと仮定する。候補者が実施するであろう政策の期待効用差を選挙前に検討しなければならない投票者が重要な判断材料として候補者の属する「政党」を考慮するとの解釈は、候補者に関する情報入手コストを抑制したい合理的投票者の行動として妥当なものであろう。また、この仮定は、日本のデータを使用する優位性を活かすための措置でもある。日本は、歴史を有する三つ以上の政党によって政治が行われている(多党制)。仮に、候補者の政策と候補者の所属する政党の政策が同一視できるならば、各選挙区をクロスで分析する場合に、当選者と次点者の所属する政党の違いから、Bの代理指標である候補者の政治的な温度差(政治的距離)を捉え、投票率に与える影響を分析することが可能となるのである。この点は、二大政党制の米国を研究対象とする場合に比べて、非常に優位性である。

三 説明変数・接戦の指標

以下では、Downsモデルから導かれる仮説を実証的に検証する。分析対象となる変数には、先行研究を概ね踏襲した代理変数を採用する。まず、投票者が自分の投票をヒポタル(勝利のために必要なら最後の一票)であると考える確率Pを、事後の結果から算出される「接戦度合い指標」で代替する。具体的には、以下の三つを算出し、これを利用する(5)。なお実証分析では、C2とHIは、一〇

から予想される政治的相違の大小関係である(表1下段を参照)。

(4) $HI = \frac{1}{2} \sum_{i=1}^n |V_i - V_j|$ (市民-社民、社民-民進、民進-新進)

また、選挙戦を「当選者vs.次点者」の構図で捉えてダミー変数として扱い、どの政党間の選挙が投票者の関心を集めたのかを検討するために(4)式にある四つの組み合わせをダミー変数として導入する。さらに、分析を拡張する段階で、政治的要素の変数として以下の二つを追加する。それは、各政党からの候補者の有無を示すダミーと、新聞に掲載された「政党名」の記事件数である。中央集権的な制度の日本では、中央政界での影響力に関心が持たれるであろうから、中央政界で有力な政党同士の戦いは、自分の一票をより価値あるものだと認識させると考えられる。それ故、有力政党からの立候補者がいる選挙区で投票率は上昇するであろう。

(2) 実証モデル

実証モデルの被説明変数には、「投票率」を用いる。その定義は(5)式で与えられている。また、実証分析に用いられるモデルが(6)式に示されている。モデルの説明変数は適宜に調整され、全部で三つの組み合わせが結果としてまとめられる。また、以下の実証分析で利用される選挙データはSteven Reed教授(中央大学)のデータベースである。

- (5) $R_i = \sum_{j=1}^n V_{ij} / Civils_i$ (実証分析では $R_i \times 100$ の形で用いる)
- R_i : i選挙区の投票率 V_{ij} : j候補者の得票数 $Civils_i$: i地区の有権者総数
- (6) $\ln R = \beta_0 + \beta_1 \ln Civils + \beta_2 \ln CD + \beta_3 \ln Cands + \beta_4 \ln Close + \sum \beta_k D_k + \epsilon$

表1 1996年時点でのLH値(加藤指数)による政党比較

	自民	新進	民主	共産	社民	政党間の分散
市民の権利	13.75	11.93	4.47	4.24	5.74	20.1
地方分権	10.69	7.94	4.92	8.5	7.58	4.3
防衛政策	15.65	16.14	8.83	2.49	5.46	36.9
赤字国債	11.61	12.04	11.14	7.01	8.04	5.2
財政政策	14.35	13.92	7.29	4.85	6.28	20.0
外交政策	18.26	17.74	13.57	3.01	8.79	41.3
国の統一性の象徴	17.86	16.85	10.42	1.99	6.63	45.4
規制緩和政策	11.49	14.75	13.9	5.06	8.04	16.5
社会政策	14.86	13.64	6.08	4.57	5.85	23.5
現在問題と公共サービス	7.63	10.32	10.08	9.61	8.44	1.3
全体的なイデオロギー軸	15.35	16.15	9.28	2.75	7.25	31.7
各党の平均	13.773	13.765	9.09	4.92	7.10	

政党間の距離	自民	新進	民主	共産	社民
自民	0	0.007	4.684	8.856	6.673
新進	0.007	0	4.676	8.849	6.665
民主	4.684	4.676	0	4.173	1.989
共産	8.856	8.849	4.173	0	2.184
社民	6.673	6.665	1.989	2.184	0

・加藤(1997)をもとに加工した。

〇〇〇倍したデータを利用する。

- (1) $C1 = V_1 - V_2$: 接戦指標 1 = 当選者と次点者の得票差。
- (2) $C2 = \frac{V_1 - V_2}{V_1 + V_2}$: 接戦指標 2 = $C1$: 当選者と次点者の得票合計。
- (3) $HI = \sum_{i=1}^n |V_i - V_j|$: ハーフィンダール指数。

①候補者(政党)の政治的相違
 候補者の政策からの期待効用差(B)について、本稿では、複雑かつ曖昧な候補者個人の公約を比較するのではなく、各候補者の所属する政党によって候補者個人を評価する。政党の政策の比較ならば、各候補者を色分けするより遙かに容易である。政党の識別を行う一つのアイデアとして、LH値(Laver and Hunt (1992))がある。これは、最右派を20、最左派を1として専門家に各政党の政策理念を評価してもらったアンケートを実施し、その平均値を政党の政策的な立場として数値化したものである。日本のデータとしては加藤(Laver (1997))によって、一九九六年時点のLH値が提供されている。以下、日本のデータに関するLH値を「加藤指数」とする。表1から、専門家による政党の評価を平均すると、最右派が自民党(13.773)、その僅かに左に新進党(13.765)、ほぼ中道に民主党(9.28)、そして最左派に共産党(4.92)と位置づけられる。Downsの投票者モデルを実証分析へ適用する時には、選挙結果の当選者と次点者に着眼するのが一般的であるから、加藤指数も当選者と次点者の差の「絶対値」として実証分析に導入する。これを以下では、「調整加藤指数」と呼ぶことにする。(4)式は調整加藤指数

Civics: 有権者総数、CD: 有権者密度(有権者総数/面積)、Cands: 候補者数、Close: 接戦を表す指数(三種類)、 D_1 : 政治的相違 $g(q_1) - g(q_2)$ の代替変数として、政党、選挙戦に関するタミー(四種類)。

なお、以下の実証分析で検証する仮説は以下の二点であり、その他の変数については、あえて結果を見通すことはせずに、実証分析がもたらす結果を素直に読みとることにする(6)。

(P-1) 接戦の度合いが強いほど投票率は上昇する。
(P-2) 政治的な相違が大きい選挙戦ほど投票率は上昇する。

四 分析結果 (Fact Finding)

以下の分析は、一九九六年に行われた衆議院総選挙の結果を利用して、三〇〇の小選挙区を横断的に回帰分析した結果である。サンプル数は、説明変数の組み合わせによって異なり二四〇〜三〇〇である。サンプル数の相違は、政治的要素として利用する調整加藤指数、政党名の新聞掲載回数に関する小政党のデータが omit されていることによるものである。なお、クロス・セクション分析では分散不均一性の問題が生じる点を考慮して、 t 値には White の一致推定量を用いている。予め、先述した仮説に対する本稿の結果を示す。

(R-1) 尺度によっては、接戦の度合いが強いほど投票率は上昇する。

(R-2) 政治的な相違が(イデオロギー的に)遠い組み合わせの選挙戦ほど投票率は下がる。

を踏襲したものであり、調整加藤指数が示すイデオロギー距離が大きくなるほど、投票率は高くなるハズである(プラスの係数)。

(II) は、当選者と次点者の組み合わせをコントロールするタミー変数であり、本稿が対象とする政党に限れば、自民・共産の組み合わせで最大、自民・新進で最小となるハズである(調整加藤指数より類推)。

第一に、調整加藤指数に関する分析結果は、投票率とマイナスの関係を示している(表3・モデル4、6、8)。これは、当選者と次点者のイデオロギーの大きさが遠い組み合わせほど、投票率が低下することを意味している。第二に、当選者と次点者の組み合わせを示すタミー変数の分析結果は、イデオロギーの差が大きい選挙戦ほど投票率が下がることを示している(表3・モデル5、7、9)。例えば、調整加藤指数で最もイデオロギーに温度差が認められる「共産党 vs. 自民党」の選挙戦で投票率が最も低いのである。つまり、二つの分析結果は相互に補完しあいながら(R-1)の結論を導いており、もし、投票者が候補者をイデオロギーで評価すると仮定するならば、今回の分析結果と Downs モデルは整合的ではないことになる。

(2) 多党制下での投票行動・政治家を評価する尺度

第一段階の分析で利用した「投票者が政治家をイデオロギーで評価している」という仮説は伝統的であるが自明ではない。筆者は、この仮説の過誤が、Downs モデルの帰結と、本稿の分析結果の間に齟齬を作ったと考える。そこで、政党間の相違を政策イデオロギーの相違に求める従来の立場に固執せずに、新しい投票行動仮説を

(R-1) については、接戦を「得票率差=接戦指数2」と定義すれば、Downs モデルからの推察と整合的な結果を獲得できる。しかし、他の尺度では、必ずしも統計的な有意性を確保することができていない(7)。このような投票率と接戦の関係の曖昧さは、Matsusaka and Palda (1993) のサーベイでも確認されており一つのバズルである。他方で、(R-1) に関しての分析結果は、Downs モデルからの推察と明らかに整合的ではない。この二つの分析結果はともに重要な分析結果であるが、本稿では多党制という日本の選挙データの優位性を活かした分析を進めるために、(R-2) に注目して以降の分析を続ける。これは、二つの問題を同時に取り扱う煩雑さを避ける方便でもある。

(1) 政治的相違・イデオロギーという尺度

(R-1) の結論を導くために利用された二つの変数 (I) (II) を含め、本稿では、以下の四種類のタミー変数が政治的要素を考慮するための代理変数として利用されている。

(I) 加藤指数 (LH 値) が与える当選者と次点者の政治的イデオロギーの乖離幅の絶対値 (II 調整加藤指数)

(II) 当選者と次点者の属する政党で区分したタミー変数

(III) 日本経済新聞、朝日新聞に掲載された政党名の記事件数 (8)

(IV) 政党別の候補者の有無を示すタミー変数

まず、(R-2) の結果を導くために、(I) ないし (II) を使い分けて利用する。(I) は、投票者が政治家を政治家の所属する政党のイデオロギー軸で評価するという仮説 (Enelow and Hinich (1982))

導入し、投票者の合理性と Downs モデルの結節点を模索する。本稿が新たに採用する仮説は、以下の (P-3) である。

(P-3) 多数の政党が存在する選挙戦において、投票者は、自分が支持する候補者・政党が中央政界で担う役割の重要性を考慮する。

この仮説を統計的に検証するために、(III) 当選者と次点者の所属する政党名が新聞に掲載された数の和(表2を参照)、(IV) 政党別の候補者の有無を示すタミー、の二つを政治指標のタミー変数として利用する。(III) の解釈については説明が必要である。本稿では、新聞にA政党の名前が掲載されて露出度が高い状態にあるとき、有権者はA政党が中央政界において十分な影響力を発揮していると認識すると仮定する。現実の有権者行動を鑑みても、情報コストを節約しようと考える有権者にとって、新聞を経由する政治情報は大きな役割を担っていると考えられ、記事件数と有権者行動の関連は否定されるものではないであろう。多党制で、多くの立候補者が居並ぶ日本の選挙戦においてこの仮定はより妥当性を持つであろう。この仮定から、もし (P-3) の仮説が正しいとすれば、掲載件数の多い中央政界で有力な政党間で争われる選挙戦ほど投票率は上昇することになる(9)。

まず、新聞記事の件数を表す (III) のタミー変数を含んだモデルに注目すると、実証分析の結果は、記事件数と投票率には統計的に有意なプラスの関係があることを示している(表3・モデル11、12、13)。ここから投票者の合理的な行動を解釈すると、自民・共産の選挙戦の投票率の低さは、共産党の中央政界への影響力を考慮した

表3 分析結果一覧 (従属変数は投票率)

説明変数	モデル1	モデル2	モデル3	モデル4	モデル5
	係数 (t 値)				
定数項	5.6878 (16.75)	5.8753 (17.56)	6.3547 (14.84)	6.2143 (19.94)	5.8758 (18.63)
有権者	-0.1018 (-3.66)	-0.1118 (-4.11)	-0.1192 (-4.43)	-0.1457 (-5.74)	-0.1165 (-4.60)
有権者密度	-0.0401 (-10.84)	-0.0393 (-11.13)	-0.0405 (-10.88)	-0.0310 (-9.05)	-0.0384 (-11.48)
候補者数	-0.0211 (-0.96)	-0.0169 (-0.77)	-0.0377 (-1.43)	-0.0450 (-2.16)	-0.0266 (-1.20)
接戦指数1	-5.01E-07 (-2.31)				
接戦指数2		-0.0122 (-3.47)			
ハーフィンゲル指数			-0.0532 (-1.84)		
調整加藤指数				-0.0067 (-4.15)	
自民-新進					-0.0113 (-1.00)
自民-民主					-0.0396 (-2.44)
自民-社民					-0.0695 (-2.35)
自民-共産					-0.1109 (-4.75)
Ad-Rsq	0.542	0.548	0.536	0.568	0.579
White het. test	44**[.000]	42**[.000]	54**[.000]	29*[.010]	65**[.000]
F 値	89	92	87	86	60
サンプル数	300	300	300	260	300

説明変数	モデル6	モデル7	モデル8	モデル9
	係数 (t 値)			
定数項	6.18764 (19.83)	5.81735 (18.22)	6.23514 (19.72)	5.92779 (18.68)
有権者	-0.14306 (-5.58)	-0.11029 (-4.27)	-0.14281 (-5.56)	-0.11372 (-4.45)
有権者密度	-0.03146 (-8.73)	-0.03936 (-11.03)	-0.03188 (-9.11)	-0.03932 (-11.53)
候補者数	-0.04689 (-2.18)	-0.03221 (-1.48)	-0.04911 (-2.34)	-0.03408 (-1.57)
接戦指数1	-8.77E-08 (-0.39)	-2.38E-07 (-1.05)		
接戦指数2			-0.00685 (-2.04)	-0.00999 (-2.99)
調整加藤指数	-0.00653 (-3.92)		-0.00620 (-3.85)	
自民-新進		-0.01227 (-1.11)		-0.01388 (-1.26)
自民-民主		-0.04048 (-2.51)		-0.04097 (-2.55)
自民-社民		-0.06467 (-2.13)		-0.06007 (-2.03)
自民-共産		-0.10451 (-4.32)		-0.10699 (-4.72)
Ad-Rsq	0.567	0.580	0.572	0.589
White het. test	36*[.014]	77**[.000]	31 [.050]	67**[.001]
F 値	69	53	70	54
サンプル数	260	300	260	300

説明変数	モデル10	モデル11	モデル12	モデル13
	係数 (t 値)			
定数項	5.9299 (18.98)	5.9670 (19.22)	5.9558 (19.27)	6.0131 (19.12)
有権者	-0.1209 (-4.74)	-0.1483 (-5.92)	-0.1468 (-5.84)	-0.1456 (-5.74)
有権者密度	-0.0388 (-11.22)	-0.0328 (-8.95)	-0.0331 (-8.53)	-0.0338 (-9.03)
候補者数	-0.0260 (-1.06)	-0.0526 (-2.47)	-0.0535 (-2.45)	-0.0561 (-2.62)
接戦指数1			0.0000 (-0.20)	
接戦指数2				-0.0073 (-2.25)
自民候補ダミー (無=1)	-0.0101 (-0.43)			
新進候補ダミー (無=1)	-0.0336 (-2.69)			
民主候補ダミー (無=1)	-0.0007 (-0.07)			
社民候補ダミー (無=1)	-0.0071 (-0.53)			
共産候補ダミー (無=1)	-0.1714 (-2.14)			
記事掲載回数 (当選+次点)		0.0046 (5.44)	0.0046 (5.25)	0.0044 (5.21)
Ad-Rsq	0.559	0.603	0.602	0.608
White het. test	64**[.001]	20 [.144]	32*[.042]	31 [.061]
F 値	48	92	73	75
サンプル数	300	240	240	240

表2 主要政党の投票者に対する露出度 (新聞記事の件数比較)

	政党別の記事数シェア					
	日本経済新聞			朝日新聞		
	解散前	解散後	最後の3日	解散前	解散後	最後の3日
自民党	40.4%	39.4%	45.5%	31.9%	26.2%	34.5%
新進党	18.7%	20.6%	18.2%	19.7%	30.7%	26.2%
民主党	17.0%	21.3%	14.8%	17.0%	19.9%	16.7%
社民党	18.5%	9.6%	6.8%	25.0%	14.7%	11.9%
共産党	5.5%	9.1%	14.8%	6.4%	8.5%	10.7%

・民主党は8/31-9/5の期間は結党前であり、記事件数がゼロであるが、これを無視して比較している。

	政党別の1日あたりの平均記事件数					
	日本経済新聞			朝日新聞		
	解散前	解散後	最後の3日	解散前	解散後	最後の3日
自民党	9.4	15.4	13.3	13.7	19.2	19.3
新進党	4.4	8.0	5.3	8.5	22.5	14.7
民主党	6.9	8.3	4.3	12.8	14.6	9.3
社民党	4.3	3.8	2.0	10.7	10.8	6.7
共産党	1.3	3.5	4.3	2.8	6.2	6.0

- ・民主党は9/11に党名を申請したので、解散前の値は、9/11~9/26日を対象としている。
- ・データは当該期間の日本経済新聞(朝夕・地方版)、朝日新聞(東京、大阪、名古屋の朝刊)。
- ・解散前は、8/30~9/26の4週間を意味し、解散後は9/27~10/17の3週間プラス3日を意味する。
- ・衆議院の解散が9/27、選挙の公示は10/8である。
- ・民主党と共産党は、米国、ロシア、中国など、関係の深い他国に、同名の政党があるので、これらを除去した。

結果として理解することができよう。次に、有力政党からの候補者の有無を意味するダミー変数(IV)を含んだ実証分析の結果を検討する。そこでの結論は意外にも、有力でないハズの共産党(と新進党)候補者がいない時に、有意に投票率が下降している(表3・モデル10)。この結果は、「候補者無しダミー」が、投票者の戦略的行動の側面ではなく、特定の政党への「帰属意識」の強弱を示したと解釈すべきであろう。当時の新進党には公明党が含まれており、共産党と並んで、この二つの政党の投票者(支持者)は、一般に政党へのロイヤリティーが非常に高いと推察され、両党からの候補者が不在の選挙区では、特定のグループが棄権するために、投票率が低下したものと考えられるのである。

五 まとめ: Sophisticated voting, Sincere voting

以下では、実証分析の結果を解釈しつつ、本稿をまとめる。Enelow and Hinich (1982) 以来、投票者はイデオロギーで政治家(政党)を区別すると仮定されてきた。これは、政策軸が次元であることを要請する空間分析からの示唆と整合的であり、かつ直観的にも受け入れやすい仮説であった。しかし、三人以上の候補者が存在する場合を考慮するならば、この仮説は必ずしも適当ではない。何故ならば、デュベルジェの法則によれば、一人区選挙戦で三人目以降の候補者は泡沫候補になる傾向にある。この時、投票者に自分の一票が死票になることを回避するインセンティブがあるならば、「正直な投票 (sincere voting)」ではなく、McKivney and Ordeshook (1972) が提示した「洗練された投票行動 (sophisti-

ated voting)」を採用するであろう。この点は Downs 自身も言及しており、本稿の第一段階の実証分析でも「投票者がイデオロギー軸で政党を評価する (Sincere voting)」という仮説は支持できなかった。そこで、第二段階として、新聞に掲載された記事件数を中央政界での影響力の代理変数とした分析を行い、「投票者が記事件数 (中央政界での影響力) を考慮しながら投票している」ことを明らかにした。この結果は、Sophisticated voting を行う有権者像を示唆するものである。他方で、新進党、共産党からの立候補者がいない選挙区だけは、統計的に有意に投票率が低下することも本分析は指摘している。これは、政党への帰属意識の非常に強い投票者が、選挙を棄権した結果として理解することができ、頑なに選挙を変更しない投票者 (sincere voter) の存在を認めなければならぬ。以上の分析結果を総合すると、「有権者の行動には、戦略的な側面と頑なに嗜好を維持する側面とが含まれている」という非常に平凡なものとなった。しかし、先行研究で暗黙に仮定されてきた、「政党を比較考量する尺度としての『イデオロギー』が、投票行動において必ずしも支配的ではない」ということが示されたことは、今後の有権者行動 (政治参加) の研究において大きな意味を持つと期待される⁽¹⁰⁾。さらに、やや踏み込んだ解釈を許されるならば、新進党 (公明党)、共産党の支持者は sincere voter であると推察され、多党制の場合には投票者の支持政党によって sincere voter と sophisticated voter とが概ね区分できるともいえる。この点も非常に興味深い実証結果といえる。

(9) Abramson, Aldrich, Paolino and Rohde (1992) は「泡沫候補への投票を回避する行動を『戦略的』と定義した上で、大統領選挙選挙戦のデータから投票行動の戦略性の存在を実証している。

参考文献

Abramson, Paul R., John H. Aldrich, Phil Paolino, and W. Rohde
David. 1992. "Sophisticated" Voting in the 1988 Presidential
Primaries." *American Political Science Review* 86 (1) : 55-69.
Cox, Gary W., and Michael C. Mungler. 1989. "Closeness, Expendi-
ture, and Turnout in the 1982 U. S. House Elections." *American
Political Science Review* 83.
Downs, Anthony. 1957. *An economic theory of democracy*. New
York: Harper and Row.
Enelow, James M., and Melvin J. Hinich. 1982. "Ideology, Insures
and the Spatial Theory of Elections." *American Political Sci-
ence Review* 76 : 493-501.
Gerber, Alan. 1998. "Estimating the Effect of Campaign Spending
on Senate Election Outcome Using Instrumental Variables." *American
Political Science Review* 92 (2) : 401-11.
Jacobson, Gary. 1978. "The Effects of Campaign Spending in Con-
gressional Elections." *American Political Science Review* 72 :
469-91.
———. 1990. "The Effects of Campaign Spending in House Elections:
New Evidence for Old Argument." *American Journal of Poli-
tics* 34 : 334-62.
Lapp, Mariam. 1999. "Incorporating groups into rational choice

- (1) U : 投票行為からの期待純利得。B : 二人の候補者の政策からの将来の期待効用差。P : 支持する候補者の勝利に対して投票者が勝敗を左右できる確率。C : 投票の費用 (C > 0)。
- (2) Matsusaka and Palda (1999) は、この要素が有意に投票行動と関係することを指摘しながらも、支配的な要素ではないと結論している。
- (3) 政治資金に関する研究は、Jacobson (1978), Pattie, Johnston and Fieldhouse (1995), Gerber (1998) など数多く。
- (4) Lapp (1999) は、カナダのデータをを用いて組織の動員効果を分析しているが、その影響力を統計的に有意に立証できなかった。
- (5) 事後の投票結果を、投票者が事前情報として利用すると考えるこの手法は、一般的ではあるが問題は残されている。
- (6) 選挙区の社会事情を考慮する変数として、高齢化率、前回選挙の情報などを考慮することで、分析の精度が上昇する余地が残されている。
- (7) 本稿で説明変数の係数に関して「有意」「有意性を持つ」とは、特に限定がない限り九五%水準のt検定 (t > 96) による判断である。
- (8) 当選者と次点者が、(4)式の各組み合わせになっている選挙区を対象にしている。実証分析では、新聞記事掲載回数 (表2) を、当選者と次点者の属する二つの党について足しあわせただものを利用する。
- (9) ローカルエリアにおいては、地方紙が有力な情報を提供しているので、有力地方紙のデータと本稿のデータを比較したところ、概ね同様の値であることを確認した。詳細は紙幅の都合で割愛する。

explanation of turnout: An empirical test." *Public Choice* 98 : 171-85.

Laver, Michael and W. Ben Hunt. 1992. *Policy and Party Competition*. Routledge.

Matsusaka, J., and F. Palda. 1993. "The Downsian Voter Meets the Ecological Fallacy." *Public Choice* 77 : 85-78.

———. 1999. "Voter turnout: How much can we explain?" *Public Choice* 98 : 431-46.

Pattie, Charles J., Ronald J. Johnston, and Edward A. Fieldhouse. 1995. "Winning the Local Vote: The Effectiveness of Constituency Campaign Spending in Great Britain, 1983-1992." *American Political Science Review* 89 (4) : 969-83.

Pommerhne, Werner W. 1978. "Institutional approach to public expenditure: Empirical evidence from Swiss municipalities." *Journal of Public Economics* 9 : 163-201.

Riker, William H., and Peter C. Ordeshook. 1968. "A theory of the Calculus of Voting." *American Political Science Review* 62 : 25-43.

Yokoyama, Akira, Reed, S. R., and Kotake Hiroto. 1997. "Determinants of Voter Participation under the New Japanese Electoral System." Mimeo.

加藤淳子・Laver, Michael. 1997. 「九六年日本における政党の政策と閣僚ポスター」『リヴァイブマン』。

一九九六年衆議院選挙データ (Steven Reed)。

細野助博。一九九五『現代社会の政策分析』勁草書房。

———。一九九七『総選挙結果の制度的特性と地域的特性の計量分析』。

新選挙制度についての試論」『公共選択の研究』二八号。
朝日新聞記事検索用CD-ROM(一九九六)。
日本経済新聞記事検索用CD-ROM(一九九六)。

(付記)

本稿は、一九九九年日本経済政策学会発表論文の一部を加筆・修正したものである。細野助博教授(中央大学)、横山彰教授(中央大学)、長峯純一教授(関西学院大学)、矢吹初助教授(青山学院大学)から、草稿段階および学会において貴重なコメントを頂いた。また、匿名のレフリーから頂いたコメントは、今後の研究課題も含めて非常に有益なものであった。ここに記して感謝します。なお、本稿に残されているであろう過誤はすべて筆者の責任である。

日本の行政システムの公共選択論的分析

— 官僚行動論の観点から —

飯島 大邦

〈中央大学〉

一 問題意識

本稿では、従来の官僚制の公共選択論的分析において十分な注意が払われてこなかった官僚機構内部の構造に注目し、日本型官僚組織の公共選択モデルの構築を試みて、先行研究で十分に分析されてこなかった以下の点を明らかにする。

理論面において、第一に、複数の官僚によって公共サービス供給量と裁量的財政余剰の組み合わせが決定されると考える。第二に、官僚組織内部において変化が生じる下での効率性の概念が新たに定義される。

政策面において、第一に、公務員の人事システムにおける改革のように、官僚組織内部における改革が、公共サービス供給の効率性に与える影響を分析する。第二に、族議員と官僚との関係のように、インフォーマルな政官関係における変化の、公共サービス供給の効率性に対する影響を分析する。

二 モデル

一省庁に属する官僚は大きく二つのグループからなる。一つは、

大部屋に属する官僚、もう一つは大部屋における昇進競争を勝ち抜いたキャリア官僚(以下、「勝ち組キャリア」と呼ぶ)である。前者のグループは、課長以下のキャリア官僚およびノンキャリア官僚から構成される。個々の官僚の効用は、官僚自身の生涯所得、権力、威信など、各々の最低レベルからの格差に依存するが、それらの最低レベルからの格差は、互いに相関していると考えられるので、生涯所得の格差に注目する。

勝ち組キャリアの生涯所得における格差に影響を与える人事は、政治家の介入を受ける。したがって勝ち組キャリアは、予算を通して政治家の要求に応じようとする。ゆえに、勝ち組キャリアにとって重要な予算に関する政治的資源は、裁量的財政余剰となる。また勝ち組キャリアは、大部屋に属する官僚に対する人事権を利用して、彼らの生涯所得における序列化の強度を操作して、(以下に定義する)大部屋に属する官僚の純便益の最大化を同時に、大部屋段階で裁量的財政余剰が発生しないようにして自分たちが利用できる裁量的財政余剰の最大化を試みる。

大部屋に属するキャリアおよびノンキャリアにとって重要な予算に関する政治的資源は、予算全体から裁量的財政余剰を引いた、

公共サービス供給にあてられる予算のみとなる。ところで大部屋段階では、かなり細かい事業まで、地方自治体、関連業界・団体の要望を聞き、自民党政調会ならびに族議員の了承を得ながら、予算要求原案が作成される。このようなコストを「政治的支持コスト」と呼ぶことにする。すると大部屋に属するキャリアおよびノンキャリアが公共サービス供給量から得る純便益は、彼らが生涯所得の格差を通じて得る公共サービス供給量の便益から政治的支持コストを差し引いたものと定義される。その純便益を最大化するように、公共サービスの供給量が決定される。

選挙民の公共サービスの限界便益関数 MB_1 、公共サービスの限界費用関数 MC_1 を、それぞれ次のように定式化する。

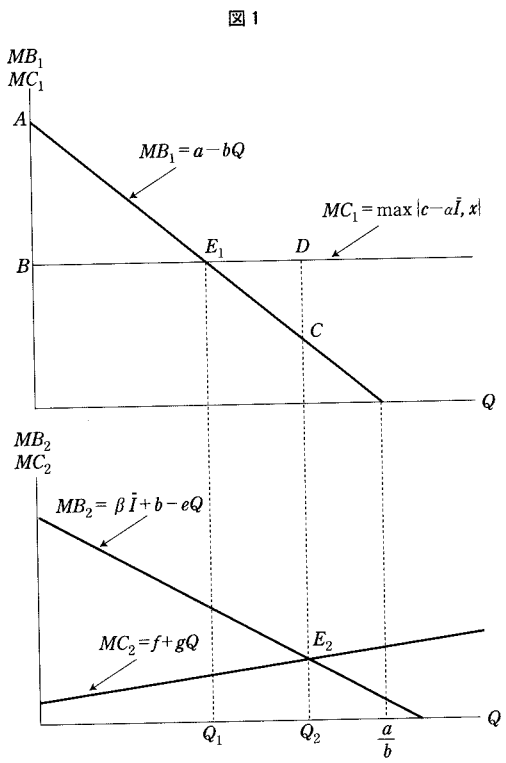
$$MB_1 = a - bQ \quad (1)$$

$$MC_1 = \max\{c - aI, x\} \quad (2)$$

ただし $a, a, b, c, x (\geq 0)$ は定数であり、 Q は公共サービス量、 I は大部屋に所属するキャリアおよびノンキャリアの生涯所得における系列化の強度、 x は公共サービスの限界費用の最低水準を表すものとする。さらに $a \geq c$ であると仮定する。さらに $a \geq 0$ という仮定は、大部屋に属するキャリアおよびノンキャリアの生涯所得における系列化の強化が、人間的相互作用の活発化を通じて公共サービス生産技術の効率化をもたらすことを表す。ただしこのような公共サービスの効率化にも限界があり、公共サービスの限界費用の下限を x とする。

次に、大部屋に属するキャリアおよびノンキャリアの公共サービスの限界便益関数 MB_2 、公共サービスの限界政治的コスト MC_2 を

Δに關係する変数 f に注目して、次のような公共サービス供給に関する二つの効率性について考える。①構造不変効率性：Iおよび f が所与の下で、社会的総余剰が最大化されている性質。②構造変化効率性：Iおよび f が変化する下で、社会的総余剰が最大化されている性質。Iと Q_{02} の關係を示す社会的最適性曲線 ABC 、Iと Q_{02} の關係を示す社会的総余剰が最大化されている性質。Iと Q_{02} の關係を示す社会的最適性曲線 DF の交点 E において、構造不変効率性が満たされる。ところで両曲線の交点が社会的最適性曲線の勾配部分にある場合、勝ち組キャリアがIを操作して裁量的財政余剰最大化を試みるので、一般的には公共サービス



それぞれ次のように定式化する。

$$MB_2 = \beta I + d - eQ \quad (3)$$

$$MC_2 = f + gQ \quad (4)$$

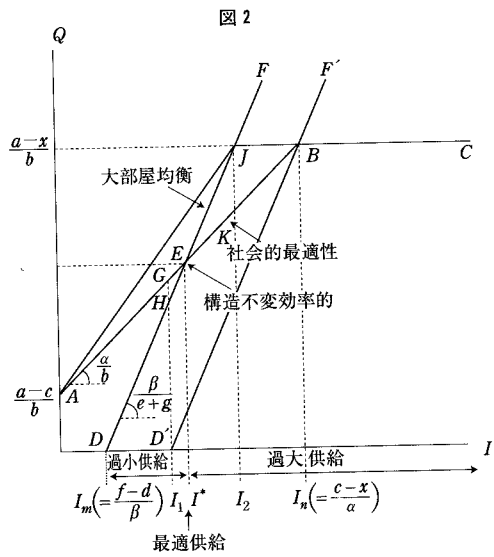
ただし $\beta, d, e, f, g (\geq 0)$ は定数である。さらに $a \geq 0$ という仮定は、勝ち組キャリアが、裁量的財政余剰が増大した場合、その一部分を、大部屋に属する個々の官僚に対して、生涯所得の格差による系列化の強化を通じて、彼らの効用が一定または増大するように配分することを表す。

(1)および(2)より、社会的最適公共サービス量 Q_{02} は、Iの関数として示される。また(3)および(4)より、大部屋において決定される公共サービス供給量 Q_{02} も、Iの関数として示される。

図1には、 $I = I$ (下)より、上半分には MB_1 および MC_1 が、下半分には MB_2 および MC_2 がそれぞれ描かれている。公共サービス供給量は、 MB_2 と MC_2 の交点 E_2 に対応する Q_2 となる。このとき大部屋に属するキャリアおよびノンキャリアの純便益が最大化される。裁量的財政余剰は三角形 ABE_2 の面積 $\triangle ABC$ である。さらに社会的最適公共サービス量は、 MB_1 と MC_1 の交点 E_1 に対応する Q_1 である。ゆえに $I = I$ では、公共サービスは過大供給である。このとき、社会的総余剰は裁量的財政余剰という関係が成立している。

三 公共サービスの構造不変効率性と構造変化効率性

図2によって、行政システムに関する変数 I および政治システム



は構造不変効率性の観点から過大供給となる。Iの増大によって生じる人間的相互作用の活発化による公共サービス生産技術の効率化が限界に達して $MC_1 = x$ となり、社会的最適公共サービス量 Q_{01} が実現しているとき、社会的総余剰は最大化する。このような状態は、社会的最適性曲線の水平部分である BC に対応する。いま f が増大し大部屋均衡曲線が DF から DF' にシフトすると、新たな社会的最適性曲線と大部屋均衡曲線の交点 B において構造不変効率性が満たされると同時に、構造

変化効率性も満たされる。両曲線の交点が社会的最適性曲線の水平部分にある場合、裁量的財政余剰最大化を試みる勝ち組キャリアは、構造不変効率性および構造変化効率性を満たす状況が実現するよう I を操作する。

四 公共支出政策の改善のための政策対応

本稿のモデルにもとづいて、日本の公共支出政策の現状を評価する。第一に、日本型システムにおいて族議員は政策決定過程において無視し得ない存在であるので、政治的支持コスト f はかなり小さくなっていると考えられる。第二に、日本は閉鎖的昇進システムをとっているため、公務員間の序列化に対しては敏感になる傾向があると考えられる。その結果、 β の値はかなり大きくなっていると予想される。以上二点を考慮すると、日本の公共支出政策の現状は、図2の点 J のような状況、つまり公共サービスは構造不変効率性という観点から過大供給であると考えられる。なぜならば大部屋均衡曲線は、 f が小さく、 β が大きいので比較的左側に位置し、 β が大きいので勾配が急になるため、大部屋均衡曲線と社会的最適性曲線の交点が、後者の曲線の勾配部分にあると考えられるからである。

政策目標である構造変化効率的な状況を実現する第一の方法は、前節の議論よりわかるように、族議員の活動を抑制するような政治改革を施行し、 f を大きくして大部屋均衡曲線を右方シフトさせて、点 B を実現することである。このとき天下りの活発化という弊害が発生しないので I が増大するように、大部屋に所属するノン

キャリアの昇進に際して業績評価の強化が行われるようにする必要がある。

構造変化効率的な状況を実現する第一の方法は、大部屋段階における民間企業からの中途採用を導入し、人間の相互作用のさらなる活性化を通じて α の値を大きくさせて、社会的最適性曲線を ABC から $A'BC'$ に変化させることである。このとき I は変化せず

に、新たな構造変化効率状況である点 J' が実現する。構造変化効率的な状況を実現する二つの政策対応は補完的關係にあるので、同時に実施されることが重要である。本稿では、効率性の基準のみが検討され、構造変化効率状況に到った後の問題となる、裁量的財政余剰を削減するための政策対応が検討されていない。つまり分配問題が検討されていない。この問題を検討するには、財政局の分析を取り入れてモデルを拡張する必要があるため、別稿にて検討したい。

参考文献

飯島大邦（一九九八）「官僚制」田中廣滋・御船洋・横山彰・飯島大邦著『公共経済学』東洋経済新報社。
飯島大邦（一九九九）「日本型官僚組織の公共選択モデル」『公共選択の研究』第三二号、一七—三二頁。

（付記）

討論者の寺本博美先生、ならびにフロアーより黒川和美先生、長峯純一先生から、貴重なコメントを頂きました。ここに記して感謝致します。

市場開放政策と集合的意思決定

伊藤 穰

〈横浜商科大学〉

一 問題意識

日米間ではさまざまな市場開放に関する交渉がこれまで展開されてきたが、これらの交渉を通じて日本はどのような利益を獲得してきたのであろうか。市場開放政策は資源配分の効率性の観点から望ましいものであり、日本国民もそこから利益を受けているであろう。また、市場開放政策を推進することにより、自国の集合的意思決定および外国の集合的意思決定に変化が生じることになる。市場開放政策により、集合的意思決定にどのような変化が生じ、その変化がどのような利益を生じるのかを論じるのが本稿の目的である。

二 モデル

(1) 分析対象となる状況

ある一定の大きさの利益 R を生む機会が生じることを想定する。この利益の分配をめぐる二国の政策決定が分析対象である。この利益 R は消費者が直接獲得するような利益ではなく、直接的には産業が獲得し得る種類のものとして考える。

両国政府の行う意思決定は、一つはこの利益を獲得するか否かである。本稿では単純化のために、両国が利益を獲得することで競合

した場合には利益は両国で折半され、競合しない場合には一国が全利益を獲得するものと仮定する。すなわち、両国が競合した場合に

は両国とも $R/2$ の利益を得るのである。二つ目の意思決定は経済制裁に関するものであり、両国が利益の獲得に関して競合した場合に、 A 国は経済制裁を B 国に加えるか否かを決め、同様に B 国は経済制裁を A 国に加えるか否かを決めるのである。

経済制裁の内容は相手国からの輸入の制限であり、これにより A 国（ B 国）の企業は B 国（ A 国）市場で獲得していた利益 $S_A(S_B)$ を失うことになる。経済制裁の対象となる財の市場は競争市場であり、相手国製品の代わりに同等の第三国製品が輸入可能であり、経済制裁によって自国の消費者は何ら損害を受けないものと想定する。

(2) プレーヤーと戦略空間

両国とも選挙によって政策は決定され、二つのダウンズ型の政党が圧力団体の支持獲得を巡って競争しているのである。政党の戦略は公約であり、公約として可能なものは次の三種類のものである。

- GR：利益を獲得し、経済制裁に対しては報復する。
- GP：利益を獲得するが、経済制裁に対しては報復しない。
- L：利益を放棄する。

一方、利益に直接興味を持つ企業群が、 j 国における圧力団体 PG_j を形作り、 PG_j は自らの利得を有利にする政党を支持し、 PG_j の支持を得た政党が政権を得るものと仮定する。圧力団体の戦略は政党への支持である。したがって、 j 国の第 i 政党 P_i の戦略空間 $S(P_i)$ および j 国の圧力団体 PG_j の戦略空間 $S(PG_j)$ は次のようになる。

$$S(P_i) = \{GR, GP, L\} \quad i=1, 2 \quad (1)$$

$$S(PG_j) = \{1, 2\} \quad j=A, B \quad (2)$$

(3) 利得の決定

P_i の利得は、政権を獲得する場合に $A (> 0)$ であり、選挙に敗れた場合には 0 である。一方、 PG_j の利得は、 A 国、 B 国の戦略の組み合わせに依存する。このゲームの均衡を求めるためには PG_j の利得が定まる必要があるが、この利得は A 国、 B 国の戦略の関数であり、表 1 のように示すことができる。ただし、各ますめの左側が PG_a の利得を表し、右側が PG_b の利得を表す。

(4) A、B 両国の政策

ゲームの均衡では、ダウンス型の各政党は圧力団体の利得を最大にする政策を公約として選択する。したがって、選挙を通じて決定される j 国の政策は PG_j の利得を最大にする政策であり、 j 国の政策は PG_j によって決定されていると見ることが出来る。したがって、均衡における A 、 B 両国の政策は、 PG_a と PG_b だけがプレーヤーとなり、各プレーヤーの戦略空間は

$$S(PG_a) = S(PG_b) = \{GR, GP, L\} \quad (3)$$

であり、利得は表 1 のように定まっているようなゲームの解と一致

する。

三 ゲームの結果

分析対象はどの政党が勝利するかではなく、均衡における両国の政策であり、様々な場合の後ろ向き帰納法による結果における両国の政策は表 2、表 3、表 4 のようにまとめることができる。ただし、各カッコ内の左側は A 国の政策を示し、右側は B 国の政策を示す。

四 均衡の比較静学

S_b が大きくなることで、 PG_a にとって有利な方向に両国の均衡における集合的意思決定は変化する場合が存在する。表 2、表 3 では A 国の政策の変化は見られないが、表 4 では、 A 国が先手の場合には、 S_b の大きさが相対的に変化することにより、 A 国は利益 R を獲得するようになる。このことは、外国 (B 国) 企業が自国 (A 国) 内であげる利益 (S_b) が大きいほど、新たな利益の獲得に際して自国は有利になることを示している。

S_b を大きくする政策には A 国の経済成長政策も考えられるが、 A 国の市場開放政策は S_b を大きくするのに直接効果がある。 S_b を大きくする政策を A 国の市場開放政策とみると、市場開放政策を採ることによって、それまでは必ずしもそうでなかった場合にも、自国は新たな利益を獲得する意思決定を行うようになることが示唆される。

表 1 圧力団体の利得

A国の政策	B国の政策		
	GR	GP	L
GR	$R/2 - S_a, R/2 - S_b$	$R/2, R/2 - S_b$	$R, 0$
GP	$R/2 - S_a, R/2$	$R/2, R/2$	$R, 0$
L	$0, R$	$0, R$	$0, 0$

表 2 $R/2 > S_a$ の場合の両国の政策

S_b の大きさ	A が先手の場合		B が先手の場合	
	$S_b < R/2$	(GR, GR), (GR, GP), (GP, GR), (GP, GP)	(GR, GR), (GR, GP), (GP, GR), (GP, GP)	(GR, GR), (GR, GP), (GP, GR), (GP, GP)
$R/2 < S_b < R$	(GR, L)	(GR, GP), (GP, GR), (GP, GP)	(GR, GR), (GR, GP), (GP, GR), (GP, GP)	(GR, GP), (GP, GR), (GP, GP)
$R < S_b$	(GR, L)	(GR, L), (GP, L)	(GR, L), (GP, L)	(GP, L)

表 3 $R/2 < S_a < R$ の場合の両国の政策

S_b の大きさ	A が先手の場合		B が先手の場合	
	$S_b < R/2$	(GR, GR), (GR, GP), (GP, GR), (GP, GP)	(L, GR)	(L, GR)
$R/2 < S_b$	(GR, L)	(L, GR)	(L, GR)	(L, GR)

表 4 $R < S_a$ の場合の両国の政策

S_b の大きさ	A が先手の場合		B が先手の場合	
	$S_b < R/2$	(L, GR), (L, GP)	(L, GR)	(L, GR)
$R/2 < S_b$	(GR, L)	(L, GR)	(L, GR)	(L, GR)

五 まとめと政策的含意

通常、市場開放政策は消費者余剰の拡大を通じて総余剰を増大させる。また、国際的な競争の進展によって資源配分は効率的なものに近づいていく。したがって、資源配分の観点から市場開放政策は国民経済上望ましい。しかし、市場開放政策はこのような静態的な資源配分という観点からのみ望ましいのではなく、関係国の意思決定に影響して、将来の利益の獲得という動態的な問題に關しても国民経済上の意義があることが本稿の結論から示唆される。ただし、将来にわたる総余剰の現在割引値が市場開放政策によって増加するの否かは利益 R の相対的規模や利益 R の獲得を巡る交渉の方法等に依存する。市場開放政策により、どのような状況下でどのような経済厚生上の変化が生じるかを意思決定過程の側面から分析するのは今後の研究課題である。

また、本稿で扱った S_b は B 国企業が A 国市場から得ている利益の絶対額である。もし A 国市場が大きなものであるならば、その大きな市場から、例えば $S_b < R/2$ となる S_b を B 国企業に獲得させるのは比較的容易である。しかし、 A 国市場が小さなものであるならば、そのような大きな S_b を B 国企業に獲得させるのに困難が生じ得る。したがって、大きな市場を持った国は新たな利益の獲得のために、市場開放政策を採ることは比較的

容易であろう。

そして、本稿ではA国もB国も民主的な方法で政策を決定するものと仮定して議論を進めてきた。選挙において圧力団体が大きな影響力を持つ場合について考察したのである。このような場合には、政策は圧力団体に有利なように決定される。そして圧力団体が政策に大きな影響を与える場合、大きな市場を開放できる国は新たに生じる利益を獲得しやすくなり、そうでない小さな市場規模の国は新たな利益を放棄する意思決定をしやすいいと言えよう。大きな市場規模を持った国ほど、市場を開放しやすいため、新たな利益の獲得をめぐる民主的な国家間の交渉では有利になると考えられる。

現在日本が進めている構造改革は市場開放政策としての側面がある。したがって、本稿で示したモデルが当てはまるならば、この構造改革を経ることによって日本は将来の利益の獲得交渉において、より有利になることが期待できよう。

参考文献

- [1] Cohen, S. D. (1994), *The Making of United States International Economic Policy: Principles, Problems and Proposals for Reform*, 4th ed., Praeger Publishers (山崎好裕・古城佳子・五味俊樹・明田ゆかり・納家政嗣訳、一九九五、「アメリカの国際経済政策」三嶺書房)。
- [2] Niskanen, W. A. (1998), *US Trade Policy, Policy Analysis and Public Choice*, MA, USA, Edward Elger.
- [3] 伊藤稜(一九九九)「日米間の集意的意思決定過程に関するゲーム論による分析」『横浜商大論集』、第三二巻、第二号。

メインバンク制と不動産担保金融

勝 又 壽 良
(東海大学)

一 序

メインバンク制については、これまで多くの論者によって議論されてきた。その結論は、戦後日本の経済発展に寄与してきたとして肯定的に受け止められている。しかし、九〇年代に遭遇した日本経済の大混乱は、メインバンク制が不動産担保金融によって支えられていた必然の結果でもあり、改めてこの問題に対して、歴史的、経済学史的な検討を加えなければならぬ。

わが国のメインバンク制は、ラスト・リゾート機能である「最終貸付保証」を暗黙にせよ、企業に与えていることが一大特色である。金融機関にとってこれほど危険なことはないのだが、そのリスクを軽減してきたのは貸出しの際、担保として徴求する不動産であった。メインバンク制と不動産担保金融は密接不可分である。

二 欧米にみる銀行と企業の関係

A. D. Chandler, Jr. によれば、アメリカやドイツの銀行が融資先の企業に対してどのような姿勢をとっていたかは、わが国の銀行に比べてきわめて興味深い。アメリカにおいては、一八九〇年代には、多くの企業合併運動が盛んになってから、多くの投資銀行が産業

[4] 奥野正寛・浜田宏一(一九九二)『通商問題の政治経済分析』、日本経済新聞社。

に目を向けるようになった。しかし当初、投資銀行家が新しく合同したアメリカ大企業の取締役会に名前を運んでいても、専門知識をほとんど待ち合わせていないので、しだいにその座を専門経営者に譲ることになった。なぜなら、専門経営者の知識や経験が増大し、かつ内部留保利益が蓄積されて長期的企業成長に必要な資金が、うまく調達できるようになるにつれて、投資銀行家の影響力は後退したからである。一方、ドイツの大銀行が生まれたのはアメリカの投資銀行と同様に、主として鉄道の金融支援のためであった。第一次世界大戦以前は、産業や企業との関係は間接的なものであったが、その後は直接的な関係になり経営権を大銀行が握るところとなった。だが、新興企業の経営基盤が確立するとともに、経営権は銀行の手を離れて専門経営者にゆだねられた。ドイツの石油企業に融資した主導銀行二行の最高経営者が強調したように、「銀行の機能は金融的なものであって、産業的なものでなかった。この二つの活動をともに管理する資源も施設も銀行は所有していなかった」のである。

J. A. Schumpeter は、銀行家の役割について次のようにいっている。「単に購買力という商品の仲介商人であるばかりでなく、またこれを第一義にするのではなく、何よりもこの商品「購買力」の生産者である」。銀行家を「購買力の生産者」と規定していること

は、自らの責任（危険負担）によって信用創造を行うという意味であり、貸出先の起業者には事業失敗の何らの責任もないという含意でもある。それだけに銀行家の責任は重いのである。「銀行家は交換経済の監督者である」と最大級の役割を銀行家に与えている。銀行家の役割をさらに次のように述べている。「銀行業者の機能は本質的に批判的、抑制的、警告的なものであるから、銀行業者はこの点では経済学者と同じであって、政府や政治家や一般大衆にまるで人気がない場合だけ、一人前である」としている。

一方、日本のメインバンク制をみると著しく違和感を感じる。銀行と企業が一体になったわけで、モニタリング機能の名において銀行による企業への経営干渉が正当化されてきた。その後になつたものは、企業への経営干渉に伴うリスクがきわめて低かつた結果でもあろう。第一は、先進国へのキャッチアップ過程にあつたので先進国で確立した技術を導入すれば事足りた。後は資金を銀行が供給すれば良かったわけである。リスクの低さは低金利政策に反映した。第二は、不動産担保金融の制度化である。万一回収が困難になつても、貸出しの担保に取つてある不動産を売却すれば、貸倒れになる危険性は薄められた。Schumpeterは不動産担保についても次のようにいつている。企業者の機能は原來的には財産の所有とは結びついてはいない。土地とか株式のような流通しないものを担保としても信用創造上は、担保を取らない場合と比べて何ら変わらな

三 わが国における不動産担保金融成立の背景

歴史的にみて、明治以降の日本金融を特色づけたものは二つある。第一が不動産担保金融。第二がオーバーローンである。この両者の原因は同根である。すなわち、不動産を担保にする長期貸出になるため交換戻においては恒常的にマイナスとなつて、日本銀行信用に依存せざるを得なかつた。戦前は地方銀行が日本銀行信用に依存していたが、太平洋戦争末期（一九四二年）からは都市銀行までが日本銀行信用に依存するようになった。都市銀行が日本銀行信用に依存した理由については後に述べる。

わが国が不動産担保による金融に違和感を持たなかつたのは、かなり歴史的条件に影響されていると考えられる。幕末から発展してきた問屋制家内工業は日本の伝統産業（在来産業）を支えてきた。当然に、金融もこの問屋制家内工業との深い関わりの中で発展してきた。問屋制家内工業は「問屋制」と「家内工業」の二つの概念が結びついた。問屋制は幕末から特に力をつけてきた商人地主によつて動かされてきた。彼らは明治初期の国立銀行の設立母体になつたほどの実力を持つており、国立銀行ともども土地を担保にした貸出しをしたのである。こうした流れの中で、特殊銀行である日本勧業銀行が一九九七年に設立された。文字通り、土地を担保にして貸し出す政府系金融機関であり、しかも旧債の肩代わり融資はいつさいこれを認めず、新規設備資金の融資を目的にする点では、ヨーロッパ（ドイツやフランス）の同種金融機関とも決定的に異なつていた。日本では土地を担保に設備資金を供給する点で、イギリス重商主義

時代に構想倒れに終わった「土地銀行」を実現させたといえる。

中央銀行である日本銀行が設立されたのは一八八二年である。設立目的は商業金融業務の円滑化であつて、設備資金のような企業金融業務には関与しない建前であつた。財閥系大銀行が一八九七年以降、相次いで日本銀行借入れを完済したのはイギリス流商業銀行主義の確立を目指して、日本銀行設立の趣旨に添う姿勢を示したといえよう。この商業銀行主義は、太平洋戦争中の一九四二年に日本銀行条例が改正され、新たに日本銀行法が制定されたために消え去つた。ここに商業金融業務のほかに産業金融業務が加わつた結果、日本銀行は市中金融機関の産業金融がらみから発生する資金不足（マイナスの交換戻）についても、無条件に応じざるを得なくなつた。それまで商業銀行主義を守つてきた財閥系の大銀行（他に都市銀行も含む）も、不動産を担保にして積極的な設備資金供給に乗り出していった。特に一九四四年、軍需融資指定金融機関制度の発足を機に、事実上、都市銀行の審査機能は麻痺して軍部のいうがままに資金供給が行われていた。この裏には、政府が融資保証をつけていたこともあるが、金融仲介機能は窒息させられていた。通説では、メインバンク制の淵源をこの時点で求めているが、ただ形式的な類似制のみに注目した議論であり、客観性に著しく欠けた議論である。

四 不動産担保金融の問題点

イギリスの「土地銀行」構想の根拠になつたものは、地価の安定性にあつた。これを担保にして通貨を発行すれば、通貨への信頼性が高まるといのが重商主義者の主張である。一見、この主張は正

しそつに考えられがちだが、大きな問題を抱えている。

J.A. Schumpeterは、地価変動の特性を次のように述べている。「経済発展のみが土地の価格を作り出し地代を資本化し、土地を流動化する。発展のない経済では、土地に価値が存在しないであらう。土地の価値は、土地の売買によつて与えられるからである」。彼はまた、土地が単純再生産の世界（循環過程であり発展過程ではないこと）では売買されず、土地利益の売買、つまり賃貸のみが行われる、としている。地価が短期的に安定しているように見えても、実際は長期的に不安定な性格を持つ事実を看過してはなるまい。

「情報の経済学」では、「情報の非対称性」を理由にして不動産がこれをカバーしてくれるので、不動産担保金融は有効であるとしている。この前提には、地価は安定しているという抜きがたい「信仰」が存在している。Schumpeterが指摘しているように、土地は本質的に流動性リスクを伴つており、不動産を担保にしているからといって債権回収の切り札にはならないのである。すでに日本でも、このことを歴史的に何回も経験している。最近では、平成バブル前後にみられた地価の暴騰・暴落がそれである。

「流動性」問題を金融論の視点でとらえると、次のようになる。商業銀行資産（商業手形）が流通できるのは、「自己流動性」と「転嫁流動性」を備えているからである。投資銀行資産（証券貸付）には、「期待所得流動性」と「転嫁流動性」の二つの理論が適用される。このうち「期待所得流動性」は元利金の支払いの可能性の面から論ずるものだが、証券貸付に流通市場が存在しなければ「転嫁流動性」はなきに等しいのである。従つて、「転嫁流動性」のきわ

めて低い証書貸付の債権回収手段として、流動性リスクの高い不動産をもつてこれに当てることは、根本的な解決にならないのである。本来、投資銀行資産としての適格性は国債や社債などのように、流通市場の完備した債券が望ましい理由もここにある。

債券の流通市場を整備するには、その債券の信用リスクを評価するシステムが不可欠である。アメリカでは、一九二九年の世界恐慌を契機に社債（無担保）の信用リスクを評価するための企業格付けがいつそう利用されるようになった。一九三〇年代にはいと、州政府や連邦政府が金融機関の保有する有価証券の価値を評価するべく、個別銘柄の信用格付けを利用し始めた。

「情報の経済学」は、この信用格付けを利用した信用リスク評価システムの存在を無視して、「情報の非対称性」のみを強調している。その結果、不動産担保金融の正当性を再三にわたって主張しているが、この根拠は薄弱である。不動産担保に依存せざるを得なかった日本金融システムの前近代性にこそ、焦点を合わせるべきである。幕末以降、連綿として不動産を担保にした金融システムが続いてきたことに対して、歴史的、制度的な分析が必要である。

五 わが国会計情報の問題点

戦前から引き継いだ戦後の人為的低金利政策は、資本市場の発達を抑制した。このため日本の金融構造は、間接金融中心のものとなった。これがまたメインバンク・システムを生み出す要因になったが、この金融構造の下でメインバンク・システムを支えるにふさわしい会計制度が用意されていたことも否めない。

日本企業の非効率性とコーポレート・ガバナンス

一 はじめに

コーポレート・ガバナンスの構造によって、企業のパフォーマンスは変わるのであるか。経営者と株主の目的が異なっているために、必ずしも経営者により効率的な経営が行われるとは限らず、コーポレート・ガバナンスの構造が異なれば企業のパフォーマンスも変わってくと考えてもよいのではないか。本稿はこの問題について実証分析を試みたものである。企業のパフォーマンスとコーポレート・ガバナンスがどのようにかわっているのかを実証分析するために、本稿でとられる方法は技術非効率性に株式所有構成の違いがどのように影響しているのかを実証分析するというものである。

二 分析方法

技術非効率性に対する要因を含んだモデルを作るので、Battese and Coelli (1993, 1995) に従った確率的生産フロンティアの定式化を用いた。(1)では確率的生産フロンティアをコブ・ダグラス型に特定化する(2)では一次同次を仮定すれば

$$\ln(Y_{it}/L_{it}) = \beta_0 + \beta_1 \ln(K_{it}/L_{it}) + V_{it} - U_{it} \quad (1)$$

となる。(1)の Y_{it} は生産量、 K_{it} は資本、 L_{it} は労働を示している。

江戸地代の名だたる大商人は、かなり高度の簿記技術を駆使していた。ただ統一方式は存在せず、各店バラバラの方式であった。つまり自店内で通用すればそれでよしとする簿記会計技術であり、たんに管理会計的な発想法であった。第三者に会計情報を提供するといった考えは、最初からなかった。戦前、長いこと財閥が株式会社組織にしないで、合名会社や合資会社の組織にしていた理由も、外部に会計情報を知られることを忌避していたからである。

こうした土壌の下で、戦後日本の会計制度が作られた。具体的には、商法会計、証券取引法会計（企業会計原則）、税務会計である。それぞれ性格を異にしているものの、商法会計が強行法規であるので、これを中軸にして日本の会計制度は存在している。商法は、原則として債権者利益と株式利益を調整しているが、実態は債権者利益の保護に力点が置かれている。これを受けた企業会計原則では、取得原価主義と実現主義をベースにし、かつ保守主義によって利益過小表示をもってよしとしてきた。この取得原価主義と実現主義は、評価益（含み益）と評価損（含み損）を生み出したが、およそ第三者に財務実態が理解できるようなものではなかった。江戸時代以来の管理会計的な思考が生きてきたといえる。

参考文献

- ①拙稿「メインバンク・システムの形成に関する史的考察」『東海大学教養学部紀要』(一九九八年三月)、②拙稿「メインバンク・システムと不動産担保金融」『南山経済研究』(一九九八年一〇月)、③拙稿「経済学史からみたメインバンク制の評価」『東海大学教養学部紀要』(一九九九年二月)。

中山 徳 良
〈流通科学大学〉

添え字の i, j は t 年における i 番目の企業を表している。また $\beta_0 \parallel EA$ である。また $V_{it} \sim N(0, \sigma^2)$ である。 U_{it} は非負の確率変数であり、ゼロで切断された $N(z_{it}, \delta_{it}^2)$ に従うと仮定する。 δ_{it} は技術非効率性を説明するための変数のベクトルである。また、 δ_{it} は未知のパラメーターのベクトルである。

技術非効率性がコーポレート・ガバナンスとどのようにかわっているのかを考察するために技術非効率性モデル $U_{it} = z_{it}'\delta_{it} + W_{it}$ を以下のような式として特定化する。

$$U_{it} = \delta_0 + \delta_1 S_{Fina} + \delta_2 S_{Ohi} + \delta_3 S_{Fori} + \delta_4 S_{Bri} + \delta_5 S_{10i} + \delta_6 \ln Sale_{it} + W_{it} \quad (2)$$

(1)では、 S_{Fina} は金融機関の株式保有比率、 S_{Ohi} はその他の法人の株式保有比率、 S_{Fori} は外国法人の株式所有比率、 S_{Bri} は役員の株式保有比率、 S_{10i} は上位一〇位までの株式保有比率、 $\ln Sale_{it}$ は売上高の対数値である。 W_{it} は $-z_{it}'\delta_{it}$ で切断された $N(0, \sigma^2)$ に従う確率変数である。

三 データ

推定には、東京株式市場第一部に上場している百貨店とスーパーマーケット三七社の一九九一年から一九九七年までのデータを用い

表1 確率的生産フロンティアと技術非効率性モデルの推定結果

変数	係数	標準偏差
定数項	1.807	0.071
資本/労働	0.268	0.027
定数項	0.590	0.227
金融機関の株式保有比率	0.014	0.003
その他の法人の株式保有比率	0.010	0.002
外国法人等の株式保有比率	-0.234E-05	0.234E-03
役員の株式保有比率	-0.927E-03	0.002
上位10位までの株式保有比率	0.012	0.002
ln売上高	-0.139	0.025
σ^2	0.043	0.005
γ	0.792	0.111
Log (Likelihood)	58,864	

ここで $\gamma = \sigma^2 / (\sigma_1^2 + \sigma^2)$ である。

表2 技術非効率性モデルに対するパラメーターの仮説検定

帰無仮説	χ^2 統計量	$\chi^2_{0.95}$ 値	判定
$\gamma = \delta_0 = \dots = \delta_6 = 0$	80.814	16.92	棄却
$\gamma = 0$	7.666	5.99	棄却
$\delta_1 = \dots = \delta_6 = 0$	87.041	12.59	棄却

た。各社の数値は『有価証券報告書総覧』(各年版)から得た。産出物には付加価値を用いた。『主要企業経営分析』(日本銀行調査統計局)に従って、『有価証券報告書総覧』から経営利益、人件費、金融費用、賃借料、租税公課、減価償却費の合計として付加価値額を求めた。それを『国民経済計算年報』(経済企画庁)のGDPデフレーターで実質化した。問題として付加価値を産出物として用いているので、産出物に配分非効率性が含まれている可能性がある。

生産要素としては資本と労働を用いた。資本ストックは早見(一九九六)に従って次のようにして推計した。各企業ごとに有形固定資産の毎年の増加額(純投資)を計算し、それに減価償却費を加えて粗投資とする。この粗投資を投資財デフレーターで割って、実質粗投資を求める。減価償却率は、減価償却費を期首の有形固定資産額で除して計算している。有形固定資産の減価償却費は『有価証券報告書総覧』の「減価償却明細表」から得ている。一九九〇年の実質有形固定資産を初期値として、次の式によって資本ストックを推計した。

$$K_t = I_t + (1 - d_t)K_{t-1}$$

ここで、 K_t は資本ストック、 I_t は実質粗投資、 d_t は減価償却率、添え字の t は t 年における i 番目の企業を表している。投資財デフレーターは『国民経済計算年報』(経済企画庁)を利用した。

一方、労働のほうは分析対象が小売業なので従業員数とパートタイム労働者数の二つを合わせたものを用いている。

四 推定結果

推定結果は表1に示されている。推定は FRONTIER Version 4.1を用いている。推定法は最尤法である。FRONTIERについては Coelli (1996)、その尤度関数については Battese and Coelli (1993)を参照されたい。生産フロンティアの労働一人当たり資本の係数は、正で統計的に有意であり理論と整合的である。

表2にはいくつかの検定結果が示されている。表の一行目の検定は、通常の生産関数が適当かどうかを見ている。表の二行目の検定は、技術非効率性モデルに確率的変動を認めるのが適当かどうかを調べている。表の三行目の検定は、技術非効率性モデルにおける説明変数の選択が適当かどうかを判断している。表からすべての帰無仮説は棄却された。したがって、技術非効率性モデルを組み込んだ確率的生産フロンティアが選ばれることになった。

次に技術非効率性モデルの推定結果を見ると、まず金融機関の株式保有比率の係数は正で有意であり、金融機関の株式所有比率が高い企業で非効率性が高くなっていることを示している。

その他の法人の株式保有比率の係数も正で有意であり、その他の法人による株式所有が多い企業では非効率性が高いことを示している。

外国法人等の株式保有比率の係数は負であるがほとんどゼロであり、また有意でもない。ここでの推定結果は、経営結果を重視し、経営をモニターしていることを示していない。

役員の株式保有比率の係数は負であるが有意でないため、役員に

自社の株式を保有させることにより、利潤を追求させるという経営の規律付けの機能が働いていることをここでは示していない。

上位一〇位までの株式保有比率の係数は正で有意である。これも上位一〇位までの株式所有の割合の高い企業では非効率性も高いことを示している。

売上高の対数値の係数は負で有意である。これは規模の代理変数として考えているので、規模が大きい企業では効率性が高くなることを示している。収穫一定を仮定しておいて、規模の代理変数を用いるのは疑問かもしれないが、生産要素を二倍にしたときに非効率性も二倍になるということを示す明確な理由はないと思われる。

五 結 論

技術非効率性モデルを組み込んだ確率的生産フロンティアを大規模小売業のデータを用いて推定した。その結果によれば、通常の生産関数などよりも株式所有構成等の技術非効率性の要因を組み込んだモデルが選ばれることになった。また、技術非効率性とコーポレート・ガバナンスの間の関係では、金融機関の株式保有比率、その他の法人の株式保有比率、上位一〇位までの株式保有比率の係数は正で有意であった。また、売上高の係数は負で有意であった。

参考文献

Battese, G. E., and Coelli, T. J. (1993) "A Stochastic Frontier Production Function Incorporating a Model for Technical Inefficiency Effects." Working papers in Econometrics and

Applied Statistics, Department of Econometrics, University of New England, No. 69.

Battese, G. E., and Coelli, T. J. (1995) "A Model for Technical Efficiency Effects in a Stochastic Frontier Production Function for Panel Data," *Empirical Economics*, Vol. 20, No. 2, pp. 325-332.

Coelli, T. J. (1996) "A Guide to FRONTIER Version 4.1: A Computer Program for Stochastic Frontier Production and Cost Function Estimation," Center for Efficiency and Production Analysis (CEPA) Working Papers, Department of Econometrics, University of New England, No. 7/96.
早見均 (一九九六)「市場開放と経済効率」『日本経済研究』No.31, pp. 109-130.

(付記)

学会発表のときには、討論者の青木研先生(上智大学)とフロアの村上亨先生(追手門学院大学)から有益なコメントをいただいた。また、学会発表後に衣笠達夫先生(流通科学大学)からも有益なコメントをいただいた。(二)に記して感謝する。

医薬品産業における社会的規制の実効性確保に関する考察

—— 医薬品の審査能力について ——

一 わが国の医療用医薬品認可の問題

日本の医薬品市場の問題を列挙すると①、①他国に比べて一人当たりの薬剤費が高いこと、②高薬価であること、同効種ならばより高額な薬が選ばれることが多いこと、③欧米では有効性が確認されず新薬として承認されないものが承認されていること、④安全性が確保されるにもかかわらず薬害が絶えず、国際競争力が格段に劣ること等。これらの問題の原因は、薬価制度のもとで「価格のシグナル機能」が欠如していること、消費者(患者)が購入の意思決定者たりえていない等が指摘されるが②、特に新薬の承認に関する③、④は安全規制が有効に機能しなかったという意味で重大である。規制という公共サービスの享受者(消費者と企業)の利益が損なわれ問された中央薬事審議会が実質的に行い、厚生省の作業は書類の形式のチェックなどであった。世界の中でも「厳しい」とされる中央薬事審議会の審査だったが、委員は大学教授や病院長らで、本業の

合間に審査を行うために「山のような資料に目を通しきれない」の

が実態で、これまで重大な副作用が出ていたことが審査で見逃さざれ、製造承認されたケースがある。さらに臨床試験の際に欧米では承認されない基準で「有効」と評価され、市販後に効果が疑問視されている医薬品も少なくなかった。しかも中央薬事審議会是非公開で、委員には製薬企業役員等の兼職者もいた。また一方で、規制当局(厚生省幹部)の製薬会社への天下りなどとはつい最近まで慣例化していた。特に承認審査に必要な国内での新薬臨床制度は、事実上、海外の大手製薬メーカーへの参入障壁となり、国内製薬メーカーを保護して働いたと考えられる。こういった医薬品の安全性にかかわる関係者の動向は、「消費者に対する安全の確保」よりも、規制による便益の確保といった印象が強い。安全規制の継続的強化は、規制当局が最終的な決定者という形で、安全に対する責任の所在を曖昧にし、企業の品質、安全性に対する注意義務を低下させたという指摘もある(3)。むしろ長期的には安全規制を参入障壁に利用したとも考えられる。健康保険制度、薬価制度による市場メカニズムの

小林 俊 哉

〈未来工学研究所〉

小柳 津 英 知

〈三菱総合研究所〉

表1 福島医師による②の過誤と考えられる医薬品のリストと患者数

病気・症状	患者数 (千人)	医薬品名	病気・症状	患者数 (千人)	医薬品名
肺癌	26.1	シスプラチン	細菌性感染症	247.7	各種抗生物質
乳癌	12.5	カペタキシン	喘息	171.7	メチルプレドニゾロン注射剤
アレルギー	373	塩酸リボカバステン	気管支障害	117.9	キシナホ酸サルメテロール

出所：愛知県がんセンター内科医長福島雅典医師へのインタビュー等により作成

表2 日米規制当局の経営資源比較

米国：FDA	日本：厚生省
職員：9000人以上 内訳：科学者が2100人 予算：200,305千ドル Human Drugs 関連の99年の予算（但し人件費を除く）	職員：45人 予算：9599百万円（98年） これは医薬安全関連のみの数値である。

表3 ライフサイエンス分野主要研究機関の諸指標の日米比較

	日本	米国
研究者数 (人)	67.1	142.1
年間予算 (億円)	14.4	342.9
研究者1人あたりの研究費 (億円)	0.21	1.2

(注) 米国の諸費用は1993年のIMFレートで換算した（1ドル=111.2円）

(出所) 財団法人未来工学研究所『日米研究環境比較調査』1996年

欠如が医者、消費者、企業に市場意識を失わせ、安全性にまつわる市場メカニズムを弱らせた可能性が高い。九五年以降、ソリブジンやエイズ問題の反省から医薬品行政の根本的な見直しが行われ、①審査体制の強化、②試験研究機関の改組、③治療における透明性と信頼性の確保、が図られた。これらは、以前の安全規制を大きく改善させるものである。ただし①は、規制の実効性とそのコストの両面から再検討が必要である。この点については三で詳述する。

二 新薬認可における規制の過誤パターン ——新薬承認における二種類の過誤——

新薬の承認に関し、次の二種類の過誤が想定される。(1)効果の適切でない新薬承認の過誤や、被害例として、薬の副作用により患者の病状が悪化（死亡）することが挙げられる。次に(2)有用な新薬の承認の審査に時間がかかり過ぎる過誤である。被害例として、認可の遅れにより新薬が投入されれば改善したであろう患者の病状が悪化（最悪の場合、死亡）する。その内、過去の薬害にあった(1)の過誤の場合、消費者（市場）にその情報が提供される。一方、(2)の過誤の場合、その原因は明確にならず、その情報は消費者（市場）に伝わりにくい。そのため政府による規制は(1)の過誤を犯しやすいとされる。実際、わが国の行政的な安全規制の強化は(1)の場合を契機に行われてきたとされるが、(2)のような過誤をどう改善するかについては検討が少なかつたと思われる。九九年五月現在で(2)の過誤の可能性が高いものを「米国で承認され、利用度が高いにもかかわらず、日本で未だ承認されていない医薬品」という観点から列

挙すると次頁の表1になる。米国では(2)の過誤に対する反省から、新薬の承認スピードを上げる改革が進んでおり、一九九七年に承認された新薬の平均承認時間は一四・四カ月で、一九八〇年代後半の平均三〇カ月を半減させた。同時に、承認新薬数は九五年の八二から翌年には一三二に上昇した。ガンやエイズ等の優先順位の高い新薬に限れば、昨年九つの薬が認められているが、その承認期間は六カ月以内である。薬害の反省から、医薬品の安全規制のために「特に国内外からの情報に対する広範で、即時性のある収集能力と評価機能、薬剤の効力評価についての科学的に正当、中立な機能」(3)をもつ食品医薬品局(FDA)のような組織を造るべきという議論がある。しかし、そのような行政機関を創設した場合の費用と便益を検討する必要がある。そこでこの問題を検討するために、日本の規制当局における経営資源の比較を行う。

三 日米規制当局の経営資源比較

表2に、日本の厚生省と米国FDAの経営資源の比較を示す。職員数と予算において日米間に大きな格差が生じていることがわかる。

(1) 新薬開発の経営環境

新薬開発には特殊な人的資源（研究者）、研究開発投資が必要で、今後はさらに増大する見通しである。医薬品開発には多大な時間および経費が必要である。米国連邦議会技術評価局（Office of Technology Assessment: OTA）の調査によれば、開発に要する費用は経年的に増大し、一九八〇年代の新薬一品目あたり開発費総額は、一九七〇年代のその五倍以上になった。わが国の新薬開発

期間・投資額は、現在まで正確な調査はないが、日本製薬工業協会によれば平均開発期間は一五年、一品目あたりの開発投資額は二〇〇億円に及ぶ。また、今後画期的新薬の方向性としては、分子生物学、遺伝子（ゲノム）科学、構造生物学等の新分野を融合した「創薬科学」といったものがある。表3は、日米主要政府関係研究機関の研究者および研究費等のリソースを比較した表である。日米間に大きな格差が生じていることがわかる。

(2) 規制の実効性向上に伴う人的資源投入の問題

二で述べたように、これまでの反省を踏まえた審査体制の強化のため、厚生省は「規制を担当する、質の高い科学行政官の育成及び確保」を計画している。そのため厚生省では審査にあたる技官を九六年度の一二〇人から九九年度には一三〇人に増員、二〇〇〇年四月以降の申請から審査期間を一二カ月までに短縮する予定（データの取り直しなど、審査中断期間は含まれない）である。一方、期待される画期的な新薬の開発はきわめて多岐の分野の先端的な研究が必要と言われる。しかしわが国では米国と比較してきわめて研究者の流動性が低く研究者の層が薄い。また産官学間で情報・技術の移転が効率的に行われているとは言いがたいのが実態である。したがって、審査能力向上のための、コア的人的資源の調達には企業のコア的人的資源調達と競合することになる。

四 結語 望ましい新薬審査体制と 安全規制への示唆

わが国の行政による規制の実効性（規制能力）新薬の承認審査能

力)を高めつつ、安全性を高めようとした場合、次のような影響が生じる。(1)規制当局に人的資源が取られた民間企業が研究開発に投入する人的資源が削減される。(2)規制当局に情報が集中し、規制当局をチェックするメカニズムが働かない。この結果、規制当局による規制の実効性を高める措置が、長期的には、(3)製薬企業の技術革新を阻害する。(4)新薬承認における②の過誤を誘因し、チェックも容易でない等、を招く可能性が大きく、消費者利益を損ないかねないと考えられる。FDAでは、新薬承認における②の過誤を避けるため、審査期間短縮のために企業がコストを負担する「審査費補助制度」を導入し成功している。これは審査期間の短縮のために企業が審査料を支払うもので、その追加的コストは結局、消費者が負担していると推察される。このことは市場メカニズムが働くように全ての審査コストを企業が負担する形にし、行政ではなく民間の第三者機関による承認審査の形態も検討されることを示唆する(この機関が海外に一部委託するなど効率化が図られる)。従来、わが国では研究開発費や研究者の数が欧米企業の三分の一から五分の程度であること、研究開発基盤の格差と臨床試験(治験)の質の低いことが挙げられてきた。医療用医薬品の輸入超過はその反映であり、海外の輸入で消費者利益が確保されてきたといえる。皮肉にも、FDAで承認審査を受けて国内で使用する方が安価となったケースも見られる。九五年、横浜で開催された「医薬品規制ハートモナイゼーション国際会議(ICH)」で、日米欧は、新薬の臨床規制に関して統一基準を作成することで基本合意に達した。統一基準が実施されると、時間のかかる日本での臨床試験を避け、海外で試験してそ

のデータで日本に承認申請する製薬企業が増えると考えられる。このことは結局、安全規制というサービスについて米国から輸入するのと同義である。またFDAの承認を受けたことを製品のPRに活用しようとするケースがあり、規制というサービスにブランド化が生じていることを示す。ハートモナイゼーションが進むとますますこうした傾向が強まろう。このことは情報の非対称性の著しい財については、承認審査等の複数機関競争が生じるのが望ましいことを示唆する。消費者の代理人として望ましい機関に承認審査の依頼が集中することになる。さらに政府が行うことは医薬品の被害情報の公開、インフォームド・コンセント等の徹底等により情報の非対称性をできる限りなくすこと、結局は完全競争市場に可能な限り接近させる政策が望ましい、と考えられる。

おわりに、討論者として早稲田大学教授の田村貞雄先生と座長である東海大学教授の鈴木守先生から貴重な示唆を頂戴いたしました。記して感謝の意を表します。

- (1) 経済企画庁・経済審議会行動計画委員会「医療福祉ワーキング・グループ報告書」。
- (2) 南部鶴彦「我が国医薬品産業の特性―規制と競争のメカニズム」『季刊社会保障研究』二十八巻四号、一九九三年三月。
- (3) 黒田勲「日本において薬害はなぜくりかえされるか」。
- (4) 以上の概念は Roger Leroy Miller, et al.『経済学で現代社会を読む』日本経済新聞社、一九九五年、七―一四頁を参考にした。

医薬品産業における研究開発投資の収益率の計測

森 脇 祥 太
早稲田大学大学院

一 研究の目的

本研究の目的は、日本の医薬品産業における一九八〇年代以降の研究開発投資の収益率を個別企業のパネル・データを使用した生産関数を推定することによって計測し、その推移について分析することにある。その際、コブ・ダグラス型生産関数とあわせてトランスログ型生産関数を計測することで、代替の弾力性に関する仮定にわけて分析していく。研究開発投資の収益率を計測する研究は、製薬全体、個別産業・セクター等を対象に、非常に活発になされてきた渡辺・宮崎・勝本(1988)では、日本、アメリカ、イギリス、ドイツの製薬業全体における研究開発投資の収益率に関する一連の研究成果がまとめられており、一九六〇年代以降、日本の研究開発投資の収益率は年々低下する傾向にあり、過去においてはその大きさが欧米を凌駕していたのが、近年、同様の値に接近していることが述べられている(1)。本論文では、製薬業の中でも研究開発投資集約型の産業であり、自主的な技術開発が近年、非常に大きな意味をもつことになったと考えられる医薬品産業においても同様の傾向があるかについて検討する。医薬品産業の研究開発に関して、岡田・浦嶋・二宗(1995)では、研究者千人当り新薬製造件数を研究開発の

効率性と捉え、一九六〇年代後半以降の傾向を示してあるが、研究開発の効率性は現在までに約三分の一から約四分の一にまで低下していることが示されている。しかし、研究者一人当りの新薬生産が減少しても、それらが、市場で高く評価され、より高い付加価値を生み出していれば研究開発の効率性は低下したとは言えないことになる。われわれは、研究開発の効率性の指標としてより市場性が加味された、研究開発投資の収益率を計測して、一九八〇年代以降の傾向を計量的に検討したい。

二 研究開発投資の収益率の計測

(1) コブ・ダグラス型生産関数による計測

研究開発投資の収益率は、コブ・ダグラス型生産関数を推定し、そのパラメーターの値から計測することが可能となる(2)。これは、Mansfield(1980)、Griliches(1986)等によって、一般的に採用されている手法である。コブ・ダグラス型生産関数は、

$$Y = AK^{\alpha}L^{\beta}R^{\gamma} \quad (\alpha + \beta = 1, \gamma > 0) \quad (2-1)$$

であり、対数変換すると、

$$\ln Y = \ln A + \alpha \ln K + \beta \ln L + \gamma \ln R \quad (2-2)$$

となる。ここで、Yは付加価値、Aは技術水準、Lは労働力、

K は資本ストック、 R は研究開発資本、 α は資本の生産弾力性、 β は労働の生産弾力性、 γ は研究開発資本の生産弾力性を意味する。一次同次($\alpha + \beta + \gamma = 1$)を仮定すると、

$$\ln\left(\frac{Y}{L}\right) = \ln A + \alpha \ln\left(\frac{K}{L}\right) + \gamma \ln R \quad (2-3)$$

となり、研究開発投資の収益率 ρ は、

$$\rho = \gamma \cdot \frac{Y}{L} \quad (2-4)$$

から求められる。われわれは、パネル・データを使用して、個別企業の技術的固有性を考慮したFixed Effect Modelにより、(2-3)を推定する。推定された生産関数のパラメーターを(2-4)へ代入して、研究開発投資の収益率を求める。

(2) トランスログ型生産関数による計測

研究開発資本を生産要素に加えたトランスログ型生産関数はBerman, Bound and Gilliches (1998)、Adams (1999) 等によって近年、活発に使用されている。

資本ストック、労働、研究開発資本を生産要素としたトランスログ型生産関数は、

$$\ln Y = a + a_L \ln L + a_K \ln K + a_R \ln R + 0.5(a_{LL}(\ln L)^2 + a_{KK}(\ln K)^2 + a_{RR}(\ln R)^2) + a_{LK} \ln L \ln K + a_{KR} \ln K \ln R + a_{LR} \ln L \ln R \quad (2-5)$$

となる。また、労働分配率関数は、

$$\frac{\partial \ln Y}{\partial \ln L} = a_L + a_{LL} \ln L + a_{LK} \ln K + a_{LR} \ln R \quad (2-6)$$

となる。(2-4)より、労働と資本の一次同次を仮定すると、(2-5)の生産関数は、

$$\ln Y - \ln L = a + a_K(\ln K - \ln L) + a_R \ln R + a_{LK}(\ln L \ln K - 0.5 \ln K \ln K - 0.5 \ln L \ln L) + 0.5 a_{RR} \ln R \ln R + a_{KR}(\ln K \ln R - \ln L \ln R) \quad (2-7)$$

となる。労働分配率関数は、

$$\frac{\partial \ln Y}{\partial \ln L} = (1 - a_K) + a_{KR}(\ln K - \ln L) - a_{KR} \ln R \quad (2-8)$$

となる。トランスログ型生産関数は、任意の関数形のテイラー展開による二次近似式であり、いかなる点を近似点にするかにパラメーターの大きさは依存する。ここでは、パネル・データを使用して、各生産要素の平均値を近似点とし、それぞれの変数には平均値からの差を使用する。各生産要素の平均値を(2-7)へ代入すると、 $a_{LK}(\ln K - \ln L) - a_{KR} \ln R$ はゼロとなり、労働の生産弾力性は、 $(1 - a_K)$ となる。同様に、資本の生産弾力性は、 a_K 、研究開発資本の生産弾力性は a_R となる。研究開発資本の生産弾力性が求まると、(2-5)と同様にして、研究開発資本の収益率を求める。実際の計測において、(2-7)、(2-8)の誤差項に相関が生じる可能性があるため、(2-7)、(2-8)をSUR (外見上無相関な回帰)法で同時推定する。

III 使用されるデータについて

生産関数の推定に使用されるデータは、CD-ROM版『開銀データ』収録の医療品産業に所属する個別企業をサンプルとしてえられる付加価値、資本、労働、研究開発資本に関する非バランスパネル・データである。サンプルとして選択された企業は、三共、武田薬品工業、山之内製薬、第一製薬、大日本製薬、塩野義製薬、田辺製薬、吉富製薬、藤沢薬品工業、萬有製薬、富山化学工業、中外製薬、科研製薬、エーザイ、小野薬品工業、日研化学、大正製薬、エスエス製薬、参天製薬、ロート製薬、東京田辺製薬、ミドリ十字の二十二社である。また、CD-ROM版『開銀データ』に記載されていないデータ、すなわち、個別企業の研究者数、研究施設の土地

表1 研究開発投資の収益率

コブ=ダグラス型生産関数		
生産弾力性	平均生産性	研究開発投資の収益率
1980—87生産関数		
研究開発資本	0.291	2.542
研究開発資本	0.431	1.477
1988—96生産関数		
研究開発資本	0.108	2.542
研究開発資本	0.134	1.477
トランスログ型生産関数		
生産弾力性	平均生産性	研究開発投資の収益率
1980—87生産関数		
研究開発資本	0.108	2.542
研究開発資本	0.134	1.477
1988—96生産関数		
研究開発資本	0.108	2.542
研究開発資本	0.134	1.477

を除く資本ストックに関しては、『有価証券報告書』中にある設備の状況欄記載のデータで補った。

IV 研究開発投資の収益率の計測

推定された生産関数のパラメーターの値から研究開発投資の収益率を計測したのが表1である。研究開発投資の収益率は、生産関数のパラメーターによって求められた生産弾力性とサンプル企業の平均値として求められた研究開発資本の生産性を(2-4)へ代入して算出された。表1をみると、コブ=ダグラス型生産関数、トランスログ型生産関数双方ともに、前期から後期にかけて研究開発投資の収益率は低下しており、日本の製造業の傾向が医薬品産業にもあてはまることになった。研究開発投資の収益率の低下要因となったのは、双方ともに、研究開発資本の平均生産性が低下したことによる。研究開発資本の生産弾力性は双方ともに、逆に上昇しており、平均生産性の著しい低下が研究開発投資の収益率を低下させたことが明瞭である。研究開発投資は、生産力を直接的に増大させており、その効果は前期から後期にかけて拡大しているが、一方、その効率性が低下しているため、収益率は低下していることになる。

五 研究のまとめ

以上の結果は、今後の日本の医薬品産業の発展において、研究開発投資の効率性が最も重要な指標となることを示唆している。実証研究の結果によると、研究開発投資を増やすと、生産量は増加するが、収益率は低下することになる。研究開発資本の生産性が低下し

ていることは、産業全体で考えると、研究開発投資が過剰に行われていることを意味する。伊藤・清野・奥野・鈴木(1998)では、不確実性の高い研究開発投資の場合、コモン・プールの外部不経済を生じる可能性があることが述べられており、この場合、研究開発投資は社会的にみて過剰になると考えられる。外部不経済が生じている場合は、企業間での合併や研究開発組合を作ることによって外部不経済を内部化するとよい。この点に関しては、もう少し詳細な分析が必要であるが、中小企業が数多く存在し、国際的にみて企業規模が小さいと考えられる日本の医薬品産業においては、研究開発の効率性を高めるために、合併によって企業規模を高めることが必要である」とは、間違いのない事実であると考えられる。

- (1) 渡辺・宮崎・勝本(1998)「二二ページの表」18参照。
- (2) コプリダグラス型生産関数の場合、そのパラメーターの値は、それぞれの生産要素の生産弾力性となる。
- (3) 同様に、資本、研究開発資本の分配率関数も求めることができる。ここでは、資本、研究開発資本の価格が短期的に調節することができないことを仮定しているため、労働分配率関数だけを導き出している。

参考文献

伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎(1998)「産業政策の経済分析」。
岡田羊祐・浦嶋良日留・二宗仁史(1995)「医薬品産業における製造物質
任、安全規制と研究開発」『経済分析』一三八号。

産地型集積における環境変化と集積の利益

一 はじめに

Piore and Sabel [1984] 以後、空間的集積 (agglomeration; 以下集積) が注目され、その活性化を目指した諸策が講じられている。たとえば、「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(一九九七年施行)」は、集積をモノづくりの基盤として位置づけ、Marshall [1890] 以降議論されてきた集積の利益の維持・発展を目的としている。

しかし、集積を研究対象とする者の間でも、「集積の利益とは何か」という問に対する一致した見解は得られていない。また、急速に進みつつある情報化やグローバル化などの環境変化は、集積の利益に変容を迫るであろう。

本稿の目的は、集積の利益を類型化するとともに、情報化がそれらに与える影響について検討することにある。なお、本稿で扱う集積とは、「特定地域に同種の中小企業が集中立地し、有機的連関(社会的分業)を経て最終製品を生産し、地域内外に市場を求めている状態」を指す。そして、集積の利益を、「集積内部に立地することによってのみ企業が享受できる利益」と定義する。

渡辺千帆・宮崎久美子・勝本雅和(1998)「技術経済論」日科技連。
Adams, J. D. (1999) "The Structure of Firm R & D, The Factor Intensity of Production, and Skill Bias," *The Review of Economics and Statistics*, 81.
Bernan, E., Bound, J. and Griliches, Z. (1994) "Changes in the Demand for Skilled Labor within U. S. Manufacturing Industries," *Quarterly Journal of Economics*, 109.
Griliches, Z. (1980a) "Returns to Research and Development Expenditures in the Private Sector," in Kendrick, J. W. and Vaccara, B. N., eds, *New Developments in Productivity Measurement and Analysis*, Chicago University Press
— (1980b) "U. S. Productivity Growth," *American Economic Review*, 70.

(付記)

宮崎公立大学教授 豊昭吉先生から貴重なコメントをいただき感謝いたします。今後の研究に生かしていきたいと思っております。

二 集積の利益

Marshall [1890] 以降多くの研究者によって議論されてきた集積の利益は、コスト削減型と創造・模倣型とに類型化できる。

(1) コスト削減型

コスト削減型の利益とは、「既存製品の生産にあたって、企業のコスト削減に寄与する集積の利益」と定義され、輸送コスト、企業間取引コスト、生産コスト、流通コストの削減効果を意味する。

① 輸送コスト

集積の生産システムは、社会的分業を基盤に構築され、多くの中間取引を伴う。よって、社会的分業関係にある企業群の近接は、それらが分散立地した場合と比較して、輸送コストを節約する。

② 企業間取引コスト

社会的分業関係にある企業群が近接することによって、当該企業と取引先との間には、電話などのコミュニケーション手段を媒介としない face to face の接触が成立する。このような接触によって、企業間の交渉担当者は、相手の言葉・表情・仕草の裏に隠された情報を入手できる。もちろん、この情報の生成には、交渉担当者の主観的判断が強く働いたため、客観性を欠く可能性がある。しかし、取引

山口 純哉
〈神戸商科大学大学院〉

先と分散立地している状態では、企業がこの種の情報を入手することはできないし、かりに入手可能であっても、企業が負担する取引コストは高い。よって、集積内部への立地は、企業の取引コストを引き下げる。

また、集積内部の企業は、取引先との接触時に得られる情報だけでなく、噂や評判といったインフォーマルな情報をも入手できる。つまり、現在の取引先に関する情報はもちろん、潜在的な取引先のそれさえも企業は入手する。そして、企業間取引が長期におよぶと、両企業の間には信頼が生まれ、取引コストをさらに引き下げる。

③ 生産コスト

生産コストとは、土地・建物、機械設備、労働、金融、原材料などの調達コストを指し、集積内部に立地することによって低下する。なぜなら、集積内部に立地する生産要素の各供給主体が、確実な需要が見込める当該産業への供給を望むからである。たとえば、集積内部の資金供給者は、低コスト・リスクでの資金供給、つまり、face to face による接触や噂・評判を活用した審査・監視が可能な企業を貸出先として選択する。

④ 流通コスト

流通コストとは、集積内部で生産される製品の流通を担う企業特に集積外部に立地する企業（以下流通企業）との取引コストを指す。同種の製品を生産する企業が集積すると、当該製品の需要は集積に集中し、集積は当該製品生産のメッカとしての地位を得る。メッカとなった集積には、数多くの流通企業が頻繁に来訪し、集積内部の企業と取引を行う。つまり、集積内部の企業は、自らが取引コ

ストを負担することなしに、集積外部の流通企業と取引できる。

(2) 創造・模倣型

創造・模倣型の利益とは、創造、模倣、創造的模倣の利益によって構成され、「企業の新製品創出を容易にする集積の利益」を意味する。

企業が創造、模倣、創造的模倣を行う際に必ず把握しなければならないのは、ニーズとシーズに関する情報であり、集積内部の企業はそれらを低コストで収集できる。なぜなら、ニーズに関する情報は、流通企業によって集積に持ち込まれるし、シーズに関するそれは、face to face の接触や噂・評判によって把握できるからである。つまり、それらの情報を的確に把握可能な集積内部の企業は、自らが採用すべき創造活動の方向性、模倣による利益の有無と模倣の可能性、先発企業が充足できなかった需要の有無と創造的模倣の可能性を容易に見いだすことができる。換言すれば、集積内部の企業は、低コスト・リスクで創造・模倣・創造的模倣を実行できる。

以上のように、集積の利益はコスト削減型と創造・模倣型とに分類でき、これらが同時に存在することによって、技術的柔軟性、製品の多様性、短納期、低い製品価格といった集積の特徴が生まれる。

三 情報化と集積の利益

ここでは、企業を取り巻く環境の変化として情報化を取り上げる。なお、ここでいう情報化とは、企業への情報機器導入ではなく、「外部とのネットワーク化」を意味する。

Graham and Marvin (1996) によれば、情報化は、経済活動の

地理的・時間的制約を脱し、論理空間や仮想空間と呼ばれるコンピュータ・ネットワーク上の接触を促進する。本稿で類型化したような集積の利益は、物的空間における企業の近接性、特に face to face の接触によってのみ生み出されると理解されてきた。よって、集積という物的空間上の接触が、情報化による仮想空間上の接触に代替されるか否かが問題となる。

集積における接触は、仮想空間における接触に代替されるのであろうか。かりに代替されるのなら、集積という物的空間上の特性は、内部に立地する企業になんの利益ももたらさないし、集積そのものが形成されないかもしれない。

しかし、この結論はあまりにも短絡的である。なぜなら、第一に、本稿の考察対象である集積内部では、社会的分業が行われており、取引のほとんどには中間財や原材料といったモノの移動を伴うからである。仮想空間上の接触は、物的空間における情報交換を代替する可能性を含むものの、物的交換を代替することはない。

第二に、集積内部での接触 (face to face) によって交換される情報と仮想空間上の接触で交換される情報の間に、質的な差異が存在するからである。確かに、急速に普及しつつある仮想空間上の接触は、われわれに膨大な量の情報を提供してくれる。しかし、都市経済学、特に CBD (Central Business District: 中心業務地区) 研究で議論されているように、face to face の接触は、仮想空間におけるそれと比べ、非定型で質の高い情報交換を可能にする。集積内部の中小企業においては、非定型業務と定型業務との分離が行われておらず、非定型業務が重視されるため、face to face の情報交

換が不可欠である。このような理由から、情報化によって促進される仮想空間上の接触が物的空間上の接触を代替し、既存の集積の利益を否定するという結論は棄却される。

むしろ情報化は、既存の集積の利益を補完する役割を果たす。情報化は第一に、企業の情報源を拡大する。たとえば、今日まで、集積内部に立地する企業の市場に関する情報源は、集積内部もしくは外部に立地する流通企業に限られていた。しかし、情報化によって、集積内部の企業と小売店・消費者とのコミュニケーションが成立しやすくなり、集積内部の企業は、集積の利益の中でも創造・模倣型の利益の発生に必要な消費者ニーズをより的確に把握することができる。第二に、集積内部における企業間の情報交換を、より効率的なものにする。今日まで、集積内部の情報交換は、情報の質に関わらず face to face で行われてきたが、情報化の進展は、接触手段のバリエーションを広げる。たとえば、発注数量や進捗情報の確認といった定常的な情報交換は仮想空間上の接触で、契約の締結や試作品の開発といった非定常的な情報交換は物的空間上で行うことができる。このような接触手段の使い分けによって、face to face に割かれていた時間が節約される。実際、一九九八年より始まった今治タオル産業のバーチャル・ファクトリーシステムにおいては、このような手段の使い分けが行われている。

四 おわりに

本稿の議論から、「政策立案時には、政策対象となる集積の空間的特性や利益を詳細に把握・考慮しなければならない」ことが分か

る。本稿で類型化した集積の利益は、集積という空間的特性によってのみ発生するものであって、企業が分散立地した場合には決して発生しない。また、情報化がもたらす仮想空間上の接触は、集積と物理的空間における face to face の接触を完全には代替しない。よって、情報化が空間的制約を廃すると仮定し、当該集積の空間的構造を考慮しない産業・都市政策は、集積の利益を大きく損なう。

参考文献

- Graham, Stephen and Simon Marvin (1996), *Telecommunications and The City*.
Greenhut, Melvin L. (1956), *Plant Location in Theory and Practice: The Economics of Space*, The University of North Carolina Press. (西岡久雄監訳『工場立地：理論と実際』大明堂一九七二)
Marshall, Alfred (1890), *Principles of Economics*, Ninth edition with annotations by C. W. Guilleband, Macmillan. (馬場啓之介訳『経済学原理Ⅲ』東洋経済新報社一九六五)
Piore, Michael J. and Charles F. Sabel (1984), *The Second Industrial Revolution: Possibilities for Prosperity*, The Basic Books. (山之内靖・水易浩一・石田あつみ訳『第二の産業分水嶺』筑摩書房一九九三)
Schnaars, Steven P. (1994), *Managing Imitation Strategies*, The Free Press. (恩蔵直人・坂野友昭・嶋村和恵『創造的模倣戦略』有斐閣一九九六)
Smith, David M. (1971), *Industrial Location*, John Wiley & Sons. (西岡久雄・山口守人・黒田彰三共訳『工業立地論：理論と応用』大

明堂 一九八二)
中小企業庁(一九九九)『全国の産地…平成一〇年度産地概況調査報告書』
柳井雅人(一九九七)『経済発展と地域構造』大明堂。

(付記)

本報告に際し、予定討論者の松永宣明教授(神戸大学)、座長の鈴木守教授(東海大学)、フロアの豊昭吉教授(宮崎公立大学)より有益なコメントをいただきました。記して感謝の意を表します。なお、紙幅の都合から、報告中に言及した「グローバル化と集積の利益との関係」を割愛した。この点については別稿にて検討したい。

航空産業におけるハブ・スポークネットワークと企業提携

佐藤 浩 之

〈慶應義塾大学大学院〉

一 序

航空産業において、ハブ・スポークネットワークは航空会社にとって限られた機材で数多くの都市間の運航を可能にするシステムとして特にアメリカの国内線において一九八〇年代に運賃、路線自由化等の規制緩和の産物として発展した⁽¹⁾。一九八〇年代後半からは、国際線においてもいわゆる国際ハブ空港の建設、外国航空会社等との提携を通して、ネットワーク産業としての特性を生かして事業を展開する傾向にある。そこで本研究では、まずハブ・スポークネットワークの性質を明らかにし、次にハブ・スポークネットワークの下での各国の航空会社同士の提携による路線の共同運航について、協力ゲームの枠組みを用いてハブ・スポークネットワークの安定性、効率性について調べることによって航空会社の提携に関するインプリケーションを与えることを目的としている。

二 モデルの基本構造

この節では、以降で用いるモデルの基本構造を示す。A、H、Bの三地点各々において航空会社が存在するとする。この際、A、H、Bの三地点及びそこに存在する航空会社は同質である、と仮定する。

その三つの航空会社が三地点間の三路線、すなわちAH、BH、ABの各都市間の路線に発生する需要に対し共同運航によりその三路線を任意の形で運航し、最終的に運航によって得られた利潤を三社の交渉により配分することとする。なお、ここで路線を運航する主体は共同運航の一主体のみであると考える。

実際の議論の前に本モデルにおける仮定、記号法等についての説明を行う。まず、航空会社は以下で定める各都市間の需要に応じてあらゆる形で運航が可能とするが、利潤最大化の条件、密度の経済性の存在を仮定することにより、A、H、Bすべてを結ぶ方法、すなわちAH、BH、ABの三路線を運航する方法と、Hを中心としてAH、BHのみを運航し⁽²⁾、ABの需要についてはAH、BH路線を通じて乗り継ぎ便の形で対応する方法の二種類のいずれかの運航形態を選択することとなる⁽³⁾。前者をPoint to Point ネットワーク、後者をハブ・スポークネットワークと呼び、以降ではPoint to Point⁴ ハブという略称を用いて表現する。

需要に関しては各都市間に発生し、方向別の需要をすべて合計したものを当該都市間の需要とする。市場内には価格差別はなく、同一路線は同一の価格がつけられるとする。そして、旅客は目的地に到着することと料金のみを考慮し、経由地の数については考慮しな

い、とする。しかし、ここで直行便と經由便の両方が選択できる場合は直行便を選択することとする(4)。さらに、以降の節での比較を容易にするため、需要に関しては各都市間において同質であると考え。したがってハブのときに発生するHを經由するA、B市場の需要は、逆需要関数が $P_H(Q_H)$ で与えられるなら Q_{AB} という形で表現される。その結果、実際にはハブの時のA、H路線の総需要量はスポーク市場の需要量 Q_H と乗り継ぎ便の需要量 Q_{AB} の和となる。なお、混乱を避けるためハブの時の需要量には添え字 h 、Point to Pointの時の需要量には添え字 i をそれぞれ右に付する。そして、航空会社の路線における収入は $R_i(Q_{ij}) = Q_{ij}P_i(Q_{ij})$ と、限界収入は $R'_i(Q_{ij})$ と表記できるとする。

運航費用 c については、各路線ごとに費用がかかると考える。したがって、費用は当該路線を運航する運航量の総和に依存する形となる。なお、 $c'(Q) > 0$, $c''(Q) > 0$ を満たしているとする。

以降の計算のために関数の形を特定する。まず逆需要関数は各都市間について

$$P_i(Q_{ij}) = a - \frac{Q_{ij}}{2} \quad (i, j = A, B, H, i \neq j, a > 0) \quad (1)$$

とする。一方費用については各運航路線ごとに

$$c(Q) = (1 - \theta) \frac{Q}{2} + F \quad (\theta > 0) \quad (2)$$

とする。 F は各路線ごとにかかる運航のための固定費用、 θ は運航量の密度の経済性の度合いを示す。

そして、ここで行われる協力ゲームのタイミングは以下の通りと

- (4) $a - Q_{Au} = 1 - \theta(Q_{Au} + Q_{Ab})$
- (5) $a - Q_{Bu} = 1 - \theta(Q_{Bu} + Q_{Ab})$
- (6) $a - Q_{Ab} = 1 - \theta(Q_{Au} + Q_{Ab}) + 1 - \theta(Q_{Bu} + Q_{Ab})$
- (7) (4)~(6)式を解へむ

$$Q_{Au}^* = Q_{Bu}^* = Q_{Ab}^* = \frac{a-1+\theta Q_{Ab}^*}{1-\theta} = \frac{1-a(1-\theta)}{3\theta-1} \quad (7)$$

$$Q_{Ab}^* = \frac{2-a(1+\theta)}{3\theta-1} \quad (8)$$

となる。

また、二階の条件より、 $\theta > 1/3$ 、さらに $Q > 0$, $R' > 0$ より、 $2/(1+\theta) > a > 1/2\theta$ を満たしていなければならない。

ところで、A、B路線における料金と、A、H、B、Hの料金を足し合わせたものを比較すると、上記⑤ $\theta > 1/3$, $2/(1-\theta) > a > 1/2\theta$ の条件のもとでは、 $P_{Au} > P_{Au} + P_{Bu}$ となる(9)。これは、A、B間を旅行する人にとって、A、H、B、H間のチケットを分割購入してA、B間を旅行するインセンティブが働かないことを示している。したがって、合理的な個人を仮定すれば、A、H、B、H市場の需要は純粋にA、H、B、H間をそれぞれ旅行する人に限られていることがわかる。

(2) Point to Point ネットワークの均衡

(1)と同様に、Point to Pointの時の利潤最大化問題は以下の式で求められる。

$$\max_{Q_{Au}^P, Q_{Bu}^P, Q_{Ab}^P} \pi^P = [P_{Au}^P(Q_{Au}^P)Q_{Au}^P + P_{Bu}^P(Q_{Bu}^P)Q_{Bu}^P + P_{Ab}^P(Q_{Ab}^P)Q_{Ab}^P - c(Q_{Ab}^P)]$$

なる。(1)~(3)の航空会社が提携をしようとするかどうかについての決定を行う。(以下では提携は行われるものとする。)(2)提携した3つの航空会社は一つの共同体としてPoint to Point、ハブのいずれかのネットワークを選択して運航を行う。なお、ハブ型の際はHをハブとする。(3)運航によって得られた利潤を四節で議論する配分ルールに基づき各地点A、H、Bに配分する。この際、(2)で決定されたネットワークは所与として考える。

この結果をもとに、コードシェアリング等の企業提携が盛んに行われている現在の国際航空産業における実態と照らし合わせ、共同運航についてのインプリケーションを与えることとする。以降では次節で本モデルにおけるハブ、Point to Point両者の基本性質の結果とその比較を行い、四節では協力ゲームの枠組みで航空会社の提携について分析する。

三 本モデルにおける両ネットワークの基本性質

(1) ハブ・スポークネットワークの均衡

前節での仮定をもとに、まずハブの時の利潤最大化問題は以下の式で求められる。

$$\max_{Q_{Au}^H, Q_{Bu}^H, Q_{Ab}^H} \pi^H = [P_{Au}^H(Q_{Au}^H)Q_{Au}^H + P_{Bu}^H(Q_{Bu}^H)Q_{Bu}^H + P_{Ab}^H(Q_{Ab}^H)Q_{Ab}^H - c(Q_{Au}^H + Q_{Ab}^H) - 2F] \quad (9)$$

内点解を保証することを仮定して、一階の条件は(1)、(2)を用いて計算すると

$$-c'(Q_{Bu}^H) - c'(Q_{Ab}^H) - 3F \quad (9)$$

一階の条件を求める(1)~(2)を用ふ

$$a - Q_{Au}^H = 1 - \theta(Q_{Au}^H) \quad (10)$$

となるので(10)式を解へむ

$$Q_{Au}^H = \frac{a-1}{1-\theta} \quad (11)$$

となる。なお、 $i=A, H, B, j=A, H, B, i \neq j$ 、および

(3) θ の与える影響

以上で得られた結果を用いて、トラフィックの密度についての規模の経済性の指標である θ の、各変数に与える影響についてみてみる。まず、最適な運航量に与える影響は、(7)、(8)、(11)を用いて $\frac{\partial Q_{Au}^H}{\partial \theta} > 0$, $\frac{\partial Q_{Bu}^H}{\partial \theta} > 0$, $\frac{\partial Q_{Ab}^H}{\partial \theta} > 0$ となる。したがって、各路線の運航量は θ が増加する。すなわちトラフィックの密度が上昇すればするほど上昇することがわかる。

一方価格については、上記の結果と(1)より、 $\frac{\partial \pi_{Au}^H}{\partial \theta} < 0$, $\frac{\partial \pi_{Bu}^H}{\partial \theta} < 0$ 、

$\frac{\partial \pi_{Ab}^H}{\partial \theta} > 0$ となる(9)。この結果、 θ が上昇するほど価格が下がるこ

とがわかる。 π^H については(3)、(7)、(8)式と包絡線定理より、 $\frac{\partial \pi^H}{\partial \theta} > 0$ となり(11)、一方 π^P については(9)、(11)式と包絡線定理より

$\frac{\partial \pi^P}{\partial \theta} < 0$ となる(9)。したがって、両ネットワークにおける利

潤は、 θ が増加するほど上昇することがわかる。

上記の結果より、密度の経済性による限界費用の減少、運航量の増加は価格の減少分を上回り、結果として利潤を増加させていることがわかる。

四 協力ゲームにおけるハブ・スポークネットワークの効率性と安定性

この節では、前節の結果を用いて、協力ゲームにおける両ネットワークの全体および各地点の利潤を比較し、ハブ・スポークネットワークの効率性、安定性について調べる。

なお、ここからは、二節でも述べたが、各地点A、B、Hをプレイヤーとして考え、路線の運航によって得られた利潤を各地点に配分される協力ゲームを考える。このゲームのタイミングは既述の通り、まず、航空会社が路線のネットワークの形を決定する。次にそのネットワークの下で航空会社は運航し、利潤が発生する。そして決定されたネットワークを所与としてプレイヤーである各地点A、B、Hが交渉により発生した利潤を配分することとする。

(1) ネットワークの定義と Equal Bargaining Power を満たす配分ルール

この項では、後の項での説明を容易にするため、ネットワークについての定義を説明し、本研究でのモデルと照合する。また、Equal Bargaining Power を満たす配分ルールについて説明する⁽⁹⁾。

まず、 $N = \{1, 2, \dots, n\}$ をプレイヤーの集合とし、それらを節点

自らのかかわるリンクを取り除くことによるリンク全体に対する影響力、すなわちリンクを結ぶ際の交渉力に応じて利益が配分されることになっている。以降では、利益の配分ルールについてはこのEBPを満たす配分ルールを採用することとする。

(2) 各プレイヤーの配分利益

EBPにもとづき、ハブ・Point to Pointの両ネットワークにおける各地点の配分利益を求める。まず、ハブ・スポークネットワークを改めて示すと、 $N = \{A, B, H\}$ 、 $g = \{AH, BH\}$ となる。またネットワーク全体の利益は

$$v(g) = Y_A^H(g) + Y_B^H(g) + Y_H^H(g) = \pi^{*H} \quad (18)$$

となる。

ここで各プレイヤーの配分される利益を計算すると、最適値における π_A^H 、 π_B^H は $\pi_A^{*H} = \pi_B^{*H} = \pi_H^{*H} = \frac{1}{2} \frac{(a-1)^2}{(1-\theta)} - F$ となり⁽¹⁰⁾、E B Pより

$$Y_A^H(g) - 0 = Y_B^H(g) - 0 = Y_H^H(g) - \frac{1}{2} \pi^{*H} \quad (19)$$

となり⁽¹¹⁾、(13)よりそれぞれの利益の配分は

$$Y_A^H(g) = Y_B^H(g) = \frac{1}{3} \pi^{*H} - \frac{1}{3} \left(\frac{1}{2} \pi^{*H} \right) \quad (15)$$

$$Y_H^H(g) = \frac{1}{3} \pi^{*H} + \frac{2}{3} \left(\frac{1}{2} \pi^{*H} \right) \quad (16)$$

となる。これはネットワークを形成する上でハブとなる地点(プレイヤー) Hが他の地点A、Bよりも強い交渉力を持ち、ネッ

(フード)としたグラフ g によってネットワークを表す。ネットワークはそのノード間がつながっているか、すなわちノード間にリンクがあるかどうかについて表される。とくに、 N の二つの元からなる部分集合の全体を完全グラフといい、 g^c で表す。リンクについては g で示され、 $g \cap g^c$ なら、グラフ g において g が直接結ばれていることを示す。さらに、 $g^c - g$ で、グラフ g からリンク g を取り除いた、ということを示す。また、 $v(g)$ はグラフの価値を示している。

グラフ g は、他のすべてのグラフ $g' \cap g^c$ について、 $v(g) \geq v(g')$ であるとき、効率的である、という。そして利益の配分については、 $Y_i(g, v)$ により、 (g, v) におけるプレイヤー i の取り分を示す。それを用いて、ネットワークの安定性は、一般に、すべての $i \in N$ に $v_i \geq v$ 、 $Y_i(g, v) \geq Y_i(g' - i, v)$ 、 $Y_i(g, v) \geq Y_i(g - i, v)$ が成り立つことである。なお、以下では $Y_i(g, v)$ を y_i と省略して $Y_i(g)$ と表記する。

利益の配分ルールについて、Jackson and Wolinsky (1996) [2]ではネットワークにおける協力ゲームでの各プレイヤーに対する利益の配分ルールについて、Equal Bargaining Powerという概念を定義し、これを満たすような配分ルールを提示している⁽¹⁰⁾、⁽¹¹⁾。定義：配分ルール Y は、すべての $v, g, v \cap g$ について、以下の式のとおり、Equal Bargaining Power (E.B.P.) を満たす。

$$Y_i(g) - Y_i(g - i) = Y_i(g) - Y_i(g - j) \quad (12)$$

この式ではある一つのリンクを取り除いたとき各個人の被る損失が等しくなることを示している。したがって、この配分ルールでは

トワークを維持するために、A、BがHに対して $\frac{1}{3} \left(\frac{1}{2} \pi^{*H} \right)$ ずつ支払う、ということの意味している。

一方、同様の方法で Point to Point ネットワークは $N = \{A, B, H\}$ 、 $g = \{AH, BH, AB\}$ と示され、そのときのネットワーク全体の利益は

$$v(g) = Y_A^H(g) + Y_B^H(g) + Y_H^H(g) = \pi^{*P} \quad (17)$$

となり、各プレイヤーの利益をハブのときと同様に計算すると

$$Y_A^H(g) = Y_B^H(g) = Y_H^H(g) = \frac{1}{3} \pi^{*P} \quad (18)$$

となり、EBPよりこのときの各プレイヤーの交渉力は等しいことがわかる。

(3) 数値例による比較

以上の結果を踏まえて、実際にネットワークの価値、各プレイヤーの利益をハブ・Point to Point ネットワーク双方について比較し、ハブがどのようなときに効率的になるかを調べる。

まず一般的な形において計算を行ってみる。まず、 π^A 、 π^B は

$$\pi^A = \frac{3a^2\theta^3 + (a^2 - 6a)\theta^2 - (15a^2 - 36a + 18)\theta + 3a^2 - 6a + 2}{2(3\theta - 1)^2} - 2F \quad (19)$$

$$\pi^B = \frac{3}{2} \frac{(a-1)^2}{1-\theta} - 3F \quad (20)$$

となる。ここで

$$\pi^A =$$